

纏向学研究センター研究紀要

纏向学研究

—第11号—

2023

桜井市纏向学研究センター

Research Center for Makimukugaku, Sakurai City.

纏向学研究センター研究紀要

纏向学研究

—第11号—

2023

桜井市纏向学研究センター

Research Center for Makimukugaku, Sakurai City.

序

桜井市纏向学研究センターの研究紀要である『纏向学研究』の第11号を刊行いたします。

当研究センターが正式に発足して今年度で11年目となり、昨年には設立10周年を記念した『纏向学の最前線』を研究紀要の第10号として上梓することができました。

この研究紀要の刊行は、当センターの事業の柱となるもので、常勤の職員や共同研究員の方々とどまらず、「纏向学」研究の意義とその学的普及にご賛同くださる多くの研究者の方々の寄稿によって継続して刊行されてきました。10周年の記念号には87名にもおよぶ方々が寄稿してくださり、改めて多くの方々によって「纏向学」が支えられていることを実感しました。心から感謝申し上げます。

当センターでは、幅広い人間学的視野と学際的研によって、「日本国家」や「日本文化」の歴史的な形成のあり方を多角的に追求し、その原像を明らかにすることを目指して参りました。その成果を広く市民に発信し、21世紀の新たな「学」のありようと領域の再編を模索することも、私たちの目指す「纏向学」の実践的な柱として目的化してきました。はたしてその一つ一つのどれほどが達成できたのかは心許ないことですが、ただひたすら研鑽を積み上げていくしかありません。

今、私たちの社会はいろいろな面で危機感や閉塞感が蔓延しているようにも思います。とくにこの1年間は、いぜんとして抜け出すことのできない感染症禍の長いトンネルのなかにあって、ロシア＜帝国＞の復権を正当化させるような独立国家ウクライナへの侵略に始まり、この閉塞感はずっと増長している感は否めません。そしてこの閉塞感は、残念ながら斯界にもおよんでいるように思えます。

しかしこうした時だからこそ初心に戻って、着実な研究面での自己研鑽を蓄積するしかありません。まずは、年々刊行されるこの研究紀要が、「纏向学」の血となり肉となって、この「現代」へも発信できる日が来ることをひたすら願ってやみません。

令和5年3月21日

桜井市纏向学研究センター

所 長 寺 沢 薫

目 次

序

列島国制史の根本的諸問題（Ⅰ）共同体国家・階級国家・文明国家

－寺沢薫氏の国家形成史論に寄せて－…………… 水 林 彪 …… 1

直弧紋異聞

－弧帯紋・直弧紋の単位図形とその構成法に関する研究ノート－…………… 豊岡 卓之 …… 31

纏向遺跡建物Fと伊勢神宮の御饌殿…………… 黒田 龍二 …… 59

纏向遺跡の形成と古墳築造による画期の様相（予察）

－植生環境変化、年代測定、土器変遷から－…………… 金原 正明・西 村 奏 …… 65

「大井家、大井寺」の所在地をめぐって

－安倍寺周辺の遺構・遺物とその評価－…………… 橋本 輝彦 …… 75

古墳時代的須恵器文様の終焉

－桜井市吉備遺跡第4次調査出土刻書須恵器の位置付けをめぐって－…………… 森 暢 郎 …… 87

編集後記

列島国制史の根本的諸問題（Ⅰ）
共同体国家・階級国家・文明国家
－寺沢薫氏の国家形成史論に寄せて－

水 林 彪

目次

I. はじめに	3
II. 寺沢国家論の概要	4
III. 寺沢国家論の問題点	6
IV. 寺沢国家論の意義	17
V. エンゲルス国家史論による列島史の読解	19
VI. 結びにかえて	28

論文要旨

本論文は、国家という現象を主たる学問的対象の一つとする法学（法史学）の立場から、考古学者・寺沢薫氏の独創的な弥生時代国家形成史論を論評すべく、書き起こされた。しかし、成稿は、寺沢国家史論の論評の域を越えて、私自身の国家史論の全体像の概要を記すものともなった。そのような次第となったのは、寺沢国家史論の論述対象はほぼ列島の弥生時代から古墳時代初期に限られているものの、諸事実を分析し総合するための国家理論は、エンゲルスの二著作（『反デューリング論』および『家族・私有財産・国家の起源』）の本格的検討を踏まえた上での批判的摂取によって構築されたものであることによる。これら二つの古典的作品は古今東西の歴史を視野におさめた理論的著作であるから、これとの格闘・批判を通じて形成された寺沢弥生国家史論を、その潜勢力をも含めて全体として論評しようとするならば、弥生時代という枠から自由になり、列島史全体を視野に収めることが必要であるように思われた。

序文（I）と結語（VI）を除く本論は、4つの部分（II～V）からなる。II III IVは、寺沢国家論の概要、問題点、意義について論ずる。これら三つの章の目標は二つ、第1に、寺沢国家史論の評価、とくに、研究史を支配してきた内的国家論の視野狭窄批判を通じて形成された外的国家論、および、これを理論的基礎とする弥生時代国家形成史論の画期的意義の確認、第2に、エンゲルス二著作の正しい理解の獲得である。Vでは、上記第2目標をふまえ、エンゲルスの国家史論によって列島国家史を描くならば、どのような国家史像が得られるかを論じる。論文の題名「共同体国家・階級国家・文明国家」は、エンゲルス国家史理論の核心を私なりに概念化したものである。本稿の国家史論の要点は次のようにまとめられる。①わが国の歴史学においては、エンゲルス二著作とくに『起源』について、致命的といっても過言ではないような誤読が支配的であった。②二著作を総合するならば、国家史は一般に、共同体国家・階級国家・文明国家が継起する歴史として構成される。③列島国家史もまた三国家形態の順次的展開として描くことができる。④列島における国家の発生と形態転換の歴史の特質は、対外的契機の比重がとくに高く、非内発的性質が濃厚であった。⑤このような列島国家史展開の特質が現代日本の社会と国家が抱える諸困難の根本原因をなしている。

水林 彪（みずばやし たけし）

東京都立大学名誉教授・早稲田大学名誉教授

列島国制史の根本的諸問題（Ⅰ）共同体国家・階級国家・文明国家

－寺沢薫氏の国家形成史論に寄せて－

水 林 彪

Ⅰ. はじめに

列島の法史学を専門とする私は、かねてより、弥生時代に強い関心を寄せてきた。まさにこの時代にはじめて、列島において、支配（支配従属関係）およびそれを実現するための法と国制（法規範の実現を最終的に保障する権力秩序）が誕生したからである。一般に、現象は、その発生の仕方のうちに、当該現象の本質を顕示する。さらに、ある現象の発生の仕方は、当該現象のその後の展開の仕方を規定する。要するに、ゲネシスの探究なしには、当該現象の十全な認識に到達することはありえない。

その一方で、弥生時代は、長く法学の世界にとどまってきた私にとって、近づきたい存在でもあった。人々が文字を使用することがなかった時代の法と国制を、成文の形で存在する第1次史料によって明らかにすることは不可能であり、この課題に取り組むためには、考古学の成果に学ぶことが必須である。しかし、私にとって、文字史料読解のための訓練とは全く異なる性質のトレーニングを必要とする考古資料学に通じることは土台無理な話であるが、考古学の成果に学ぶことさえも、容易なことではない。とはいえ、このことは、法史学者を、支配を保障する法と国制の発生史を探究する責務から解放するものではなからう。

およそ以上のように考えていた私は、ある経験をきっかけとして、考古学者による弥生社会史論の著作・論文を紐解き、私なりに列島先史時代の歴史を勉強するようになったのであるが、その中でも、とくに寺沢薫『王権誕生』は導きの糸となる座右の書の一つであり続けた。個別テーマに焦点を絞った労作は数多くあるけれども、私の関心の中心に位置する支配の発生という問題を実証的・理論的・体系的に解き明かそうとする著作は稀といってもよい状況の中で、右著作は有り難い存在であった。

その寺沢氏が——間断なく進められてきたご自身の膨大な実証的理論的研究を基礎として——、弥生時代史を国家という現象に焦点を定めて啓蒙書『弥生国家論』をものされたことは、僥倖であった。『王権誕生』に学んだ後、弥生時代史についてより深く知りたいという欲求から、氏の『弥生時代政治史研究』四部作との格闘を試みたのであるが、考古資料学の訓練をうける経験はもとより皆無、土器や青銅器などの実見も博物館見学に限られる私にとって、四部作の多くの頁は、直感の働く余地がほとんどなく、文章の理解も困難な場合が少なくなかった。「それはあまりに専門的で大部に過ぎ、記述も詳細すぎる」とは寺沢氏自身の謙遜の言葉であるが、「その成果を改めて簡潔にまとめなおし、考古学や歴史を専攻する大学生や歴史に興味をもたれる方々にもわかりやすく、そして何より現代の私たちが直面する国家間の問題意識とも切り離すことのないように心がけた」(② 423 頁) 著作をものされたことは、天の恵みのように感じられたのである。そして、この著作を熟読し、理解できたこと・できなかったこと・疑問に感じられたことなどについて一文を草し、このことを通じて、私自身の考えを一通りまとめておくことは、今後、私自身が弥生国家史ないし国制史の諸問題を考えていくためには、どうしても果たしておかねばならない課題であると考えにいたった。

当初の構想では、本稿は、おおづかみに、①「列島における国家の起源」(『弥生国家論』にいうイト倭国以前) および②「古代中国帝国主義の列島支配と二次的国家形成」(『弥生国家論』の描くイト倭国から新生倭国に至るまでの国家史)の二つの柱から構成される予定であった。しかし、次にのべる理由によって予定を変更し、本稿では①のみを扱い、②については、本誌次号寄稿論文に譲ることとした。その理由は、寺沢氏が、『卑弥呼とヤマト王権』と題する新著を2023年春に刊行する予定であ

ることを知ったことである。この新著では、『弥生国家論』では簡略にしか扱われなかった列島3世紀史が本格的に論じられる予定とのことであるが、そうであるならば、卑弥呼王権の背後に存在した公孫氏や魏晋の列島支配の具体像が重要テーマの一つとなる②については、新著をふまえて執筆するに如くはないからである。①についても、同様の問題がないわけではなかろうが、ここでは、独創的な滝村=寺沢国家理論そのものの評価やエンゲルスの二つの古典（『反デューリング論』および『家族・私有財産・国家の起源』）に関する読み方の当否に関する検証など、社会科学理論そのものがまずは問題になる。本稿は、以上のような考えのもとに、主として「列島における国家の起源」問題について、おもに理論面に焦点を定めて検討することとした。

Ⅱ. 寺沢国家論の概要

寺沢弥生国家史論は、これまでの考古学・文献史学における古代国家形成史論に対する厳しい批判の上に構築された。氏の研究史理解、これに対する批判、氏独自の国家論・国家史論を、私なりに咀嚼しまとめるならば、次のようになる。

(1) 列島古代国家史研究の出発点に位置付けられる石母田正の古代史論は、国家論として根本的な欠陥（内的国家だけに議論を絞り、外的国家の視点を欠く国家論）を有するエンゲルス『家族・私有財産・国家の起源』における国家の4指標を念頭に置きつつ、律令国家をもって列島における国家形成史の完成とした（②51頁）。国家の4指標は、次のようにまとめられる。①地域による国民の区分、②公的強力（暴力、Gewalt）の設定と強化、③公的強力を維持するための租税、④公的強力と徴税権を行使するための、社会の上に立つ官吏の存在（②19頁, Engels1894, SS.263-265）。

(2) その後の古代国家史論は、石母田説の強い影響のもとに展開されたが、1991年、都出比呂志（考古学）は、『起源』に対する批判および欧米人類学の初期国家論の影響のもとに石母田理論から離れ、3世紀の前方後円墳体制成立時点に「初期国家」という形態での国家の成立を認める学説を打ち出した。

すなわち、「成熟国家」（エンゲルスの文明国家）に先行する「初期国家」の形成の新たな指標として、①階級関係・身分制秩序、②収奪（貢納制、租税徭役制）、③必需品の広域流通システム掌握、④権力機構（軍隊・官僚制）の4指標を考案し、これを考古学の成果に適用した。しかし、新4指標論は『起源』4指標論をアレンジしたものすぎず、『起源』が内包していた内的国家論（国家の対内的支配に焦点を絞った国家論）の限界をそのまま引き摺っている。加えて、新4指標を初期国家の成立のメルクマールとするならば、弥生時代の北部九州政治社会はすでに初期国家の諸条件を満たしているにもかかわらず、このことを評価しえないことも、都出説の欠陥である（②53頁以下）。

(3) 都出国家史論の登場以後、3世紀に国家の成立を認める見解を採る研究者が増えたが、石母田説を踏襲する学説（7・8世紀説）も文献史学を中心になお存在し、さらに、内的国家の充実度の様々の段階に着目して、5世紀説（雄略朝）、6世紀説（欽明朝）を唱える論者も、考古・文献の双方に広く認められる。しかし、これらはすべて、内的国家論次元の議論にすぎず、根本的な限界を有している。いま、必要とされる国家論は、内的国家論に外的国家論（外敵からの防御という人々の共同利益から発生する国家）を加えて両者を総合した国家論にほかならない。この見地にたつて、内的国家論に終始するエンゲルスの『起源』とは、真の意味で訣別しなければならない。「真の意味」という表現に込めた意味は、従来の試みが『起源』からの離脱、飛翔などと謳いながらも、歴史的國家の起源問題を國家の一契機にすぎない内的國家に局限してしまい、その属性や具体的な指標の修正のみによって國家史を論じてきたからである。これでは、『起源』との訣別は果たせない（②68頁）。

(4) 学ぶべきは『起源』ではなく、同じ著者の手になる『反デューリング論』である。そこで展開された外的国家論の視点が重要である。この観点に立つならば、最初の国家形態は部族的国家である。部族共同体（原始共同体）の外的権力（外敵から原始共同体を防御するための権力）が前面に押し出されると

ともに、内的権力（共同体成員に対する階級的支配）が萌芽的に形成されたときの部族共同体が部族的国家にほかならない（② 41 頁以下）。これは、最近の欧米人類学のいう「初期国家」に相当する（② 57 頁以下）。

以上のような部族的国家理論は、列島という具体的な場では、次のように具体化される。

- ① [小首長ひきいる小共同体の形成] まず、弥生Ⅰ期後半¹⁾に、灌漑水田稲作を基礎として、稲作共同体成員を支配する階級的首長が誕生した。すなわち、この農業形態を可能とする土地に十分に恵まれなかった北部九州においては、灌漑水田稲作農業の受容からまもなくして、後の律令国家地方行政単位たる郷（里）的規模において形成されていた集落の連合体（寺沢氏の用語では小共同体）の間での、稀少資源たる土地と水をめぐる熾烈な戦争が必然となり、ここから戦争指導者としての階級的首長（小首長）が生まれた。
- ② [大首長ひきいる大共同体＝部族的国家の形成] 戦争によって、小首長ひきいる小共同体は戦勝共同体と戦敗共同体とに分化し、律令国家地方行政単位の郡的規模において、前者の後者に対する階級的支配体（寺沢氏の用語では大共同体）が形成された（② 94 頁以下）。人に着目すれば、〈大首長（郡域）—小首長（郷域）—村長（村落）—共同体一般成員〉のヒエラルヒーである²⁾（② 78 頁）。この、大首長を長とする大共同体が列島における最初国家形態たる部族的国家である。首長墓のあり方（副葬品、首長墓以外の墓からの独立度など）によって、胸肩、裏槽屋、籬席田、籬春日、籬西、伊観東、伊観西（以上響灘、玄海灘沿岸）、基肆、神埼、栄（以上佐賀平野）などの地に、弥生Ⅰ期後半以降、部族的国家（クニ）が形成されたことが知られる（② 114 頁以下）。
- ③ [部族王ひきいる大共同体群（国）規模の部族的国家の形成] 同時期の北部九州には、郡的規模での部族的国家よりも一回り大きな、小平野・小盆地を支配する国的規模での部族的国家も形成された（② 103 頁）。唐津平野の末廬（宇木汲田遺跡中心）、福岡平野西部の早良（吉武高木遺跡中心）などがそれ

である（② 129 頁以下）。ここでは、大首長の上に部族王が立つことになる。郡ないし国の規模での部族的国家は、『漢書』地理誌燕条が、「楽浪海中有倭人、分為百余国」と述べた場合の「国」とみられる（② 102 頁、152 頁）。

- ④ [重層的部族的国家体制（ナ国連合・イト国連合）の形成] 弥生Ⅳ期（前 1 世紀）になると、北部九州の中心地たる玄海灘沿岸地域において、部族的国家が最高度に発展し、福岡平野・糸島地域に、ナ国・イト国を頂点とする、階層的に編成された部族的国家連合（国連合）が形成された。ここでは、部族王の上にこれらを統括する「王のなかの王」（部族大王）が誕生している。すなわち、〈部族大王（国連合）—部族王（国）—大首長（郡）—小首長（郷）〉の何層にもわたる支配層のヒエラルヒーである（② 103 頁、168 頁以下）。
- ⑤ [イト倭国の形成——重層的部族的国家体制の最高発展段階] 北部九州における以上の動きは、弥生Ⅴ期（後 1 世紀）に入って最高潮に達し、後 2 世紀初頭には、中国王朝（後漢）によって「倭国」とよばれるような段階に達する。後 57 年には奴国の部族大王が光武帝に朝貢し、朝貢国は「倭奴国」（『後漢書』倭伝）、その王は「漢委奴国王」（志賀島出土金印）と表現された。後 107 年にはイト国の部族大王帥升が頂点に立つ重層的部族的国家体制が形成される。弥生Ⅳ期（前 1 世紀）段階の重層的部族的国家体制では、ナ国部族大王・イト国部族大王の二頭体制であったが、弥生Ⅴ期（1～2 世紀前半）のそれは、奴国王ないし倭国王帥升が支配する一元的国家である。帥升はイト国の部族大王と推定され、北部九州の部族的国家の最終形態は、イト国王帥升を倭国王とするイト倭国である。その領域はといえば、玄海灘沿岸・福岡平野・佐賀平野（完形漢鏡が分布する甕棺地帯）を中心とし、対馬・壱岐・長崎東部・熊本北部・大分東部・愛媛西部・高知西部（共通祭器たる中広形・広形の武器形青銅器の埋納地）を周辺部とするものであった（② 223 頁）。

寺沢氏が滝村隆一氏に学びつつ弥生時代史に適用した国家論（外的国家と内的国家の統一としての国家論）の

着想に対して、私は諸手を挙げて賛同する。寺沢氏の弥生政治史研究に接するまで、私の不勉強のために、外的国家に注目する滝村＝寺沢国家論は視野の外におかれていたが、今、このことを恥じかつ反省しつつ、外的国家論に深く納得するとともに、後に述べるように、この構想をさらに発展させていく必要を痛感する。

寺沢氏の国家論が、弥生時代史に対する鋭い観察とともに、深刻な現代的国家状況に対する省察から生まれていることをとくに高く評価したいと思う。古代国家史論の一つの出発点をなし、多くの支持者および様々のヴァイリエーションを生み出した石母田国家論においては、マルクス・エンゲルスの予言を念頭におきつつ、「国家の消滅」が意識されていた（石母田1967/85頁）。そのような楽観論を少なからざる人々が共有できる幸福な時代であった。しかし、その後の世界史は、寺沢氏が指摘する通り、少なくとも想定されていた仕方での「国家の死滅」は幻想以外の何者でもなかったことが、誰の目にも明らかとなってきた。「国家が広義（外的）からしだいに狭義（内的）へと、その二面性を順次進化させながら現在へと押し進んできたのであれば、理論的には国家の消滅もまた可逆的に進行すると考えるべきで、狭義の国家としての国家権力の死滅の先には、いぜん、広義の国家（共同体としての国家）の死滅という壁が残されている」（②44頁）とする寺沢氏の考察は、その通りであると思われる。ある現象の発生の仕方は、消滅の仕方までも規定するのである。

寺沢国家論をそのように高く評価した上でのことであるが、小さくない幾つかの問題も含まれているように思われる。とくに、エンゲルス『家族・私有財産・国家の起源』における国家論との「真の意味での訣別」を説くことには、検討すべき大きな問題が潜んでいるように思われる。

Ⅲ．寺沢国家論の問題点

1. 『反デューリング論』

（1）『反デューリング論』の国家論

滝村＝寺沢国家論は、エンゲルス『起源』（1884）を批判する一方で、同『反デューリング論』（1878）における国家論を、外的国家論を展開した著作として高く評

価する。しかし、無条件の高評価ではなく、重要な批判を含んでいる。本節はこの批判の妥当性を検証することを主たる課題とするが、その前に、『反デューリング論』における国家論についての私の理解を示しておく必要がある。『反デューリング論』の二つの件がとくに重要である。

（a）共同体国家とその変質

一つは、「政治経済学」を論ずる同書第2編の冒頭部分に、次に示す文脈において登場する件である。すなわち、①経済学とは生産と交換とを支配する諸法則を探究する学であること、②ある歴史的社會における生産と交換の形態はそこでの分配の仕方を決定すること、③分配は、はじめは平等であるが、やがて不平等となること、④その後、分配上の差別とともに、階級的差別が現れること、以上のことを説いた後に、「社會」がどのように変質するかが、次のように論じられる。

社會（Gesellschaft）は特権をもつ階級と不利益な立場にある階級、搾取する階級と搾取される階級、支配する階級と支配される階級とに分かれる。そして、國家（Staat）は、(1)同一部族に属する諸々の共同體の自然發生的な諸群が、はじめは、ただ共同の利益（たとえば東洋における灌漑）をはかり、外敵に抗して自身を防禦することのみを目的として國家へと發展したものであるが、(2)この時以後は、それらの目的とならんで、支配する階級の生活および支配の諸条件を、支配される階級に対抗して暴力（Gewalt）によって維持することをも目的とするようになる（Engels,1878,S.342、寺沢A 29頁引用箇所。ただし邦訳にあたり訳文を変更したところがある。以下同様。傍点は水林による強調、以下同様）。

(1)は、共同體の自然發生的諸群が内的・外的な共同利益を媒介として、共同體の社會構成であるがままに、國家——これを本稿では〈共同體國家〉と概念化する——へと發展していく過程、(2)は、そのような共同體國家の内部に支配階級と被支配階級の分裂が生じ、共同體國家が支配階級による被支配階級に対する暴力的支配装置——本稿はこれを〈階級國家〉と概念化する——に転化していく過程である。わが國の國家論研究史では、マルクス主義者はもとより、それ以外の立場の研究者にあって

も、共同体を国家とみなす思考は存在したとしてもきわめて稀であろう。それ故、ここでは、『反デューリング論』のエンゲルスが内的および外的性質の共同事項を執行する共同体をすでに国家とみなしていることを特筆大書しておくべきであろう。

『家族・私有財産・国家の起源』における国家論との関係では、両者は次元を異にする議論であることを正しく認識する必要がある。『起源』の国家論は、後にあらためて詳論するように、国家論一般ではなく、社会の文明化（civilisation）が果たされた段階についての国家論すなわち〈文明国家〉論にほかならない。共同体国家の執行権力たる公権力が、文明社会ないし市民社会（société civile）という特定の経済社会の形成を基礎として、「特殊な公権力」に変質したところに成立する特殊な国家形態についての考察である。『反デューリング論』か『家族・私有財産・国家の起源』か、という二者択一の問題ではない。

（b）共同体国家の変質（国家における階級的支配従属関係の形成）の「二重の道」

『反デューリング論』について問題となるいま一つの件は、「政治経済学」編中の「暴力（Gewalt）」について論ずる章に登場する、支配従属関係形成の「二重の道」論である。先の引用文と関連づけていうならば、共同体国家が階級国家に変質する過程が、「二重の道で（auf zweifachem Wege）」なされたことを述べた箇所にはかならない（Engels, 1878, SS. 368-370）。長文であるために、ここでは全文引用を控え、要点のみを記す。

「二重の道」のうちの一つ（A）は、共同体成員の委託をうけて共同体の共同事項を執行する人々（召使）が、やがて共同体成員の上に立ち、支配者（主人）の地位に上昇転化する道である。『反デューリング論』の語るところをまとめるならば、次のようになろう。〈①共同体国家の間での、時に戦争におよぼほどの利害の対立の発生→②諸共同体の共通利害の保護と利害対立を抑止するための職務を行う機関の形成およびその独立化傾向（当該機関が個々の共同体国家の上に立ち、個々の共同体国家に対立するようになる傾向）→③そのような職務執行の世襲化傾向および独立化のさらなる進展→④当該機関の、召使の地位から主人たる地位への上昇転化、すなわち、共同的職務を行う人々の支配階級への上昇と共同体

国家一般成員の被支配者への転落〉。いま一つ（B）は、〈①共同体国家を構成する個別家族の富裕化（とくに共同体的土地所有が分解し個別家族の土地所有が出現していた共同体国家において生ずる）→②上記A①において生まれた共同体国家間戦争の結果としての、奴隷労働力の発生→③富裕化した個別家族経営体の純家族経営から奴隷使役経営への移行（労働奴隷制の成立）〉。

以上のような階級的支配従属関係の「二重の道」論について、次の3点に留意したい。

第1に、先の引用文に関する考察を再度確認することとなるが、ここで論じられているのは、国家の発生論ではないことである。すでにある共同体国家の変質論すなわち共同体国家から階級国家への転化論である。エンゲルスは共同体国家について「国家権力の端緒（die Anfang der Staatsgewalt）」と表現していることから、共同体国家は端緒国家と言い換えることもできよう。

第2に、「二重の道（zweifacher Weg）」は、二つの道（zwei Wege）ではない。比喩的にいえば、片側二車線の一本道である。このことは、zweifachの語義を検討することによって明らかになる。ドイツ語同義語はdoppelt、仏語・英語ではdoubleである。Doppelkonzert（二重協奏曲）といえ、二つの協奏曲の意味ではなく、二つのソロ楽器が奏でる一つの協奏曲の意味にはかならない。double bed（ダブルベッド）は、二つのベッドではなく、二人用の一つのベッド。したがって、支配従属関係の形成の「二重の道」AとBとは、それぞれが独立した二つの道なのではなく一本の道であり、AとBとは一つの歴史過程の二つの契機ということになろう。支配従属関係の形成に関する無数の具体例の中には、AまたはBの一方のみであるように見えるものもあるかもしれないが、子細に検討するならば、一方が優勢ながらも他方もまた存在するという例がほとんどではなかろうか。古典古代はBの純粹型のように理解されがちであるが、エンゲルスは、ギリシャを、AとBの両方の具体例として引き合いに出している（Aギリシャ部族首長制の形成と、Bギリシャ労働奴隷制の形成）。列島についていえば、共同体間戦争を介して共同体間に階級関係が形成される道がA、戦争の過程で生まれるはずの「生口」（戦争奴隷）を戦争指導者（首長層）が戦争や生産に使役しはじめることによって形成される階級関係はBにほかな

らない。それらは、排他的関係にあるのではなく、同時並行的に進行する関係にあった。これは、弥生国制史の枢要点の一つであるから、後にあらためて言及することとする（V章2（1））。

第3に、この議論は、論敵デューリングが、人類史においては常に政治的関係（暴力）が第一次的で、経済的関係は第二次的なものにすぎないと主張したことに対する批判として展開されていることである。すなわち、Aでは、暴力をとまなう階級的支配従属関係の前提として、人々の間に共同的経済行為があったということ、そして、暴力的階級的支配従属関係が形成された後にも、その基礎には常に支配者による共同的職務の執行という事態が存在したこと、Bでは、奴隷主による奴隷支配の前提には、奴隷使役経営を可能としかつこれを希求するための基礎をなす個別家族経営の富裕化という経済的事象が存在したことに注意が喚起される。ここに見られるエンゲルスの社会認識は、経済的土台＝法政治的上部構造論にほかならない。暴力論は後者すなわち法政治的上部構造論に属す。

もっとも、エンゲルスは、土台上部構造論が、具体的歴史過程のどの時点においても常に妥当すると考えていたわけではない。「政治的暴力が社会に対して独立なものとなり、召使から主人に転化した後には、二方向（zweierlei Richtung）に作用しうる」として、①暴力が、土台上部構造論の原則通りに、経済的發展に従う場合と（作用）、②暴力が、原則とは反対に、経済的發展に抗して作用する場合（反作用）とをあげている（Engels, 1878, S. 372）。ここでの表現は、社会を静態的な建築に擬える土台上部構造論ではなく、社会を諸要素間の運動として把握することを可能とする道路上の往来をイメージさせる語（Richtung）が用いられていることに留意したい。エンゲルスは教条的な土台上部構造論者ではない。

（2）寺沢氏の外的国家論の問題点

以上のような『反デューリング論』の国家論に関する寺沢氏の論評をみるに、①正確な理解が示されていること、そして、②基本的には高い評価を与えつつも、批判的なスタンスも崩さないこと、この2点が注目される。

①について、特に注目されるのは、「二重の道（zwei-

facher Weg）」に関する理解である。氏は、「『二つの道』論と呼ばれるこの文言はしかし、正確には階級形成の『二つの局面（二面性）』と呼ぶべきである。階級形成における原理的な『二段階的道筋』であったり、『二系統の道筋』を示すものでは決してない」（B 589 頁）とのべ、この議論を次のように展開する。「人類の歩みには常にAのような政治的階級形成の局面（要素）と、Bのような経済的階級形成の局面（要素）の二つが内包されていることを述べているのであって、歴史的社会的発展状況（とくに『経済状況』）によって、A主導の道、B主導の道、あるいはそれが一つの社会にあっても経済的状况（段階）によって、A（主）・b（従）か、B（主）・a（従）かといった複雑な経緯を辿る道筋が用意されているということであろう」（B 591 頁）。これ以上敷衍する必要もないほど、明確な解説である。Aはアジア的な道、Bはヨーロッパ的な道という、しばしば見られる理解は、ミスリーディングである。

②のうち、「高い評価」を与えるのは外的国家論、すなわち、Aの局面解説にあらわれる、共同体間関係に着目し、個々の共同体の対外関係が共同体集合を国家に転化させていく議論に対してである。

「批判的なスタンス」は共同体国家論そのものに向けられる。「国家強力（Staatsgewalt）の端緒をすでに社会階級の存在しない〈原生的な共同体〉（実態は原始共同体ないし部族社会）段階にまで遡行させて認めてしまった点」が問題だというのである（B 592 頁）。しかし、これでは、寺沢氏自身が国家論について最重要論点と考える外的国家の視点の意義が減殺されてしまうのではなかろうか。対内的支配従属関係が未形成という意味において共同体ではあっても、慢性的戦争状態におかれることになった共同体集合が自らを軍事的に編成するようになり、そのことによって共同体の一体性が人間の殺戮という異常性を基礎として一層強固なものとなったその状態を国家の起源と認定することは、十分にありうることではなかろうか。寺沢古代国家論の背後にある現代国家への関心——社会主義国家なるものの実像とその運命——を想起するならば、その思いはさらに強くなる。かりに対内的には共同的非階級社会的であったとしても、対外的契機を媒介として、その社会が対内的にも異常な国家形態をとるようになる現実を、我々は嫌と言うほど目

の当たりにしてきた。その経験を踏まえて、私は、共同体国家概念を否定するのではなく、むしろ積極的に評価することに意味があると考ええる。

共同体国家論を列島史に適用するならば、共同体内部にまだ階級関係は形成されていないけれども、稀少資源の争奪をめぐる外部との緊張関係の中で、共同体間戦争が発生し、利害を共有する複数の灌漑水田稲作共同体が環壕集落³⁾（戦争を想定して築造された防衛的集落）を中心に結集し、対内的にも共同体を維持するための共同事業を組織的に遂行するようになる段階の到来（弥生Ⅰ期初頭頃に北部九州に出現する、令制の郷的規模での共同体連合。寺沢氏のいう小共同体の成立）をもって、国家の起源（共同体国家）と認定することになる（① 55 頁以下、② 76 頁以下・88 頁・94 頁以下、B 1 章・2 章）。寺沢氏は、「歴史的國家の最初の形態を〈部族國家〉」とし、これについて、「〈外的國家〉形成が、〈内的國家（國家權力）〉の端緒ないし萌芽的形態を誕生させた段階。言い換えれば、共同体の公的權力が國家權力への移行を開始させた段階」（② 41 頁、傍点原文）と述べているが、共同体國家を承認する立場にたつならば、寺沢氏のいう部族國家は「歴史的國家の最初の形態」ではなく、共同体國家の変質の結果として形成される「階級國家の最初の形態」ということになる。

2. 『家族・私有財産・國家の起源』

寺沢氏の『起源』批判は、先に述べたように、『反デューリング論』批判とは次元を異にする、「真の意味での訣別」という表現が用いられるほどの、厳しいものである。

しかし、これには同調しがたい。むしろ、『起源』との「真の意味での出会い」が必要である、と私は考える。この主張は寺沢國家論を否定するものであるかのように響くかもしれないけれども、真実はそうではない。『起源』との「真の意味での出会い」を果たすことによって、氏が徹底的に批判するこれまでの列島古代國家史論を、『起源』文明史論の誤解に基づく謬論として認識できるようになり、それらからの「真の意味での訣別」が可能となり、寺沢國家史論が正しく認知される道が開かれる、と考えるからである。以下、『起源』との「真の意味での出会い」のための要諦を記すこととしたい。

（1）西欧における文明化（civilisation）

——市民社会（société civile）＝國家（État）の形成
『起源』における文明國家の政治的 4 指標は先に示した通りであるが（Ⅱ章）、まずおさえておかねばならないことは、これら 4 指標は、西欧では近代國家がはじめて獲得したものということである。それを制定法において定式化したのは、1789 年人權宣言を冒頭に据える 1791 年フランス憲法であった。「地域による國民の区分」は、政治社會の基本的編成を定めた同憲法第 2 篇の冒頭条文において、「王國は一体かつ不可分である。その領土は 83 県に、各県は郡に、各郡は郷に分けられる」と定められた。「公的權力（武力）」は同憲法第 4 篇、「公的權力（武力）を維持するための租税」は同憲法第 5 篇、「公的權力（武力）と徴税權を行使するための、社會の上に立つ官吏の存在」は、同憲法第 3 篇が詳細に規定する（1791 年フランス憲法は中村義孝『フランス憲法史集成』によって容易に参照可能である）。

以上のこととともに、極めて重要なことは、これら 4 指標からなる近代政治社會の編成と近代國家權力（統治機構）の樹立は、同憲法前文が規定した、身分制社會の徹底的な破砕を前提としていたことである。『起源』は西欧近代についてはほとんど何も語らず、國家——社會の文明化（civilisation）の結果として成立する文明國家（société civile, État, Staat）——の実例は南欧古典古代（societas civilis, Polis）に求められたが、西欧人であり、革命家であったエンゲルスの念頭には、常によりて變革の対象となる近代國家が表象されていたことは疑う余地がない。その西欧文明國家は、前代の國制、すなわち、後年、マルク・ブロックが描いたような封建制（ここでは「血の紐帶」が強固に存在した）や、ロラン・ムニエが詳細に論じた社団的國制（ここでも「血の紐帶」としてのリナージュ（氏族）が残存し、さらに、身分制的同職組合的な人的結合諸關係が網の目のように張り巡らされていた）の否定の上に樹立されたものであった。『起源』が、もしも西欧における文明國家の形成を描く章を設けていたならば、以上のようなことが、當時の研究を参照しつつ、論じられたことであろう。

ちなみに、『起源』における文明國家の政治的 4 指標論は、後年、イエリネックによって、「國家の 3 要

素」——国家領域 (Staatsgebiet)・国民 (Staatsvolk)・国家権力 (Staatsgewalt) ——として定式化され (Jellinek, 1900, S. 179f, 394ff, 邦訳 144 頁、323 頁以下)、さらに、国際法上の国家の資格 4 要件論 (モンテビデオ条約 1 条) ——永続的住民 (permanent population)、明確な領域 (defined territory)、政府 (government)、他国と関係を取り結ぶ能力 (capacity to enter into relations with the other states) ——に連なっていくことになる。「ある一定の領域の内部で…正当な物理的暴力行使の独占 (Monopol legitimer physischer Gewaltsamkeit) を実効的に要求するゲマインシャフト」として定義したマックス・ヴェーバーの国家 (政治団体) 論もこのヴァリエーションであり、法史学ではこのような西欧近代国家を——前近代の「人的結合国家」との対比において——「制度的領域国家」などと概念化してきた。

(2) 文明国家の経済的基礎——経済的 4 指標

エンゲルスは、経済的土台と法的政治的上部構造という社会観察の根本的方法に導かれて、文明国家の 4 指標を経済社会の特定の型 (発達した商品生産社会) に関連づけ、それを基礎として生成するものと理解していた。政治的指標論だけを孤立的に論ずるのではなく——法学は、性質上、この次元での議論に終始する——、それを生み出す根拠を探究して、経済的社会構成に目を向けること、ここに社会科学者エンゲルスの真骨頂が認められる。「文明 [エンゲルスはこの語をあえてフランス語で *Civilisation* と記している] とは、分業、ここから発生する個々人の間での交換、およびこの両者を包括する商品生産が完全な発展をとげて、それ以前の全社会を根底からひっくり返してしまうような社会の発展段階である」 (Engels, 1892, SS. 266-267 [] 内は水林の補足、以下同様)。この引用文に続けて、著者は、商品生産社会の具体像について、文明の発端をなす南欧古典古代を念頭におきつつ、ここでも次のような 4 つの指標を提示する (順番は原著のものとは異なる)。すなわち、(1) 商品生産 (南欧の場合は奴隷使役経営体)、(2) 商人階級の成立、(3) 金属貨幣、貨幣資本、利子、高利貸付、(4) 私的土地所有と抵当制度。さらに、考察を家族形態そして国家へと進め、「文明とともに決定的に支配ようになる家族形態は、単婚、女性に対する男性の支配、社会の経済的

単位としての個別家族」であり、「文明社会を統括するものは国家である」と結論づける。

先に政治的 4 指標の例として言及した近代フランス市民社会では、文明社会の経済的 4 指標は、次のようなものであった。(1) 独立自営生産者や問屋制家内工業による商品生産 (19 世紀中葉以降には賃労働による資本主義的生産が成立)、(2) 中世の三身分制 (聖職者・貴族・庶民) の枠組の外でのブルジョア階級の形成および商法典編纂 (ルイ 14 世商法典、1807 年ナポレオン商法典)、(3) 絶対主義時代から革命期にかけてのエキュール・ドール、そしてナポレオン金貨など、(4) 土地取引法としての民法の成立 (17 世紀末以降の民法学、1804 年ナポレオン民法典) (エンゲルス文明史論の詳細については水林 2010 とくに IV・VI・VII・VIII 論文参照)。

(3) 文明としての帝政中国

『起源』は、アジアについて、ほとんど何事も記さない。西欧についても——未開段階にあったゲルマン社会が特殊な歴史的事情によって国家形成 (これは文明国家ではなく、後にのべる二次的国家の一形態である) を行ったことへの言及はあっても——、文明国家の形成すなわち近代国家の形成については何も語らない。しかし、『起源』文明史論は、当然に、西欧近代の市民社会と国家の形成を視野におさめるとともに、アジアにおける国家形成を理解する上でも、必須のものである。アジア史の中心に位置してきた中国についていえば、孔子・孫子などを輩出した前 6 世紀春秋時代中期から漢を経て後 10 世紀宋にいたる歴史過程は、まさしく、未開後期から文明化の完成にいたる過程そのものであった (以下の中国古代文明を中心とする文明史論に関する私見として、水林 2010/ IV～IX、XIII 論文参照)。

中国大陆における前 7 ないし前 6 世紀頃の鉄器生産の開始および前 5 世紀頃の製鉄業の発達、市場的交流による鉄器の普及、小農民経営の形成、都市の発展、氏族共同体の解体などの文明的諸現象を生み出していった。経済的 4 指標に即して整理するならば、(1) 鉱山などを中心に展開する、奴隷を使役する古代資本主義的経営体の展開 (宮崎 47 頁)、(2) 『史記』貨殖列伝 (前 91 年頃完成) において、生き生きと描かれる、戦国秦漢期の商人階級の成立と活躍、(3) 前 6 世紀頃の金属貨幣の出現、前

5世紀以降の様々の銅貨や金貨の流通（楊 2004）。殷周時代の贈与交換社会の、移行期春秋時代を経ての、戦国秦漢時代（前5～前1世紀）貨幣経済社会への転換（柿沼 2011/ 2章・終章）。後漢三国両晋時代（1～5世紀初頭）における貨幣経済の持続・発展と、戦国時代に萌芽した金銭至上主義の後漢期における爛熟（柿沼 2018/ 2章・終章）。国家の刑罰制度にまで浸透するほどの商業主義（陶安 214頁以下）。(4)土地商品化にまで突き進む、商品経済の発展。漢帝国（前206年成立）時代における、農民の土地売買の完全自由（仁井田 1960「漢魏六朝の土地売買文書」、「中国・日本古代の土地私有制」、西嶋 284頁、小口 114頁以下）。

以上のような経済社会の文明化を基礎として、文明国家の形成が着々と進行した。次に引用する滋賀秀三氏の文章は、中国における文明国家（首長制・領主制などの中間権力による領民に対する人的支配を否定し、国家が行政区画単位に編成する国民を官僚制機構によって支配するタイプの国家）の形成過程についての、簡にして要を得た文章である。「中国において古来用語された意味での封建制から、郡県制への変革、すなわち、邑を単位とした基盤とする族制的な自立勢力の間の幾段階もの統合関係によって形成される秩序から、官僚制的領域国家の出現、そしてやがては統一帝国への発展…、その分岐点は一応、春秋と戦国の境目〔前400年頃〕に求められる」（滋賀 3-4頁）。

引用文中の「邑」は、龍山文化期（前30～前20世紀頃）にまで遡る自然聚落の3階層構造、すなわち、〈①城郭を有する中心聚落（20～40ha程度）—②数個の2級聚落（5ha程度）—③30ほどの3級聚落（2ha以下）〉として存在していた。この聚落構造を構成員の視点から観察するならば、陶寺城址遺跡（前23世紀頃）の場合には3類7等級の階層的秩序であり（渡辺 63頁以下）、首長制的階級関係を基礎とする階級国家（部族国家）と規定してよい状況だと思われる。ちなみに、前記のごとく、環壕集落を指標として共同体国家の成立を考えるならば、幅と深さが約5mにもおよぶ環壕を有する約5haの半坡聚落や、これを標準遺跡とする前50世紀頃成立の仰韶文化期は、大陸における国家の起源ということができよう。

文明国家の第1指標たる支配客体の編成方式（地域に

よる国民の区分）についていえば、右の3階層聚落秩序が、秦漢時代に、〈①県—②郷—③里〉の3級制地方行政制度へと再編され、その上部に郡が設置されて、帝國的規模において郡県制が成立したことが重要である。この制度的大再編によって、聚落成員は戸籍に編成され、居住地を基礎に軍役・租税を負担する国家成員＝百姓として組織されるにいたる。このように、古代中国文明国家の人民支配様式は、籍帳（戸籍や土地台帳など）の歴史に表現される。その嚆矢はここでも戦国秦代であった。まず戸籍が作られた。漢代になると、これに加えて、田土や財産の登録・統計が行われるようになる。その達成度は、世界に比類稀なものであった（池田序章・1章）。

後漢時代（後1世紀）になると、自然聚落そのものの解体が激しく進行し、自然聚落とは全く異なる純然たる行政村が創設され、これが国民に対する国家の行政的支配の単位となった（渡辺 63頁以下・68頁以下・89頁）。このようなドラスティックな国制史的大変動は、先に言及した、漢代における農民所有地の自由売買を原因とするものであろう。農民の土地売買はすなわち農民層分解（富者の土地集積、貧者の土地喪失）とその帰結としての共同体の解体にほかならず（堀 17頁・19頁）、かくして根本的に変質した在地社会に対する支配方式は、純制度的行政村たらざるを得なくなったと推定される。商品経済の普遍化による共同体の崩壊の上に構築された一君万民の国制（個人単位社会に対する君主の一人支配体制）の確立である。

このような新しい方式による支配を支配主体の側から特徴づけるならば、君主がその一人支配の手足として使用するための官僚制機構の形成にほかならない。戦国諸侯国の官僚制の中に、西欧では現代になってはじめて形成される官僚制の諸特徴を見出す山田勝芳氏の考察は注目に値する。氏は、戦国各国の官僚制が君主の家産管理のためだけのものではなく、戦国諸侯国家全体の行政のための機構として形成されたことを指摘した後に、次のように述べる。「文書主義・公私の区分・規律への服従・官職階層制・それにおける昇進制・権限配分・有資格者の採用・法第一主義・「上計」という会計監査の発達・それに対応した「殿最」という形での勤務評定・俸給制、等々のウェーバーのいう近代的官僚制の指標とし

てあげられるようなものが…既に広範に見られるということは、中国官僚制の早熟性を十分に示しているといつてよい」(山田 61 頁)。

(4) 東西古代二大文明

——帝政中国とギリシャ・ローマ都市国家

古代の南欧と中国との比較研究が進展し、両者が、文明史という観点から酷似していることが一層具体的に明らかになってきてきたこともまた、近年の重要な成果である。計量経済学を専門とする雨宮健氏は、両者(具体的にはギリシャと中国)の貨幣経済と経済思想の比較研究を行い、次のように結論づけた。「この両者において、ほぼ同時期に商工業と貨幣経済があたかも符牒を合わせた如く急速に発達したということ、また経済を論ずる思想家[プラトン・アリストテレスおよび管仲・墨子・孟子・荀子など]の理論も、いくつかの共通点と相異点を持ちつつも、両者ともかなり高度な地点に達したということは、特筆に価する」(雨宮 1 頁)。

雨宮論文では触れられていない法についてコメントするならば、両文明の精華の一つというべき古代ローマ法と中国律令法が注目される。古代ローマ法は、〈12 表法(前 450 年)を中心とする市民法(ius civile)→市民法・法務官法の二元制(紀元前後各約 200 年間)→ユスティニアヌス帝の法典編纂(後 529 年)〉というように展開した。古代中国法の展開は、時期的にはほぼ並行する次のようなものであった。〈戦国諸侯国(前 5 世紀以降)の法秩序→法家の韓非(前 3 世紀)→法家と儒家の規範学の総合の上に編纂された、幾何学的美しさを有すると評される唐律令(後 7～8 世紀)〉。東西二大古代帝国の法史は、類型的差違を内包しつつも(民法中心のローマ法と刑事法・行政法中心の中国法)、ともに、近代にいたるまで、広く西洋と東洋の諸国家に絶大な影響を与え続けた世界法であった。

(5) 文明化と合理化

南欧と中国の古代、西欧の近代における哲学および法学の展開は、社会の文明化が、人々の精神の合理化、すなわち、自然と社会を、呪術的ではなく、理性的学問的に認識できるようになる過程でもあったことを示している。3 大文明圏の哲学といえば、ただちに、次のよう

な名が浮かぶ。ソクラテス・プラトン・アリストテレス(ギリシャ)、デカルト・ルソー・カント(西欧)、孔子・孟子・荀子(中国)。法学について補足するならば、古代ローマ法、近代市民法、律令法などの世界法である。これらの哲学および法学は、すべて、天才たちの理性的思考の結晶であるが、それらの誕生した時代が、各地域の文明化の時代であったことは、決して偶然ではなかった。

(6) 寺沢氏の『起源』理解の問題点

『起源』には、アジアにおける国家形成についての論述は存在しない。寺沢氏は、そればかりでなく、アジア的国家形成を解明する理論も不在であると考え、次のように批判する。『『反デューリング論』の第 1 の道(A)の階級形成のあり方や職務執行機関の実態が国家以前の部族社会として国家形成論からそっくり切り捨てられたことは、『『起源』が]〈アジア的形態〉ひいては〈アジア的国家〉形成の道筋を放擲したこと』(② 32 頁)を意味すると。

しかし、私の理解は異なる。そもそも、『起源』は『反デューリング論』における支配従属関係形成の「二重の道」論を文明期に焦点を定めて論じた著作である、と私は考える。この意味において、二著作は対立・矛盾の関係にあるものではない。むしろ、『起源』は、『反デューリング論』において展開した思考を文明史的局面に応用する、という形で発展させた著作である。『起源』の全議論を理論的に総括した最終章「未開と文明」は、そのようなものとして読むことができ、また、そのように読まねばならないと考える。

最終章「未開と文明」は、おおづかみに、3 つの長い棒線によって区分された 4 つの部分から構成されている。エンゲルスは数字などの記号を施していないが、4 つの部分をかき I・II・III・IV とするならば、I は未開史の総括、II は文明史の総括、III・IV は、以上の過程を、『反デューリング論』「支配従属関係の形成の二重の道」論の観点から捉え直す部分であり、III は第 1 の道(A)の文明的形態、IV は第 2 の道(B)の文明的形態を論じる。

III の核心部分は、次の件であろう。『[文明] 国家は、けっして外部から社会に押しつけられた権力ではない。……それは、この社会が、解決できない自己矛盾にまきこまれて、自分では取り除く力のない、融和しがたい対

立物に分裂したことの告白である。しかし、これらの対立物が、すなわち抗争しあう経済的利害をもつ諸階級が、無益な闘争のうちに自分自身と社会とを消尽させないためには、外見上社会の上に立ってこの抗争を和らげ、これを「秩序」の枠内に保つべき権力が必要となった。そして、社会から生まれながらも、社会の上に立ち、社会からますます遠ざかっていく権力が、国家なのである」(Engels, 1892, S. 263)。この件は、『反デューリング論』第1の道(A)が問題とした「共同の利害の保護を行う社会的機関の国家としての独立化」を、文明的状況を念頭において再論したものにほかならない。文明社会の危機は「自分自身と社会とを消尽させ」てしまうほどのものであり、それを阻止することは、共同利害の最たるものであり、このことを実現するものが文明国家にほかならない。危機が深刻である分、国家の社会からの離反と独立化の程度は大きくなる。以上の引用文に続けて記される政治的4指標論は、共同事項執行機関の社会からの離陸が果たされた暁における、文明国家の存在形態論にほかならない。

Ⅳは、次の文章によって示される。「文明とは、分業、ここから発生する個々人の間での交換、およびこの両者を包括する商品生産が完全な発展をとげて、それ以前の全社会を根底からひっくり返してしまうような社会の発展段階である。(中略)人間もまた一個の商品になりうる。人間を奴隷に転化させれば、人間が有している力(Kraft)を交換し利用することができる、という偉大な「真理」が発見された。…奴隷制は、文明のもとでその最も十全な展開をみた。この奴隷制とともに、搾取する階級と搾取される階級への社会の最初の大きな分裂が生じた。この分裂は、全文明期間を通じて継続した。奴隷制は最初の、古代世界に特有な搾取形態である。これに、中世の農奴制⁴⁾、今日の賃労働制が続く。これらが従属の三大形態であり、文明の三大画期によって特徴づけられる。公然たる、そして近年では仮装した奴隷制⁵⁾が不断に文明に伴走している」(Engels, 1892, S. 268)。

寺沢氏が言われるように、『起源』は、前文明期社会を国家論の見地から叙述することはなかった。それは、エンゲルスが後世の社会科学者と歴史家に託した課題であろう。その大枠は、『反デューリング論』「二重の道」のうちの第1の道(A)論をもって提示したと、エンゲ

ルスは考えていたのではなかろうか。『起源』は、アジアについても、具体的なことは何も論じなかったけれども、ここでも文明史と文明国家は存在するのであるから、アジア文明史を根本から理解する理論は十分に用意していたということ是可以である。アジアの中心の一つである中国の歴史は、『起源』文明史論に学ぶことなしには、十全に理解することができないことについては、すでに述べた通りである。列島の歴史も、この理論によって、その本質的特徴が開示されるであろうことは、後に述べる(V章)。

総じて、『起源』文明国家論を列島古代にそのまま適用しようとする学説を批判する限りにおいては、寺沢氏の議論は、全く正しい。しかし、否定対象が『起源』そのものにまで及ぶならば、「たらいの水とともに赤子まで流す」仕儀となろう。

3. 石母田正の国家史論

列島の国家成立史を考えるにあたり、先行研究としてまず指を屈するのは、石母田正の学説である。研究史の起点をなし、かつ、その後の研究に多大な影響を与えたという意味において、誰も異論のないところであろう。寺沢氏も、石母田の古代国家論をそのようなものとして位置付けた上で、これを克服することを通じて、新しい列島国家史論を樹立しようとした。そこで、本節では、石母田の列島国家史論の展開を跡付けた上で、これに対する寺沢氏の批判について検討することとしたい。

(1) 「古代史概説」(1962年)

この論文は、発表後約30年を経た『石母田正著作集』が編まれた時点(1989年)においても、著作集の編者の一人であった吉田孝氏をして、「これを超える古代史概説は、現在もまだ現れていない」(『石母田正著作集』4巻解説)といわしめたほどの傑作として名高い。同じく編者であった青木和夫氏は、この論文について、「全体の構成は、日本の原始社会における階級の発生、ついで古代国家の成立、そして律令国家への転化と解体という骨格になっている。冒頭にはモルガン=エンゲルスの野蛮・未開・文明の三段階区分への日本への適用がある。発刊当初、これはいかにも斬新な印象だった」(『石母田正著作集』12巻解説)と記している。二人の述懐

によって、この論文の背骨をなす『起源』文明史論がその後の古代史研究に決定的な影響を与えるものであったことを知ることができる。「概説」論文における文明史論の要点は次のようなものであった。すなわち、「文明の段階を特徴づける文字の使用は、日本では西紀5世紀には確実な証拠があるから、4世紀末・5世紀に文明の段階にはいるとすれば、それは大体において倭五王の時代、中期古墳以後の時代にあたるといえよう」（石母田1962/256頁、傍点水林）というように理解された列島文明化論を基礎とし、これに文明国家の政治的指標論（石母田は、『起源』4指標に、階級支配および国家権力を正当化する神祕的権威の2つの観点を付加した上で、5つの指標に整理する）を加味して、「国家の起源」を3世紀邪馬台国時代、「王権の確立」を5世紀の倭五王時代、「国家の成立」を6世紀末ないし7世紀初頭の推古朝前後に求めるという史論である。

しかし、「概説」論文全体の評価はしばらくおくとして、ここでの文明史論は、私には、石母田のものとは思えぬほど粗略なものに映る。石母田は、経済的土台と法的政治的上部構造というマルクス・エンゲルスの社会理論を熟知し、この理論を積極的に活用する歴史家ではあるが、しかし、ここではなぜかこの見方は放棄された。すなわち、『起源』が記す文明の経済的4指標について全く議論することなく、「文字の使用」という文化現象を文明の基礎的条件として設定した。『起源』文明史論を正しく理解するならば、ありえない立論である。

明敏な石母田は、ほどなくそのことに気づいたのであろう。いつのことか不明であるが、手沢本の中に「3段階〔野蛮・未開・文明の3段階〕ガ正シイカドウカ？」（石母田1962/436頁）と書き込むにいたる。しかし、石母田の影響力は甚大であった。石母田の反省志向とは裏腹に、「概説」論文の古代史認識枠組は独り歩きをはじめ、今日まで、古代国家史研究は「概説」段階の石母田説の枠組内部ないしその周縁で展開することとなった（②64頁以下）

（2）『日本の古代国家』（1971年）・『日本古代国家論』（1973年）

「古代史概説」から約10年を経た頃に刊行された『日本の古代国家』（1971年、以下『古代国家』と記す）お

よびこれを補う『日本古代国家論』（1973年、以下『古代国家論』と記す）において、石母田は、列島古代を文明段階とみなす見解を事実上放棄したといってもよい議論を展開するにいたる。要点を箇条書形式に整理するならば、次の通りである。

（1）7世紀末ないし8世紀初頭に成立する日本律令国家の生産関係的基礎は、共同体を代表する原始的酋長制から発展したところの、大化前代（6世紀）にはすでに成立していた「総体的奴隷制」と規定すべき在地酋長制であり、その政治的上部構造が国造制であった。在地酋長制＝国造制の形成過程は、『反デューリング論』が指摘した、支配従属関係の形成の「二重の道」のうちの第1の道である。律令国家はそのような経済的土台＝政治的上部構造関係を再編するものであった。経済的土台の次元では、①在地酋長制（第一次的生産関係）と②国家的土地所有（第二次的生産関係）の二つの生産関係に、政治的上部構造の次元では、①'郡司と②'国司（国衙機構）の官僚制機構へと再編した。二つの生産関係・二重の官僚制機構において、第一次的存在は、在地酋長制＝郡司である。この生産関係は、発展段階という見地からは、アジア的共同体の分解が低位の未開段階に属するといえることができる（『古代国家』4章、『古代国家論』Ⅱ）。

（2）律令国家の官僚制機構は中央・地方の酋長層の身分制的結合体（氏族の位階制的結合体）と抱合関係にあり、機構として自立していなかった。郡司は在地酋長層から任命され、能力よりも氏族系譜が重視された。中央官僚制および国司は、蔭位性と官位相当制によって、有位者集団（位階によって階層化された身分制集団）として組織された中央酋長層が専有した。中央・地方の酋長制（氏族制）は、形態変化を遂げながらも（官人化）、官僚制機構に先行する存在としてその外部で生き続け、官僚制を支えるとともに、変質させた（『古代国家』3章、『古代国家論』Ⅰ）。

（3）律令国家は、在地酋長と人民（良民・部民・奴婢）との階級関係が、6世紀から7世紀末までの時期に、単なる対立の域を超える「融和しがたい対立」に転化したことを基礎に形成された（『古代国家論』Ⅱ）。

しかし、このような国内的要因とともに、589年の隋帝国の成立から660年代の唐・新羅による朝鮮半島支配の確立（660年百濟滅亡、663年白村江戦争における倭国軍の惨敗・668年高句麗滅亡）に至るまでの、約1世紀間におよぶ東アジアの大動乱という国際的契機もまた、決定的であった（『古代国家』1章・4章）。

(4) 以上のような独特の成立経緯と構造とを有する日本律令国家の消滅は、第一次的生産関係（総体的奴隷制）の封建的生産様式への移行によって——それのみによって——起こりえた。しかし、その過程において、律令国家とその諸制度が、特殊な「契機」として作用したことも重要である。「幕府」（長たる征夷大將軍は天皇によって補任される）という形態の武家権力を媒介として封建制が確立する特殊性、「職」という独特の形態で表現される封建的土地所有体系の特質、これらは、律令国家や国家的土地所有という前提なしには理解しがたい（『古代国家』4章）。

(1)は、裏を返せば、律令国家の基礎にある経済的土台や階級対立関係が文明的性質のもの（発達した商品生産社会）ではなかったことの指摘にほかならない。在地首長制＝国造制の形成が『反デューリング論』における「階級的支配従属関係の形成の二重の道」論の第1の道であり、律令国家はこれをさらに国家的に上から再編したものであるとする考察は、結果として、律令国家形成を、列島における部族的国家形成（寺沢説）の延長線上に位置付けようとするものであり、その意味において、『日本の古代国家』における律令国家成立史論は、『起源』文明国家論からの離反といえることができる。

(2)は、官僚制による人民支配が、地方官と人民とが直接に触れあう肝腎の局面においては、官僚としての郡司の領域的制度的支配ではなく、在地首長の領民に対する人格的支配であったこと、さらに、律令官僚制が、氏族制の消滅をふまえて形成される文明国家の官僚制機構ではなく、氏族制によって支配され、氏族制を内包する疑似官僚制というべきものであったことを示す。石母田は、両著作において「古代史概説」段階の見解を自ら否定し、日本律令国家は、文明国家ではなく、特殊な歴史的

事情によって、未開社会の上に接ぎ木されることになった疑似文明国家とでも規定すべきものであることを解明した。

(4)は、疑似文明国家論を敷衍する議論として読むことができる。経済社会は、第一次的生産関係としての在地首長制（総体的奴隷制）の在地領主制（封建制的農奴制）への移行の歴史である。すなわち、『起源』文明史論の想定する成熟した商品生産社会への移行ではない。それ故、『日本古代国家論』と同年の「歴史学と「日本人論」」において、列島は、戦国時代まで未開の要素が濃厚であることに注意を促した。ちなみに、その翌年に出版された網野善彦『蒙古襲来』もまた、列島中世社会の基底に「未開」を見出す（水林2010/Ⅶ論文）。

(3)は、外的国家論にほかならない。正確に表現するならば、本稿「結び」において言及する外的国家論の一部としての二次的国家論、しかも古代中国帝国主義を中心とする国際政治が生み出す二次的国家に関する省察といえることができる（石母田1962b・1972）。『日本の古代国家』の最大の特徴の一つは、この観点を国家成立史論の中心に据えたことであった。第1章は「国家成立史における国際的契機」と題され、次のような印象的な文章によって書き起こされた。「日本の古代国家の成立と構造の歴史的特質の一つは、国際関係と切りはなしては考察できないという点にある」。『日本の古代国家』の主題は、石母田が国家の「完成」時点と考える7・8世紀史にあるが、国家の「起源」をなすと考えた3世紀邪馬台国段階についても、「国際的契機の問題」は、「3世紀の邪馬台国の段階、すなわち日本の国家の「起源」においてすでに不可欠の契機として存在して」おり、「その契機のあり方が、基本的には首長制という日本古代社会の基礎構造によって、内部的条件によって規定されている」（石母田1971/21頁）と指摘することも忘れていない。

総じて、石母田の古代国家論は、3世紀邪馬台国（起源）から8世紀律令国家（完成）に至るまで、そのうちに諸段階を内包する国家形成過程論にほかならない。そして、その完成された国家の構造分析は、『起源』文明国家論をそのまま機械的に適用するものではなかった。『起源』文明国家の政治的諸指標が完成期古代国家（律令国家）の国家機構のあり方のうちに見出されることを考察した点において、『起源』文明国家論が活用されているけれ

ども、国家論の全体は、それが一つの契機にすぎなかったこと、むしろ、社会と国家の全局面において未開的要素が支配的であったことを強調するものであり、日本律令国家は文明国家論ではなく、疑似文明国家とでもいうべきものであった。

(3) 寺沢氏の石母田国家史論評価の問題点

しかし、寺沢氏の石母田国家論評価は、私見とは異なり、かなり手厳しい。氏は、『日本の古代国家』の「はしがき」から、まずは次の文章を引用する。「国家の成立についての諸問題が全面的に提起されるのは古代国家の完成される時期においてであって、七・八世紀、すなわち推古朝から大化改新を経て律令国家の成立にいたる時期こそ、国家の成立を総括的に問題にし得る基本的な場でなければならない」（『日本の古代国家』はしがき）。その上で、石母田の国家史論の要点を次のようにまとめる。

- (1) 石母田は大化改新を特に重視する。この国制改革によって、国家の政治的指標が明確化してくることに着目する。すなわち、①人民の領域による区分・編成（屯倉・田荘の停廃、校田・班田収受、王民制から公民制へ）、②税制（田租・田調）、③編戸（部曲の停廃、里制・戸籍・計帳）、④地方支配（国造制から評制・評造へ、畿内制）、⑤軍制（国造軍の再編、官馬の制）。これらは、『起源』における国家の基本的属性にはかならない。
- (2) 邪馬台国段階から5世紀代までは、アジア的首長制を土台とする階級分化にまでは到達するが、それ以上には発展しない。それ以前の弥生時代は、国家以前の、原始共同体が発展した段階に押し込められる。

私は、このような石母田評価には従いがたい。その理由を明らかにするために、寺沢氏が引用した『日本の古代国家』「はしがき」の一文をその一部として含む文章群をまず引用する。

本書では、国家の端緒をなす三世紀の邪馬台国から出発して、律令制国家の成立にいたる国家形成の諸段階を歴史的に跡づけるという方法はとらなかった。国家の成立についての諸問題が全面的に提起さ

れるのは、古代国家の完成される時期においてであって、七・八世紀、すなわち推古朝から大化改新を経て律令制国家の成立にいたる時期こそ、国家の成立を総括的に問題にし得る基本的な場でなければならない。そこでは、邪馬台国以来の一切の政治的支配諸形態が消滅したのではなく、反対にそれらは国家構造の基本的契機として保存され止揚されているのであって、その分析のみが、古代国家の一般的属性と諸機能と特殊性を全面的にあきらかにし、過去の端緒的国家形態の性質と歴史的地位を決定する鍵を提供するのである。この手続を一度経なければ、日本における「国家の起源」について説くことができないというのが本書の立場である（本書を土台にして、二・三世紀以降の国家成立史を歴史的にたどる次の仕事は、当然本書の構成とは逆に、第四章の問題からはじめることとなろう）。『魏志』倭人伝の片言隻句についての精緻をきわめた解釈と、自由な構想力との結合が生み出す邪馬台国論の魅力を知りながら、あえてそこから出発しなかったのは、右の理由による（『日本の古代国家』はしがき）。

下線部分が寺沢氏の引用した文章であるが、この文章の真の意味は、右引用文全体の中に位置付けなければ、理解することができないと私は考える。邪馬台国（国家の起源、端緒的国家）から律令国家（国家の完成、完成期国家）に至るまでの過程論として構想された石母田の国家成立史論は、完成期国家の分析を経てはじめて端緒的国家の構造を十全に理解しようとする石母田の認識論——ここには、「人間の解剖は猿の解剖のための鍵である」と述べたマルクスの認識論が脈打っている⁶⁾——を基礎として、まずは、「推古朝から大化改新を経て律令制国家の成立にいたる時期」に焦点を定めることとなった。そして、石母田は、この著作の「次の仕事」として、「二・三世紀」から「七・八世紀」までの「国家成立史を歴史的にたどる」著作を予定したのである。しかし、石母田を襲った病魔がそれを阻止した。『日本の古代国家』を補う『日本古代国家論』が出版された1973年には、闘病生活が始まったという（青木和夫『石母田著作集』12巻解説439頁）。石母田は、列島最初の国家形態とみなした「邪馬台国」（寺沢氏のいう新生倭国）

についての本格的考察を為し得ぬまま、不帰の客となった。

寺沢氏は、先に要約した『日本の古代国家』に対する氏の理解をのべた後に、滝村隆一氏の次のような石母田国家論を引用する。「修正したレーニン流〈国家＝暴力機構〉論に従って、日本古代国家の形成を中央集権的な軍事・官僚機構の体系的（官僚的）完成をみた律令制国家の成立に求め、それ以前の〈外的国家〉形成や、いわゆる「大化前代官制」に象徴される・〈法〉形成に伴う・未熟な〈共同体一内一第三権力〉形成の問題を〈国家〉形成過程からきれいさっぱり放り出してしまった」（②52頁）。しかし、滝村氏の石母田評は、何よりも事実反しているのではないか。石母田は大化前代を国家形成過程から放り出したわけではなく、反対に、形成過程そのものと考えたいことはもはや繰り返す必要もなからう。律令国家についての考察が国家＝暴力機構論に従うものであったとする論評も、意外である。石母田は、当然に国家の本質的部分に暴力が存在すると考えていたけれども——国家が暴力装置であることを否定する論者は存在しないであろう——、暴力論で尽くされるなどとは全く考えていなかったからである。このことは、『日本古代国家論』第二部の副題が「神話と文学」であること、同書第一部には、イデオロギー的権力としての国家の問題を集中的に扱う「国家と行基と人民」論文が収載されていること（この論文は『日本の古代国家』に収めるべく書かれたが、分量の制約のために別論文の形となったとされる）、これらの事実が明瞭に物語る。名著の名をほしいままにした『中世世界の形成』を一読すれば、石母田史学の本領は、暴力論よりもむしろイデオロギー論（宗教、文学、法など）にあることがただちに諒解されるはずである。

ただし、寺沢氏が指摘するように、石母田は——国家形成の起点を邪馬台国にまでは遡及させたものの、さらに時代を遡って——弥生時代における国家形成については、その可能性すら検討することはなかった。しかし、このことを、石母田の責めに帰することはできない。なぜならば、『日本の古代国家』および『日本古代国家論』が出版された1970年代初頭には、邪馬台国以前の時代の首長制の実像を明らかにする考古学的発掘が行われておらず、『反デューリング論』の「支配従属関係の形成

の「二重の道」を弥生時代について明らかにすることが不可能だったからである。首長制の形成と展開を示す数々の遺跡の本格的な発掘は、ほとんどすべて、上記両著作刊行以後のことであった。吉武高木遺跡（寺沢氏のいう部族的国家の嚆矢たる早良国）の発掘は1981年以降、須玖岡本遺跡（奴国）は1979年以降、三雲南小路遺跡（伊都国）は1974年以降、吉野ヶ里遺跡は1986年以降、西谷3号墓は1983年、楯築墳丘墓は1976年以降といわれる。これらの遺跡の発掘調査書が刊行されなければ、弥生時代における首長制の形成を論ずることは不可能であろう。『反デューリング論』における国家論と支配従属関係形成論を熟知していた石母田が、かりにこれらの遺跡発掘をふまえて、『日本の古代国家』において獲得した国家論をもって列島国家形成史論を書くことができたとするならば、考察は邪馬台国をさらに遡り、列島内国際関係（外的国家視点）にも着目して、弥生時代の早良国・奴国・伊都国などに列島における国家の「起源」を求めたのではなかろうか。

Ⅳ. 寺沢国家論の意義

寺沢氏の弥生国家史論は、エンゲルスの二著作とくに『起源』の理解において、小さくない問題を抱えていることについては、以上に述べた通りである。しかし、このことは、寺沢国家史論の画期的意義を否定するものではない。

1. 普遍史的理論志向

寺沢国家史論をいわゆる「7・5・3論争」の中におくとき、それは特に鮮明となる。数字（7・5・3）は国家成立時点の世紀を示し、7世紀成立説、5世紀成立説、3世紀成立説の論争の謂であるが、実際には、8世紀（律令国家の成立）から3世紀（卑弥呼を女王とする倭国の成立）まで、「7・5・3」の3数字には収まりきれない多数の学説が唱えられている（ちなみに、先に検討した石母田説は、三者のうちの何れかを選択するのではなく、3世紀を「起源」、7～8世紀を「完成」とする成立過程論であり、議論の立て方が根本的に異なる）。

この「論争」について詳細に検討する寺沢氏の考察に

接して最も印象深く思われることは、論者のほとんどは、次に掲げる二タイプのいずれかである場合が多いように見受けられることである（B 491 頁以下）。その二類型とは、(a)『起源』文明国家論を列島古代史に適用する石母田「古代史概説」論文の誤りを石母田の改説以後も繰り返すタイプ、および、(b)『起源』からの脱却と東アジア独自の国家形成論の構築を主張しつつも、『起源』文明国家論にかわる普遍史的基準を提示できず、列島というローカルな世界に生じた様々の現象に着目して、国家の成立を論ずるタイプである。(a) 類型が失当であることはすでに述べた。(b) 類型の議論に対しては、次のような批判を行わねばならない。すなわち、国家の成立問題を論議する場合、①まずは論者の考える国家の一般的定義を提示し、②その基準をもって判断するに、「列島においては、○世紀に××の地域において、国家が成立したと認定しうる」という思考様式をとらねばならないはずであるが、このタイプの議論では、往々にして①の議論が欠如し、列島にしか通用しないローカルな基準を任意に設定するために、学問的ガラパゴス現象が生じているのではないか、という批判である。

対して、寺沢氏が設定する基準（国家の定義）は、『起源』を離れ、『反デューリング論』の系譜をひく滝村国家論に準拠して、ローカルな表現を一切含まない普遍史的理論となりえている。いわく、「国家本質論は上位理論」であり、「時空を越えて適応可能な理論」である（B 544 頁）。「歴史的國家の最初の形態を〈部族國家〉と規定する。…〈外的國家〉形成が、〈内的國家（國家權力）〉の端緒ないし萌芽の形態を誕生させた段階。言い換えれば、共同体の公的權力が國家權力への移行を開始させた段階」（② 41 頁、外的國家・内的國家などの定義は本稿 I 参照）というように。この定義に賛成するか否かを別として、基準がローカルなものを捨象して抽象化され、かつ明確であるから、その基準の当否をめぐってインターナショナルな広がりにおいて論争が成立しうる。寺沢国家史論は、列島国家史を普遍的な場で論ずるための条件を満たす数少ない議論の一つである。

2. 列島の規模での思考からの自由

列島国家史を論ずるにあたって、様々の人類史的経験との比較を可能にする普遍史的基準を明確に掲げたの

は、石母田・寺沢両氏を除けば、都出比呂志氏であった。都出氏の議論は、寺沢氏が指摘するように、欧米人類学の「初期国家」概念を受容しつつ、『起源』の政治的 4 指標論をアレンジする性質のものであるが、まさにそのことによって、基準設定は普遍的性質のものとなりえた（都出 1991、② 54 頁、B 515 頁以下）。したがって、基準設定の当否ないし有効性についての論争が成立しうる。そのような意味において、都出説と寺沢説とは同じ土俵の上に立つが、その上で両者を根本的に分かつのは、都出氏が国家の成立問題を列島の規模で考えるのに対して、寺沢氏が、それから自由に発想していることである。

「7・5・3 論争」にかかわる諸文献は、都出氏を含めて、ほとんど、おそらくは無意識のうちに、「列島の規模での国家の成立はいつのことであったのか」というように問題を立てている（B 506 頁、510 頁、519 頁・521 頁、542 頁、556 頁、558 頁など）。このように始めから空間を特定するならば、国家の成立はどんなに遡っても 3 世紀ということにならざるをえない。なぜならば、列島の規模において一個の政治社会が形成された最も古い時期は前方後円墳という同一形式の政治的シンボルが列島の広域的規模において築造された 3 世紀を遡ることはないからである。その上で、列島の規模で形成された政治社会が国家と規定するに適切なものであったのか否かが問題となり、そこから、議論が様々に分岐し、「7・5・3 論争」となった。

そのような議論も意味がないわけではない。列島の規模での政治社会が、いつ、どのような形で誕生したのかという問いは、探究すべき課題の一つだからである。しかし、それは、列島における国家なる存在の発生を探究する課題そのものではない。国家史論がまず立てるべき問題は、「列島において、普遍史的基準において国家と規定しうる存在が、いつ、どの地域で成立したのか」ということでなければならない。このように問題を立てることができたのは、私の知る限りでは、寺沢氏のみである。氏は、『反デューリング論』を基礎とし、滝村隆一氏の国家論に学びながら、その定義を明確にし、この定義にかなう政治社会が、弥生 I 期末ないし II 期に、北部九州の諸地域において成立したことを実証的につきとめ、「7・5・3 論争」の枠外において、前 200 年頃に部族的国家という形態での国家が成立したとする学説を

提示したのであった。

実をいえば、ある政治社会を国家と認定する基準について、寺沢氏と都出氏との間に、大きな懸隔があるわけではない。外的国家という視点の有無を除き、内的国家のあり方に限定するならば、寺沢説と都出説とは、重なる部分が大きいのである。それ故、寺沢氏の都出氏批判の中心は、国家なる存在の基準そのものよりも、どのような地理的広がりにおいて、この問題を考えるかということにおかれる。寺沢氏いわく、「都出氏の言う初期国家と…私のいう「部族的国家」は……それを列島規模と見るか地域規模と見るかだけの問題であって、決して国家の本質的な差異などではない…。都出氏の「国家」観の根底には汎日本列島という領域が暗黙のうちにすり込まれているかに思える」（B 519 頁）。

これこそは、「7・5・3 論争」に対する根底的な批判にほかならない。すなわち、日本列島という規模で国家形成を考える思考には、歴史のある時点において形成された「倭国」ないし「日本国」の観念や、今日の「日本国」の領土のあり方が、なかば無意識のうちに、浸潤しているのではないか、という批判である。このような思考は、国家成立史論ばかりでなく、およそ歴史一般を見る眼を歪んだものとする。考古学者の著作にしばしば登場する「弥生時代の日韓交流」「縄文時代の日韓関係」などという表現に私は幾度となく驚かされてきたのであるが、今日の国境が縄文や弥生の時代にも存在したことを前提とするかのようなこの発想を、列島国家形成史にそのまま持ち込むならば、列島における国家形成史問題が列島の規模での国家形成史問題にすり替えられてしまうこと、必定である。歴史学という学問世界の禁じ手ルールを、禁じ手とは意識せずに、考古資料の解釈におかしてしまう誤謬が、「7・5・3 論争」を支配しているのである。成心なく弥生時代の考古資料を観察するならば、楽浪郡による東夷支配が始まる以前の弥生Ⅲ期頃までの時代にあつては、朝鮮半島と北部九州とを政治的に分断する思考は半島と列島の首長層には存在せず、むしろ、半島南部＝九州北部首長連盟（半島製細形青銅器武器および多紐細文鏡をシンボルとする首長たちの連合体）とでもいうべき一個の政治的文化圏が成立していたことを、私は前稿において確認した。その後の歴史的展開次第では、この単位で国家形成がなされたかもしれ

ない。南欧都市国家のように、個々の首長支配領域単位になされた狭い範囲での国家形成がそのまま近代にまで継続するというような事態も起こりえたかもしれない。その可能性を最初に遮断したのは、漢武帝・宣帝による楽浪郡などを通じての東夷支配であった。すなわち、朝鮮半島と日本列島とを分断し、その上で、列島を一纏まりの従属国として編成しようとする漢の帝国主義的支配である（水林 2022/630 頁・637 頁）。

『弥生国家論』を含めて、寺沢氏の著作・論文には、弥生Ⅱ・Ⅲ期頃に、半島製細形青銅武器や多紐細文鏡などをシンボルとする朝鮮半島南部＝九州北部部族的国家連合とでも命名すべき政治社会が形成されていたことへの言及はないようである。九州北部における部族的国家の林立状況を描くのであれば、朝鮮半島への目配りも欲しかったと思うけれども、半島首長墓の発掘が列島ほど進捗していないために、難しかったという事情があるのかもしれない。

この問題はしばらくおくとして、寺沢氏は、列島における国家形成史問題を列島規模における国家形成史問題にすり替えてしまうイドラから一人自由であった。ここに寺沢氏の史眼の確かさが端的に示されている。しかし、自由の代償は大きなものであった。そのために、氏の学説は「無視された弥生時代国家論」（② 67 頁）となった。「無視」は「批判」にもまして堪えるものであるが、「名誉ある孤立」というべきものであろう。氏の研究史批判の文章の迫力は、孟子の言「自ら反みて縮くんば、千万人と雖も吾往かん」を想起させるものがある（B 第3部第1章約 100 頁におよぶ研究史批判）。氏の歴史学は、学問をする者の心構えを具体的に示す点でも、価値高きものである。

V. エンゲルス国家史論による列島史の読解

寺沢氏を含めて古代史学が依拠してきたエンゲルスの国家史論を正確に理解し、これによって列島国家史を理解するならば、どのような歴史像が得られるであろうか。ここでいう「エンゲルスの国家史論」とは、『起源』または『反デューリング論』のどちらか一方に依るのではなく、この二著を総合することによって得られる理論、具体的には、〈共同体国家→部族国家（階級国家の第1

年代	石母田正 1962	石母田正 1971・1973	都出比呂志 1991	寺沢薫 2018	エンゲルス 国家論の適用（水林）	備考
弥生時代 Ⅰ期前半				原始共同体	共同体国家	環壕集落を中心とする、令制の郷的規模での共同体集合が北部九州に出現（那珂遺跡など）
Ⅰ期後半～Ⅲ期				部族的国家	前文明期階級国家 部族国家	酋長制が北部九州に出現（吉武高木など）
Ⅳ期			階級的酋長制 未成熟	重層的な 部族的国家体制 （イト倭国）		漢帝国の東夷支配の一環として、列島全体の支配を展望する「倭国」が北部九州に出現
3世紀 邪馬台倭国	文明国家の起源	国家の起源	初期国家	王国 （新生倭国）	列島規模部族国家	公孫氏・魏晉の東夷支配の一環として、邪馬台国嚮向を首都、北部九州伊都を副都とする、列島の規模での「倭国」が成立
5世紀 「倭の五王」	王権の確立	起 源 か ら 完 成 ま で の 諸 段 階				「倭の五王」時代、超巨大前方後円墳（大山・磐田山など）築造
7世紀 推古朝	文明国家の成立					伴造=品部制と国造制を土台とする推古朝の国制にはじまり、対唐帝国戦争における惨敗（白村江戦）を契機として、推古朝国制が、文明国家の外観を呈する前文明期階級国家（疑似的文明国家、律令国家）としての「日本」へと再編・完成される過程
8世紀 律令国家			成熟国家 （文明国家）		疑似文明国家	唐律令を継受し、その限りで外観は律令国家（中国の文明国家）しかし、そのような国家を正当化する根本法は、中国の「天」とは異なり、きわめて未開的な「高天原」の神々という概念
16世紀 戦国諸国家		この頃まで未開的社会				神判（呪術的裁判）がなお行われ、幕藩制時代にまで継続する
17世紀 幕藩制国家						前文明期階級国家の最終形態となった国家（幕藩制国家）の成立
19世紀末 帝国憲法体制					文明国家Ⅰ期 （文明期階級国家）	欧米帝国主義の外圧のもとでの、前文明期階級国家の最終形態（幕藩制国家）の崩壊、文明国家の成立（帝国憲法体制）。しかし、国家神道を根本法に据えたように思考の合理化には遠い
20世紀中葉 日本国憲法体制					文明国家Ⅱ期	第2次大戦（帝国主義間戦争）での敗戦を契機とする、文明国家の大再編（日本国憲法体制）。日本国憲法は西欧的自然法・自然権思想を根本理念とするが、国民はもとより法律家・法学者にも定着しない

図表1 列島国家史年表

段階）→文明国家（階級国家の第2段階）の3段階論である（エンゲルスは、その後の段階の国家として、社会主義的共同体国家を想定していたと思われるが、この問題は本稿の課題をはるかに越える）。図表1は、この理論を適用した場合の列島史像を、これまでの列島国家史論諸説とともに表示したものである。以下、要点を記す。

1. 共同体国家

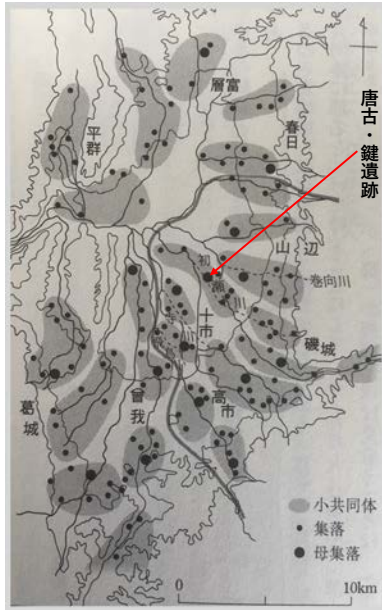
共同体国家については、管見の限り、階級支配なしには国家は形成されないと考えているわが国の学界では、およそ議論さえなされたことがないと思われるが、『反デューリング論』の国家論を適用するならば、これこそは最初の国家形態にほかならない。これは、対内的には共同体であるがまさに（成員間に支配従属関係が生じていない）、対外的には軍事的防衛という課題を抱え込み、かつ、これを実践する共同体である。

戦争という現象は、稀少資源問題が発生することにより、稀少資源の確保をめぐる行われるものであるが、このことは、戦争主体が、対内的には、確保された稀少資源の管理という共同事項を遂行することを意味す

る。その主要なものは、列島の場合には、農耕のための土地・水の管理であった。このことは、戦争という対外的共同行為と行政という対内的共同行為とが表裏一体の関係にあることを示す。列島に即していえば、農耕経済が始まる以前の縄文時代は稀少資源問題がまだ発生しない採取狩猟漁撈社会であったが、灌漑水田稲作が開始された弥生時代になるや、令制の郷に相当する範囲において（長辺約5kmの方形におさまる中小河川流域の土地が標準）、対外的かつ対内的な共同事項を行ういくつかの集落が連合する政治社会（共同体国家）が形成された（①140頁以下、B196頁以下）。

共同体国家をイメージすることができる二つの図を、図表2として掲げる。A図は弥生Ⅳ期頃の大和に林立する共同体国家群を描いたものである。中心となる集落（拠点の母集落）は環壕（軍事的防御施設）を有し、その周囲に環壕をもたない中小集落が広がる（B129頁）。B図は、奈良盆地中心地域に形成された唐古・鍵集落を中心とする共同体国家の景観想像図である。何重もの環壕を有する中心集落唐古・鍵の周囲にいくつもの中小集落が点在する様子が描かれている。共同体国家が戦争状態に入れば、環壕を持たない中小集落住民は、最後には拠

A図 弥生時代大和の共同体国家群



寺沢薫『王権誕生』141頁掲載図

B図 唐古・鍵遺跡想像図



藤田三郎『ヤマト王権誕生の礎となったムラ 唐古・鍵遺跡』新泉社、2019年

図表2 共同体国家：唐古・鍵遺跡の場合

A図 弥生時代Ⅰ期（前6世紀頃）
福岡県板付環壕集落



B図 紀元前40世紀頃
中国西安市半坡環壕集落



樋口隆康編『古代中国の遺産』講談社、1988

図表3 環壕集落

点環壕集落に逃げ込み、戦争を遂行したのであろう。

そのような共同体国家が、北部九州においても、大和に先行して、弥生Ⅰ期には成立していた。図表3 A図は、その中の一つである板付共同体国家の中心集落の復元遺跡写真である。唐古・鍵集落よりもはるかに小規模であるが、初期の頃の環壕集落（拠点母集落）の規模はこの程度のものであったろう（図表2に示した唐古・鍵環壕集落は広さ約40haにおよぶ有数の巨大集落であった）。同B図は、中国大陸の環壕集落模型（仰韶文化・半坡集落復元模型）であるが、その時期は、列島の環壕集落よりも約四千年を遡る。大陸と列島の歴史的展開の遅速は、はじめから驚くほど大きなものであった。

寺沢氏は、ここで共同体国家とよんだ水田稲作共同体

連合（氏の用語では「小共同体」）について、まだ明確な首長制的階級関係が形成されていないことを理由に、国家（部族的国家）とは評価しないのであるが、同じく共同体とはいっても、戦争という現象がまだ発生しない時代の共同体と、不断に戦争を意識し、時に戦争を行なわねばならなかったが故に、何重もの環壕を張り巡らすことになった共同体との差異はきわめて大きいといわねばならない。二者は、単なる量的差異ではなく、質的に区別すべきものである。外的国家の視点を重視し、これを徹底的に貫こうとするならば、戦争が常態となった共同体を国家なる概念をもって指示することは、むしろ必要なことであるように思われる。

2. 前文明期階級国家（部族国家）の成立と展開

（1）成立

以上のように考えて、本稿は、寺沢氏が国家の最初の形態とした部族国家を、エンゲルスに学んで、共同体国家の次の段階として位置付け、共同体国家との相違を特に意識する場合には階級国家という名称をもって指示することとする。さらに、後代に形成される、『起源』が問題とした、最高度に発達した階級対立の中から生まれる文明国家との差異を明示するためには、前文明期階級国家とよぶことが適当であろう（文明国家は、それとの対においては、文明期階級国家である）。

列島における前文明期階級国家（部族国家）の形成は、『反デューリング論』がいうところの、支配従属関係の形成の「二重の道」（主道と副道の同時併行的進行）の列島の形態をもってなされた。主道は、『反デューリング論』のいう第1の道（A）であった。すなわち、共同体国家間戦争（小共同体間戦争）を媒介として、共同体国家間に、令制の郡的規模において、支配従属関係が発生する道である。その具体像については、『弥生国家論』が生き生きと描く（②3章・4章）。

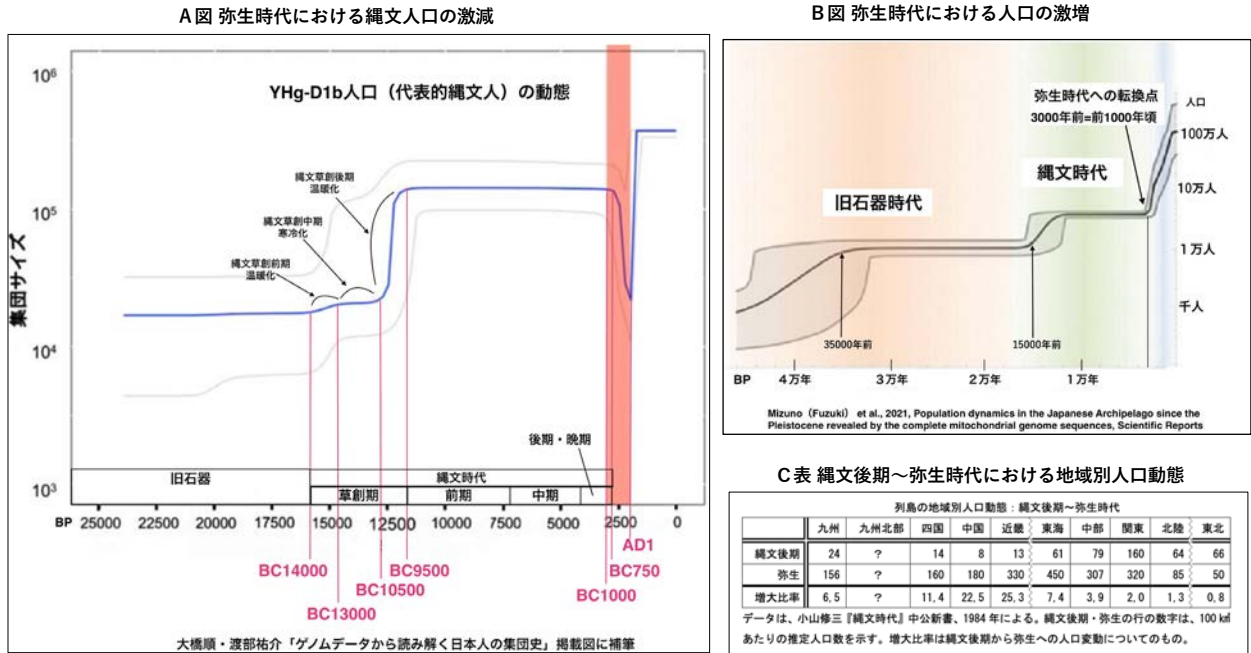
『弥生国家論』も含めて、研究史においてほとんど注目されることがないけれども、列島においても、第二の道（B）も第一の道と同時併行的に進行し、かつ、第一の道にとって、きわめて重要な役割を演じたと思われる。具体的には、第一の道（A）において発生する戦争奴隷を戦勝共同体ないしその首長たちが使役するところの、奴隷制的生産関係の形成である。奴隷の存在は考古資料としては残りにくく（首長の存在は立派な首長墓などによって視覚的に確認できるが、奴隷の存在は墓などによっては確認できず、一般の共同体成員と区別がつかない）、帝国皇帝への最重要の朝貢品が「生口」であったことを示唆する文献史料などによって確認されるにとどまるけれども、奴隷の用途がこれに尽きていたとは考えがたい。考古資料の状況証拠から、奴隷は様々の形で使役されたと推定される。

その証拠とは、たとえば水銀朱である。最初期の首長墓の一つと目される吉武高木の4つの甕棺墓にすでに見出される埋葬用呪物は、その後、吉野ヶ里、井原鐘溝、楯築、西谷、平原などの首長墓に大量に敷き詰められた（国史跡吉武高木遺跡やよいの風公園 HP > 特定集団墓、

寺沢② 125 頁・206 頁・335 頁・343 頁・347 頁）。それは、古墳時代にまで持続する。例示した上記遺跡のうち、楯築および西谷（このほか、福岡県春日立石、鳥取県門上谷、丹後半島大風呂南などが加わる）の水銀朱は中国産（西安の南に位置する陝西省安康市）であることが判明している（島根県立古代出雲歴史博物館『弥生王墓誕生』2007 年、21 頁）。水銀朱はきわめて高価な品といわれるが、これを中国から入手するにあたって、交換財とされたのは何であったのか。水銀朱について貴重で高価であったとされる奴隷だったのではなかろうか（水銀朱と釣り合う列島生産物がほかに存在したとしても、それだけでは水銀朱は購入しえなかったであろう）。楯築・西谷等以外の多くの首長墓水銀朱は徳島県水井、奈良県大和鉾山、三重県丹生の鉾山での産出であったが、そこでの労働形態がどのようなものであったのかも、考えねばならない。世界史の経験から、労働奴隷制であった可能性がきわめて高い。水銀朱のほかにも、大陸や半島からの搬入に頼った高価な品は存在した。青銅器（祭祀用武器や銅鐸）の原料や鉄である。これらの入手のための交換財は何であったのかと問うならば、ここでも、答の中に奴隷が含まれないとは考えがたい。要するに、部族国家は奴隷制国家——共同体成員が成員であるがままに奴隷化されたと石母田が考えたところの総体的奴隷制ではなく、語の本来ないし狭義の意味での労働奴隷制——としての性質も合わせ有していたと思われる。

さらに指摘しておくべきは、かつて形質人類学が「人種（race）」、今日の DNA 人類学では「人類集団（population）」、最近の拙稿が「ゲノム集団」という概念をもって指示した事柄が（水林 2022）、奴隷問題と密接不可分であろうことについてである。具体的には、列島在来縄文人と雑穀農耕や灌漑水田稲作を朝鮮半島から列島へと伝えた弥生人（「渡来人」と言われてきた人々）との関係史の問題である。

この問題についての通念は、寺沢氏の次の文章に代表されるようである。「渡来人や渡来系の弥生人は、実に巧妙に西日本の縄文人の社会に入りこんでいった。……縄文人はしだいに弥生人へと同化していった」。「両者の関係はいたって平和共存的だったと言ってよい。……渡来人と縄文人の激しい戦闘を物語る資料は全くない」(① 51 頁)。しかし、寺沢氏は、以上の文章に続けて、次の

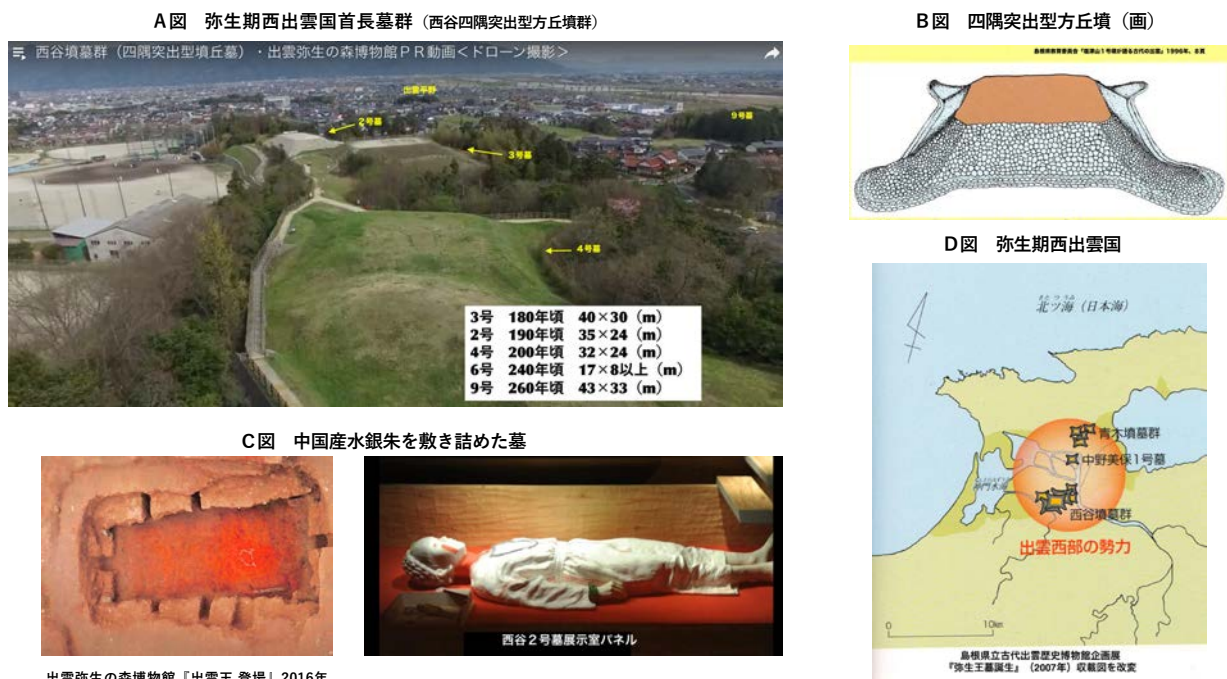


図表 4 弥生時代の人口動態

ように語り出す。「ところが、水田稲作の要素や遠賀川系土器の伝播が寸断された伊勢湾東岸以東は違う。濃尾平野では縄文系の条痕文土器を使う遺跡と遠賀川系土器を使う遺跡の棲み分け状態が明瞭だ。縄文時代では数少ない殺傷人骨が平野東端に集中することや、大形の石鏃がこの時期異常に現れることも、渡来系弥生人との軋轢を生じたと証拠だと私は思っている」（① 52 頁）。西日本では渡来人・渡来系弥生人と在来縄文人とは平和共存的同化的であったのに対して、西日本と東日本（稲作文化が容易には浸透しなかった地域）との境界では、両者の間に時に戦争にまで発展する対立が存在したという観測である。

しかし、西日本において、渡来人・渡来系弥生人（以下これらをまとめて弥生人とよぶ）と在来縄文人とは本当に平和共存的同化的であったのかを再検討する必要があるのではないか。そう考える理由は、最近の縄文～弥生時代の人口動態研究の大きな進展である。図表 4 A 図は、Y 染色体ハプログループ D1b（列島に固有の縄文人）が弥生時代に入って劇的に減少したことを示す。このグラフが示すのは、直接的には縄文人のうちの YHg-D1b の動態であるが、縄文人のうちこのグループだけが激減したとは考えにくい。弥生時代における縄文人口は総じてほぼ 1 万年前の水準にまで減じたのである。しかし、その一方で、図表 4 B 図によれば、弥生時代の全人口は

急勾配の増大軌道に入った。縄文人口が激減したのであるから、弥生時代総人口の増大は、弥生人の増大に依る。図表 4 C 表は、縄文後期から弥生時代にかけての時期の列島地域別人口動態表であるが、これによれば、西部日本はもともと縄文人口のきわめて稀薄な地域であった。縄文人社会は圧倒的に東日本に偏り、ここを中心とするものであった。しかるに、弥生時代に入って、西日本の人口増大が顕著となる。原因は弥生人の激増であり、近畿・中国地方では、少なめに見積もっても弥生人は縄文人の 20 倍、縄文人口の激減を織り込むならば、西日本の人口構成は、弥生人 30 人に対して縄文人 1 人といっような状況であったと思われる。このような多勢に無勢では、瞬時の戦闘はあったとしても、継続的戦争状態などにはなりえないであろう。さりとて、平和共存的であったとの推定に対しては、何よりも YHg-D1b の激減が疑問符を付す。推理の帰するところは、おのずと、継続的戦争でも平和共存でもなく、縄文人の奴隷化および水銀朱・青銅器原料・鉄などの交換財としての売却などによる縄文人口の激減ではなかろうか。縄文人口が稀薄であった西日本だけでの交換財確保では不足し、弥生人の奴隷確保は東日本にも及び、それが、寺沢氏の指摘する、伊勢湾東岸地域による弥生人と縄文人との戦争というような事態を惹起したのではないか。近代オーストラリアにおけるイギリス人とアボリジニ、近代アメリ



図表5 首長制的階級国家（部族国家）－出雲平野の場合（2世紀後半～3世紀前半）－

カ大陸におけるヨーロッパ人とアメリカ先住民、近世近代北海道における倭人とアイヌとの関係史を想起するならば、弥生人と縄文人との関係が、少なくとも平和共存一色であったとは考えがたい。列島部族国家は灌漑水田稲作を主たる生業とする弥生人たちが作り上げた階級国家である。その基礎にある生産関係の一つとして、奴隷制とくに縄文人を奴隷として使役し交換財とする社会が存在した可能性を排除しては、この部族国家の真実には迫り得ないように思われる。

以上のような、一般共同体成員と奴隷との二本の足によって支えられた部族国家という存在を視覚的に確認すべく、図表5を掲げる。A図は後2世紀後半から3世紀中葉にかけての時期に出雲西谷に築造された首長墓群（四隅突出型方丘墳）写真、同B図は四隅突出型方丘墳の形状を明示するために描かれた図画である。2世紀前半頃までの四隅突出墓とは質的差違を感じさせるほどの規模の違いが顕著であり、そのことによって、階級国家（部族的国家）の成立が強く印象づけられる画像である。同Cが示す首長墓に敷き詰められた大量の中国産水銀朱は、それと引き換えに大陸へと売り飛ばされたに相違ない生口の姿を想像させる。同Dは、出雲平野の首長制的階級国家の地理的広がりを示す。令制の出雲郡東南部と神門郡東北部を包含する十数郷からなる地域であった。

郷的規模において形成されていた幾つもの共同体国家を併呑することによって形成された、郡的規模での階級国家（部族国家）にはかならない。首長層の居館は出雲については未発見であるが、その最も発展した形態と思われる5世紀後半頃のもの（三ツ寺I遺跡）を、図表6として掲げる。これは、列島の規模の部族国家が形成された後のものであるが（大和を中心とする倭国）、弥生時代の首長居館を知る縁とはなろう。

（2）疑似文明国家

石母田旧説（1962）が推古朝時代以降の国家とくに律令国家の成立をもって列島における文明国家の成立と考えたこと、現在でも少なからざる数の古代史研究者がこの説の影響下にあること（これを成熟国家と考える都出国家史論もその一つであろう）、石母田新説（1971・1973）がこの見解を事実上否定したこと、これらのことどもについてはすでに詳論した。

そのことの究極の根拠は、律令国家の基礎にある生産関係が、首長制的生産関係（弥生以来の稲作共同体とこれを現地で支配する在地首長制）を崩壊させる商品生産社会＝市場経済社会ではなく、むしろ首長制的生産関係を第一次的生産関係として保存し、これを国家的に再編したところに形成される首長制的二重生産関係——郡司

として組織された在地首長とこれを支配する中央派遣の国司との二重構造——であることにあった。したがって、律令国家は真正の文明国家ではなく、擬似的文明国家である。これは、擬似的文明国家であることと擬似的文明国家であることの統一であるが、前者は国司、後者は郡司が象徴する。図表7は、絢爛豪華な中国風宮都の外観をそなえた平城京・平城宮大極殿（文明の

象徴）と、平城京各所から出土する大量の呪具（未開の象徴）とを图示したものであるが、前者が疑似文明国家の文明的契機、後者がその疑似的のモメントにほかならない。

未開が文明の衣裳を纏う異様な光景が現出したのは、これが、ほとんど対外的契機によって誕生した国家だからであった。石母田は、それとともに「融和しがたい階級対立」という国内的条件が存在したと論じ、その後の研究の中には、「石母田は国際的契機を重視しすぎであり、むしろ国内的契機に注目すべきである」とする趣旨の批判があるようであるが、この点には賛同しがたい（早川

庄八『石母田正著作集』3巻解説497頁。早川氏は、律令国家の形成要因をほとんどもっぱら国際的要因に求めるが、私もこの見解に左袒する。同解説499頁）。『起源』が説く「融和しがたい階級対立」は文明的経済社会が生み出すものである。列島古代に、そのような条件は全く欠けていた。ほとんど唯一の原因は対外的契機であり、それは、石母田自身が指摘したように、隋・唐大帝国の成立を背景とする深刻な朝鮮半島の軍事情勢であった（石母田1971/23頁）。とくに、倭国の同盟国百済の滅亡、そして、百済再興のために派遣された倭国軍の白村江戦争での惨敗は、当時の列島支配層が律令国家建設



三ツ寺首長居館想像図（5世紀後半頃、群馬県）＜関東、歴史旅行情報＞HP

図表6 在地首長居館：首長制的階級国家（部族国家）の拠点

A図 絢爛豪華な平城京の外観



平城京復元模型



B図 大量に出土する呪具



人形

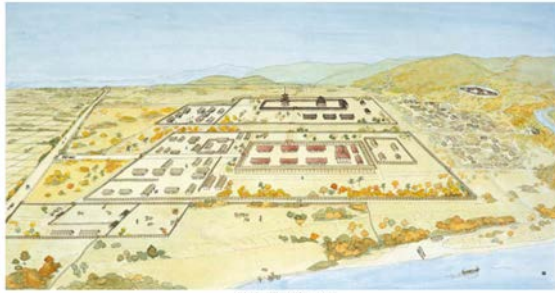


図表7 平城京の2面性：文明（宮都の外観）と未開（呪術の盛行）

に向かう決定的な画期となった。恐怖のどん底に突き落とされた人々が選択した道は、未開的社会の上に中国的文明国家を接ぎ木し、倭国（日本）も文明大国であるかのように粉飾することであった。

その粉飾は、日本が夷狄（北東北の蝦夷、南九州の隼人）を支配する帝国であるかのように演出することにまで及び、それがやがて実体化していく（東夷の小帝国）。北東北と南九州とは、列島弥生化の影響力のもっとも稀薄な地域であり、縄文人と縄文文化が長く続いていく地域であるが、その地に住む人々が「夷狄」と観念されたことが注意される（石母田1962ab・1963ab）。弥生人・縄

A図 律令制郡衙

嶋上郡衙復元図
(たかつき歴史Web)

B図 中世在地領主居館



勝幡城 (16世紀尾張)

稲沢市観光協会HP

図表8 律令制郡衙と中世在地領主居館

文人問題は、7世紀以降の律令国家形成期において、新しい局面を迎えた。

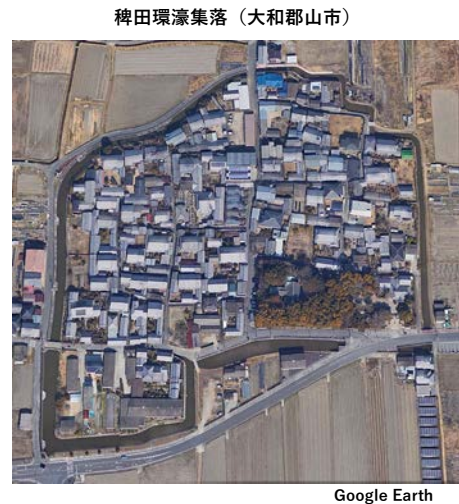
(3) 疑似文明国家の融解 未開の再生

律令国家は、その成立の経緯と構造的特質の帰結として、対外的危機がしだいに後景へと退いていくにしたがって融解しはじめ、律令国家のもとで表面から姿を消したかに見えた第一次の生産関係としての古代在地首長制は、封建制の進化をとげつつ前景化し、在地領主制が形成されることとなった。石母田は、古代在地首長制を総体的奴隷制、中世在地領主制を封建的農奴制とし、かかる変化の基礎には稲作共同体を構成する個別家族の経営的自立化があると考えていると思われるが（古代在地首長制を総体的奴隷制と規定することに私は疑問を感じているが、本稿では立ち入らない）、その変化とともに重要なことは、武装自弁の武人による稲作共同体に対する支配の連続性である。すなわち、巨視的に見るならば、在地社会は、〈①大化前代の在地首長制→②在地首長の郡司化（国家官僚化）→③中世の在地領主制〉というように展開したのであった。図表8はこのうち、②（A図）と③（B図）についてのものである。①については図表5として示したので、ここでは、これら三つの図を全体として参照されたい。まず、三ツ寺在地首長居館（図表5）と勝幡在地領主居館（図表8 B図）とが酷似していることに驚かされる。専門家でない限り、どちらが5世紀でどちらが16世紀なのか、区別はつかないのではなかろうか。この瓜二つ現象を生み出しているのは、ひとえに在地支配者の稲作共同体支配という生産関係の本質的同一性である。両者の中間に位置する在地首長の郡司的形態（図表8 A図）は、列島の中央支配層が、対外的危機

を契機として、自律的な在地首長制を律令官制の末端に編成した姿にほかならない。外圧と国家的強制によって生まれたものは、それらが後景に退くにしがって、消滅に向かう軌道に入る。そして、数百年という長い時間をかけて、元の姿が復活してくる。

同様のことは、集落についても妥当する。すなわち、〈環壕集落の成立→環壕埋没→環壕集落の再形成〉の歴史の変遷である。環壕集落の成立は在地首長制のそれに先行し、環壕埋没もまた律令国家成立よりもかなり以前の1世紀から3世紀頃にかけての事件であったが（イト倭国や新生倭国による集落の自律性の否定）、上からの強力な支配が本来の自律的形態を否定したという点では、共通するものがある。しかし、ここでも、律令国家の融解以降、上位権力がしだいに弱体化し、分権化していくにしたがって、自らの力で集落を軍事的に防衛しようとする環壕集落が再び姿を現すこととなった。図表9は、その代表例二つの写真ないし図を掲げたものである。

総じて、以上のような在地社会の歴史的变化のうちに、日本律令国家が文明国家（成熟国家）ではなかったことが明示されている。社会の深部において文明化（市場経済化）が進行するならば、共同体は壊滅してしまうのであり、この歴史過程は不可逆的である。しかし、現実の歴史は、それとは反対に、共同体が保存されつづけ、その共同体は、一旦は武装解除されたものの、やがて再軍備をはじめたのであった。前文明社会が連続しているのである。戦国社会は、石母田がそう認識したように、依然として未開の要素が濃厚な荒ぶる世界であった。



図表9 戦国時代（16世紀）における環濠集落の復活

（4）前文明期階級国家の最終形態

近世幕藩制時代に入るや、市場経済はかなりの程度、進展することとなった。「士農工商」という中国儒教の社会観察の仕方（農工分離、そして、様々の生業の人々が生産する商品を流通させる商人の存在に着目した社会認識）が列島人にもようやく実感されうようになった時代、それが近世であった。

しかし、近世社会は、中国の「士農工商」社会とは異なり、依然として、文明社会の経済的4指標を十全に満たすものではなかった。このことは、何よりも、商品生産経済の成熟がもたらす土地の商品化、その法的指標としての土地売買・土地抵当制度（文明の経済的4指標のうちの第4指標）が未確立であったことに示されている（水林 2010/Ⅻ論文）。農地が商品としてごく普通に流通するという状態以前の社会は、共同体が支配的な前市場経済社会にはかならない。政治的4指標についていえば、①将軍家家臣の旗本や大名家上層家臣が知行所（所領）を有し、そこから年貢を収納する存在であったことは、幕藩体制時代の支配が、官僚制機構による行政区画ごとの制度的領域的支配ではなく、領主による知行所単位での人的支配の集合が基本であったことを示す。②軍隊は、武装自弁の領主が領知石高に応じて負担する軍役の集合体であり、国家が国家として人々を徴兵し、これを国家が所有する軍事的諸手段に結合するようなシステムではなかった。③生産者が上納する負担も自身を人的に支配する領主への年貢が主であり、厳密な意味での租税（国家への負担）とはいいがたいものであった。租税というものとして、幕府が国という行政区画単位に賦課す

る国役（河川普請などの治水国役や朝鮮通信使通送労働力・費用確保のための国役など）があり、重要な役割を演じたが、農民の負担の中心が年貢であったという意味において、幕藩制国家は租税国家ではなかった。④幕府も藩（大名家）も官僚制機構というものを整備したけれども、これを専有するのは、氏族の一形態というる家の当主が形成する家格階層の身分集団であり、この意味において、幕藩官僚制は純然たる官僚制機構ではない。中国「士農工商」社会における「士」はもはや武士ではなく、しだいに科挙官人へと純化されていく文民官僚であったこととの対比において、武士身分が国家権力機構を専有する幕藩官僚制は、近世幕藩体制の前文明的性質を端的に示している（水林 1982・1987ab）。

（5）列島の文明化の特殊性

列島史の文明段階は、19世紀後半期の幕藩体制の崩壊によって、ようやくにして到来した（水林 2010/Ⅵ・Ⅻ論文）。南欧や中国が紀元前に文明段階に到達していたことに比すれば、二千年以上の遅れであるが、西欧のそれが18世紀末（フランス市民革命がその画期）のことであったことを考えれば、さほどの遅延ではない。

問題は文明化の遅速よりも質にあらう。またしても、列島の文明化が、内発的ではなく、欧米諸列強の帝国主義によって強要されたものであったことによって、列島近代の社会と国家が引き受けざるを得なかった特殊性が問題の核心である。外圧によって余儀なくされた経済社会の資本主義化という形での文明化は、文明化一般と相即的に進行する人間精神の合理化（Rationalisierung）

を歪なものとし——「武士」の世から「精神なき専門人、真心なき享楽人、この無なるもの」(ウェーバー)が主役となる世界への突如の転換——、「理」よりも「情」が支配的な社会を保存して、「現人神」を君主と仰ぐ大日本帝国を現出させることとなった。この一種異様な帝国は15年戦争の敗北によって瓦解し、日本国憲法を「国の最高法規」とする新体制が樹立されることになるが、この変革もまた、敗戦という外圧がもたらしたものであった。この国は、社会の深部・人間精神の奥深くにおいて、今なお、文明化と合理化とが未完であるように見えるが(たとえば丸山眞男のいう日本人の意識の「古層」)、このことの主要な原因は、文明化＝合理化過程が非内発的性質の強いものであったことにある。この問題は本稿の課題を大きく超えるものであるから、これ以上は立ち入らないこととするが、人間精神の合理化論によって補足された文明史論の有する学問的な射程と力量はきわめて長かつ大であることは、強調しておかねばならない。

VI. 結びにかえて

本稿を閉じるにあたり、本稿続編への橋渡しとして、寺沢国家論には、本論では言及しなかった重要な論点が存在することを記しておきたい。「二次的国家」概念がそれである。この理論は、人類学者モートン・フリードが提唱したものであり、寺沢氏は、これを、次のように要約している。「国家以前の社会進化段階にある社会が、隣接するはるかに進展した国家段階にある社会から外的国家としての政治的、経済的影響をもろに受けることによって国家形成が促進される、あるいは導入されるというもの」(②74頁)。この引用文に明らかなように、二次的国家論は、外的国家論の一部をなすものであり、外的国家関係が、「進展した国家段階にある社会」と「国家以前の社会進化段階にある社会」との関係として存在する場合の、後者における国家形成を概念化したものである。

寺沢氏は、「これは世界史の一般的な歴史的國家形成の道とはいえないかもしれない」としつつ、列島における国家形成を考えるためには、必要不可欠の理論と評価した。いわく、「弥生時代の日本列島の対岸には〈帝国〉

段階にまで発展した巨大な漢王朝が存在した。倭人がそれ以前から中国に渡海し活動していた可能性はよく言われることだが、この巨大な帝国と政治的に向き合ったのは弥生時代からである。大海を挟んだ前漢帝国の存在や楽浪郡の設置、それに触発された衛氏朝鮮などの部族的國家の成立が、玉突き的に北部九州の部族的國家形成を促進させたことは間違いなかろう」(同上)。一層具体的に、次のようにも言われる。「(二次的国家には、)中華帝国と外蛮、ローマ帝国と部族的國家の〈外王〉との関係などで、〈征服〉という強制的支配による貢納や軍役から、より外的國家としての自主性を帯びた〈朝貢〉というかたちまで多様な形態がみられる。従属的立場の部族的國家は首長(王)の選出と奉戴が強制され、共同体(部族民)の意志とは無関係に特定人物が傀儡的に指定されることもありえる。弥生時代の北部九州の部族的國家の生成や実態を考えるうえでは無視できない視点である。……いずれにせよ、弥生時代の階級形成は政治的に成し遂げられたということができる」(②76頁)。かくして、『弥生國家論』における列島國家史の具体的叙述において、二次的国家理論は通奏低音のように鳴り響き続けることとなった(②152頁以下、196頁以下、209頁以下、222頁、308頁以下、351頁、407頁以下、415頁など)。

同じ歴史過程について、私は、前稿において、漢武帝・宣帝の列島支配(前1世紀)の達成と限界について考察した後に、次のように述べた。「帝國は、倭人を理想の帝國従属民とすべく、前漢末大司馬王莽(後5年)、後漢初代光武帝(後57年)、6代安帝(後107年)、公孫氏(年次不明)、曹魏明帝(後239年)と続く列島支配と朝貢強制によって、一步また一步と限界を克服していくことになる。それは、列島に「倭國」が形成される過程そのものであった」と(水林2022/637頁)。この文章の背後にある、帝國の列島支配についてのイメージと、寺沢氏のそれとの一致点・相違点を、文献・考古両分野の史資料に即して具体的に検討することが次の課題となる。次稿「列島國制史論の根本的諸問題(Ⅱ)古代中國帝國主義の列島支配と二次的国家形成」(仮題)では、まさにこの問題に取り組みたいと思う。

【註記】

- 1) 『弥生国家論』は、弥生時代の時期区分名称として、弥生前期、中期前葉…などの表現を用いることが多いが、本稿では、同書年表（②10頁）を参考として、前期をⅠ期、中期前葉をⅡ期、中期前葉をⅢ期、中期後葉をⅣ期、後期前半をⅤ期、後期後半をⅥ期と表現することとした。
- 2) 『弥生国家論』が使用する身分的階層名は様々であり（②78頁）、文脈に応じて使い分けられているが、本稿では簡略を旨とし、本文のように表記した。
- 3) 寺沢氏は、集落を圍繞する堀に水が湛えられる「環壕集落」と、空堀の「環壕集落」を区別しているが、本稿では、両者の区別は特に問題とはならないので、両者を包括するものとして、便宜上、環壕集落の用語を採用する。
- 4) この引用文には、中世農奴制が文明段階の事柄であるかのように書かれているが、『起源』全体の論調と矛盾する記述である。「第8章ドイツ人の国家形成」における論述とも平仄があわない。中世農奴制時代は、文明社会の経済的4指標が未形成の、本質的に未開的社会であったと考えなければならない。
- 5) 「近年の仮装した奴隷制」とは、賃労働のことであると私は理解している。奴隷と賃労働者は生産手段を所有せず、それ故に、他人に従属しなければ生存できない存在という意味で、同一の範疇に属する。生命を維持するための必要労働部分でさえ、一旦はこれを領有する支配者からの給付によって確保する点で一致する。対して、農奴の必要労働部分は領主からの給付ではなく、自己領有である。たとえば「6公4民」の農奴の場合、必要労働部分4は領主からの給付ではなく、自己領有である。したがって、領主がいなくても、農奴に不都合はない。労働の成果がすべて自己のものになるという意味で、望ましいことである。対して、奴隷・賃労働者は、奴隷主・資本家がいなくなると生活に窮する存在である。自身が生産手段を有しないが故に、常に、自己を使役する存在を探さざるをえない。奴隷と賃労働者の相違は、奴隷が人身そのものを売ることに対して、賃労働者の場合は労働力を売ることにある。ただし、労働時間や労働条件が劣悪であれば、賃労働者は奴隷よりもさらに劣悪な待遇を受けることも大いにありうる。過労死の危険がある中で労働を余儀なくされる賃労働者は奴隷に近い。対して、安価に替わりを補充できない場合、奴隷は奴隷主によって鄭重に扱われることがある。家畜が大事にされるように。奴隷も賃労働者も、支配者からどのような扱いを受けるかは、過剰労働力が潤沢に存在するか否かにかかっている。
- 6) 本稿を含めて、私がものした列島古代史関係の著作・論文（代表的なものとして、水林1991・2006など）は、すべて、私の列島史研究の出発点をなした近世の法と国制論

（水林1982・1987ab）に発していることも、ここで記しておきたい。ここでも、人間の解剖は猿の解剖の鍵を提供した。

【参考文献】

＜寺沢薫氏の著作＞

啓蒙書

①『王権誕生』講談社 2000年

②『弥生国家論—国家はこうして生まれた』敬文社 2021年

弥生時代政治史研究 4 部作

A『弥生時代の年代と交流』吉川弘文館 2013年

B『弥生時代国家形成史論』吉川弘文館 2018年

C『青銅器のマツリと政治社会』吉川弘文館 2010年

D『王権と都市の形成史論』吉川弘文館 2011年

＜和文＞

網野善彦 1947『蒙古襲来』小学館

雨宮健 2012「古代ギリシャと古代中国の貨幣経済と経済思想」（『金融研究』2012/4）

池田温 1979『中国古代籍帳研究』東京大学出版会

石母田正 1962a「古代史概説」（『石母田正著作集』12巻 岩波書店）

石母田正 1962b「日本古代における国際意識について」（『石母田正著作集』4巻 岩波書店）

石母田正 1963a「天皇と「諸蕃」」（同上）

石母田正 1963b「古代の身分秩序」（同上）

石母田正 1964「日本国家の成立」（同上）

石母田正 1967「国家史のための前提について」（同上）

石母田正 1971「日本の古代国家」（『石母田正著作集』3巻 岩波書店）

石母田正 1972「古代における「帝国主義」について」（『石母田正著作集』4巻 岩波書店）

石母田正 1973a『日本古代国家論』第1部・第2部 岩波書店

石母田正 1973b「歴史学と「日本人論」」（『石母田正著作集』8巻 岩波書店）

柿沼陽平 2011『中国古代貨幣経済史研究』汲古書院

柿沼陽平 2018『中国古代貨幣経済の持続と転換』汲古書院

小口彦太 1974「中国土地所有法史序説」（『比較法学』9巻 1号）

滋賀秀三 1967『中国家族法の原理』創文社

陶安あんど 2009『秦漢刑罰体系の研究』創文社

都出比呂志 1991「日本古代の国家形成論序説—前方後円墳体制の提唱—」（同2005『前方後円墳と社会』塙書房所収）

仁井田陸 1960『中国法制史研究2 土地法・取引法』東京大学出版会

西嶋定生 1966『中国経済史研究』 東京大学出版会
堀敏一 1975『均田制の研究』 岩波書店
水林彪 1982「近世の法と国制研究序説」 (1)～(6) (『国家学会雑誌』 (1) 90巻1・2号、(2) 90巻5・6号、(3) 91巻5・6号、(4) 92巻11・12号、(5) 94巻9・10号、(6) 95巻1・2号、1977-1982年)
水林彪 1987a『封建制の再編と日本の社会の確立』 山川出版社
水林彪 1987b「幕藩体制における公儀と朝廷」(朝尾直弘ほか編『日本の社会史』3 岩波書店)
水林彪 1991『記紀神話と王権の祭り』 岩波書店(新訂版2001年)
水林彪 2010『国制と法の歴史理論』 創文社
水林彪 2006『天皇制史論—本質・起源・展開』 岩波書店
水林彪 2022「漢武帝・宣帝の半島・列島支配—中国古代帝国主義の東夷支配：その始まり—」(『纏向学の最前線』桜井市纏向学研究センター設立10周年記念論集)
宮崎市定 1977『中国史』上 岩波書店
山田勝芳 1994「中国の官僚制」(東北大学大学院国際文化研究科『国際文化研究科論集』1号)
楊立国 2004「中国春秋戦国期における商品経済の歴史的形成」(『経済理論』41巻3号)

渡辺信一郎 2023『中国古代国家論』 汲古書院

<欧文>

Block (Marc), 1939, La Société féodale, 堀米庸三ほか訳『封建社会』岩波書店 1995年
Engels (Friedrich), 1876, Herrn Eugen Dührings Umwälzung der Wissenschaften (Anti-Dühring), in Marx/Engels Gesamtausgabe, Erste Abteilung, Band 27, Diez, 1988 邦訳多数
Engels (Friedrich), 1884, Der Sprung der Familie, des Privateigentums, und des Staats, 1892 (4.Aufl.), in Marx/Engels Gesamtausgabe, Erste Abteilung, Band 29, Diez, 1990 邦訳多数
Jellinek (Georg), 1900, Allgemeine Staatslehre, 3. Aufl., 1960, 芦部信喜ほか訳『一般国家学』学陽書房 1974年
Mousnier (Roland), 1974~1980, Les institutions de la France sous la monarchie absolue, 1598-1789, 2 volumes
Weber (Max), 1919, Politik als Beruf, 脇圭平訳『職業としての政治』岩波書店 1980年

直弧紋異聞

－弧帯紋・直弧紋の単位図形とその構成法に関する研究ノート－

豊岡卓之

目次

I. はじめに 小稿の目的	33
II. 初期弧帯紋	33
III. 弧帯紋構成法の展開	37
IV. 複斜交軸直弧紋	42
V. 単斜交軸直弧紋の展開	49
VI. 附 単位図形と鍵手紋	53
VII. おわりに 弧帯紋と直弧紋	56

論文要旨

弥生～古墳時代に盛行した弧帯紋・直弧紋は、組帯紋構成の複雑さゆえに、成立・展開に関して多様な議論がある。研究ノートである本稿は、学史上の基礎資料を用いて弧帯紋・直弧紋の帯紋形態・構成法を把握し、その変化を追跡することで、直弧紋の紋様研究の再構築を目的とする。

既存の研究は、紫金山古墳貝輪 α 面の分析にのみ依拠してきたといつて過言ではない。小稿では分析の基礎を同 β 面・ γ 面の帯紋形態・構成法に広げて、弧帯紋・直弧紋にみる渦帯紋と斜交軸との構成変化を追跡し、直弧紋の成立・展開の過程を考察した。その結果、成立当初の直弧紋は複斜交軸直弧紋群であったと考える。次に、複斜交軸直弧紋群の渦帯紋の形態と構成法を改変した直弧紋群がデザインされ、そこからの部分抽出によって連続単斜交軸直弧紋群が登場したと推定した。それらの直弧紋群は、単斜交軸直弧紋に基づいた既存の紋様分類には該当しない帯紋構成をとることから、直弧紋に新たな分類（原 BC 型・原 C 型・原 A 型）を加えた。その後、原 C 型直弧紋相互を 180° 回転連鎖したデザインから単斜交軸 B 型直弧紋が生じ、連続単斜交軸原 C 型・原 A 型直弧紋群からは連続単斜交軸・単斜交軸 C 型・A 型直弧紋がヴァリエーションをもって生じたと推定した。斎藤和夫・宇佐晋一による 1950 年代の一連の研究を画期として展開してきた直弧紋の紋様研究に関して、現在の視点で再検討するときには、以上のような変更が必要であるとの仮説を提起するものである。

豊岡 卓之（とよおか たくし）

奈良県立橿原考古学研究所共同研究員

直弧紋異聞

－弧帯紋・直弧紋の単位図形とその構成法に関する研究ノート－

豊岡卓之

I. はじめに 小稿の目的

約40年前、修論に必要な土器群の確認に京都大学を訪問した。資料見学後に、大阪府紫金山古墳の貝輪が目にはいった。組帯紋には関心があったので、岡内三真助手（当時）にお願いをすると、見学だけとの条件で許可をいただいた。就職して後に、弧帯紋研究の導入的な小文を書いたが、全体を詳述する機会のないままに退職を迎えた。この度、纏向学研究センターのご厚意で、弧帯紋・直弧紋に関する研究ノートを公刊していただけることになった。記して感謝を申し上げたい。

直弧紋は古墳中期～後期を中心としてみられる組帯紋であり、濱田青陵による熊本県井寺古墳石障等の組帯紋分類が研究のはじまりとなった（濱田耕作 他1919）。その後に、小林行雄・斎藤和夫・宇佐晋一・伊藤玄三等の顕学による研究が重ねられて、帯紋の構成法と変遷が論議されてきた。小稿では、濱田のA型・B型、小林のA型・B型・C型（小林1976）と相同の帯紋構成をもつ組帯紋を直弧紋として、その成立と変遷について検討する。

直弧紋前の弥生中期～古墳前期の組帯紋は弧帯紋と総称される。弧帯紋には大別して2種がある。そのひとつで、後に直弧紋等の単位図形に関係する帯紋は、弥生中期末には登場した（豊岡1985）。弥生末～古墳前期後半初に弧帯紋の帯紋形態が改変され、各種の構成法が試みられた結果、古墳前期後半中頃に直弧紋は成立したようだ。直弧紋成立の具体像については、この約20年間に櫻井久之・井上一樹等によって研究が進められ、『紫金山古墳の研究』（上原真人 他2007）も上梓された。

しかし私は、直弧紋成立に関する組帯紋の分析に不徹底さを感じてきた。第1は、単位図形に関する分析が斎藤・宇佐による研究（斎藤・宇佐1952b）から進展し

ていない点である。第2は、単位図形構成法の比較分析が、適正な時間軸に基づいておこなわれていない点である。第1の点については、直弧紋の中心で渦状に旋回する帯紋が、紫金山貝輪Ⅰa面にみる人字形を呈する帯紋に関係することを櫻井は指摘したが（櫻井1999）、人字形を呈する帯紋の全体像・役割とその後の展開についての追跡は十分ではない。第2の点については、新しくデザインされる直弧紋がかけ離れた時期に副葬・廃棄された器物を前提にすることはありえず、施紋情報は直近のものに限られていたはずであるから、紋様分析に際しても時期の大きく隔たる器物間での類似性の追求は控えるべきである。一般論としていえば、組帯紋のデザイン更新では直前の帯紋の形態と配置法が利用変形されるからこそ、研究者は時期の近い組帯紋間に連続性を感じることができる。時間軸に基づいた分析が重要なのはそのためであり、紋様の表面的な類似に惑乱されてはならない。

小稿は、弥生～古墳時代の組帯紋に関する研究ノートである。新出資料を介して新しい世界を垣間みようとするものではない。学史上の基礎資料を用いて、直弧紋とその祖型である弧帯紋の帯紋形態を把握し、帯紋構成法の変化を追跡することで、直弧紋の研究史を再構築することを目的とする。

なお、使用した図はすべて縮尺不同であり、筆者が文献掲載図を再トレースしたものは模式図でしかない。それら使用図の出典は文末にまとめた。

II. 初期弧帯紋

1. 帯紋に関する用語

紋様論では解説が煩雑になるために、帯紋名称等についてはなるべく平易なものを使用した（図1）。例えば、定形的な帯紋に対して「原単位」（斎藤・宇佐

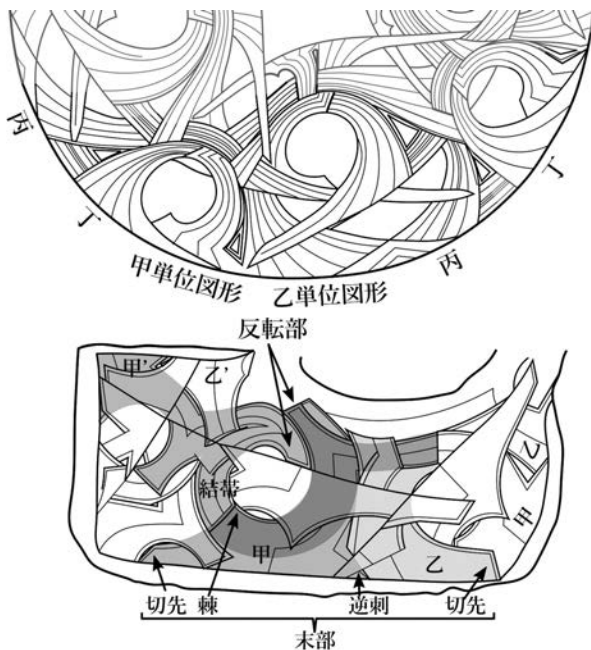


図1 弧帯紋の部分名称
(上段：纏向石塚古墳弧紋円板 下段：紫金山古墳貝輪Ⅰ / a面)

1952b) は用いずに、弧帯紋・直弧紋のいずれにも対応可能な単位図形（または単位帯紋）とした。図1上段の奈良県纏向石塚古墳出土弧紋円板では、単位図形は甲～丁4種とその反転図形の計8種である（斎藤・宇佐1976）。同図下段の大阪府紫金山古墳貝輪Ⅰ板状部a面の単位図形は、甲・乙とその反転図形の計4種である（斎藤・宇佐1952b）。甲・乙単位図形の上端を反転部、撥形に開く先を末部とよぶ。甲・乙単位図形等の帯紋が中心線をもつ場合を2条型とし、そうでないものを単条型とする。

甲・甲'単位図形末部には棘・逆刺とよぶ突起があり、甲・乙（甲'・乙'）単位図形の末部端が斜めに立ち上がる場合を切先とよぶ。纏向5類前葉以前の甲・乙単位図形には切先がみられないから、同表現はその後に見られたものであり、平面形で類似する琴柱形石製品・玉杖頭部の形態変化との関係が類推される。

紫金山古墳貝輪Ⅰa面の中央上部には、屈折して人字形を呈する帯紋が二つ接している（櫻井1999）。先に甲・乙単位図形の上端を反転部とよんだが、帯紋が屈折して方向を変える部分も反転部とよぶ。反転部の手前で帯紋が二つに分岐する部分を人字形分岐部とし、分岐した帯紋は反転部からみて左はらい（または左帯）・右はらい（または右帯）とよびわける。a面中央上部で接する二つの反転部のうち、左上の反転部は左端にある

甲'単位図形からのびた帯紋の一部である。同帯紋は反転後に左旋回して中央下の甲単位図形の棘の背後をめくり、同図形の反転部の背後に至って融合する。ふたつの反転部を結ぶ帯紋を結帯とよぶ。中央下の甲単位図形は、反転部を介して右端の乙単位図形に連続するから、結果として左端の甲'単位図形は右端の乙単位図形に連続する。この連続した人字形を呈する帯紋（連続人字形帯紋）は、本来は接続しない甲・乙単位図形と甲'・乙'単位図形を接続するから、帯紋を掘じって裏返す効果があると推察される。これに対し、反転部に間におくことで人字形を呈した帯紋（人字形帯紋）は、異なるペアの甲・乙単位図形を結ぶ役割を果たしている。連続人字形帯紋・人字形帯紋が渦帯紋となる場合には、旋回中心側の帯紋を内帯とし、外側の帯紋を外帯とよぶ。

2. 弥生時代弧帯紋の単位図形と分類

弥生中期～後期の弧帯紋は、抽象的弧帯紋と具象的弧帯紋に分類される（豊岡1985）。抽象的弧帯紋に用いられた単位帯紋には、①撥状帯紋（群）と②複数の線紋を付加した連続渦巻紋（S字状紋・Y字状紋）がある。弧帯紋と弥生中期流水紋が同祖関係にあるとの類推もあるが（櫻井2012 p.56）、①の起源は未だ不明であり、②は工字紋起源の流水紋と同列には扱えない。

単位帯紋の構成法には、①-1：撥状帯紋だけを使用する場合、①-2：撥状帯紋の上端部を円弧状の帯紋として他の撥状帯紋と連結し、連結撥状帯紋群を組み編みする場合、②-1：連続渦巻紋（S字紋・Y字紋）だけを用いる場合、そして②-2：連続渦巻紋（S字紋・Y字紋）の渦部に撥状帯紋（群）を組み合わせる場合がある。近畿地方（奈良盆地東南部・河内）では、弧帯紋は弥生中期末～後期初頭に出現して継続するのに対し、岡山県南部（以後、吉備地域と表記）では、弥生後期前葉に遡る可能性のある資料、及び特殊器台紋様を除くと、弥生後期後葉～末（鬼川市3式～オノ町2式）に集中する。

3. 弥生時代弧帯紋の系統

①-1の例には、奈良県唐古・鍵遺跡第13次調査SD-02出土高杯（弥生中期末／図2-1）がある。杯部両端に切り込まれた三角形孔を囲むように4帯の撥状帯紋が配される。左帯紋・右帯紋は櫛描き紋5条、中左帯紋



図2 弥生時代弧帯紋の系統

は同4条、そして中右帯紋は同3条からなり、帯紋の描き順は左・右帯紋を先にし、その後に中左帯紋⇒中右帯紋である。この4帯の全体像は2条型甲・乙単位図形に類似し、本例の左帯・中左帯が甲に、中右帯・右帯が乙に対応するだけでなく、左帯・中左帯と中右帯・右帯の間が

三角形孔になる点でも一致をみる。

本例では、高杯両端の突起と透孔にあわせて弧帯紋を描くにあたり、横からみて同じ帯紋とみえるように左右逆にした弧帯紋を描くことも可能であったが、そうはされなかった。そのことから本例を評価すると、同一弧帯

紋を対称位置に施すことで表裏の関係にある組帯紋ができることへの気づきがあり、表裏の関係にある単位図形の制作と配置法の起点になったと想像する。本例のように二つの組帯紋を表裏関係の位置に配置する場合や、線対称等で並列配置する場合、さらにはそれ以上の組帯紋群を並列配置する場合を対置構成とよぶ。

①-2の例には岡山県上東遺跡例がある（図2-3）。鉢体部外面に描かれたもので、筆法については渡邊恵理子の分析がある（渡邊2001）。本例のように帯紋で接続する組帯紋を、一定の方向・間隔で連続配置する方法を連鎖構成とよぶ。撥状帯紋群は組み編みされた3帯からなり、右2帯は右にくる巴形空間の左輪郭となり、左1帯は左にくる巴形空間の右輪郭となる。類似資料には、岡山県矢部南向遺跡竪穴住居37出土の器台受部内面に描かれた弧帯紋がある（図2-4）。これらの例は、巴形図形を形作る撥状帯紋群の末部を円弧に沿わせて連鎖配置する点で、纏向石塚古墳例の外周列にみる単位図形配置と似るが、撥状帯紋に棘・刺逆はみられない。

②の初期の例には、大阪府亀井遺跡壺肩部（弥生後期初頭）の弧帯紋がある（図2-5）。巴形の芯をもつ二つの渦巻紋を条線帯で連結し、右の渦紋の右端には撥状帯紋を付加する。非対称になるように加飾した渦巻紋を接続する点で、対置配置の特殊な例と思われる。連続渦巻紋を加飾して弧帯紋を作ることは、弥生後期後葉の吉備地域で盛んになり、加飾も過剰になった。②-1の典型例には岡山県榑築遺跡の亀石があり、②-2の典型例には同遺跡弧帯石がある。亀石は、帯紋の分割と挿入された屈折部を捨象すると、多数の連続渦巻帯紋の複合であることが明瞭である（図2-9）。同例に基づき、単位帯紋を複合して帯紋で接続させ、組帯紋の全体像を作る手法を複合構成とよぶ。連続渦巻帯紋の多条に分割された帯紋が、屈折部によって他の連続渦巻紋に接続するデザインは、纏向石塚古墳例にみる単位図形相互を複雑かつ規則的な組帯で接続する発想と近いものを感じる。

一方で、②-2の弧帯石にみる帯紋構成を簡略化した例は、吉備・河内地域でみられる。岡山県百間川今谷遺跡例は、壺口縁内面に対置配置されたヘラ描き弧帯紋のひとつで、S字帯紋の両端に三つの撥状帯紋を加える（鬼川市3式～オノ町1式相当／図2-6）。大阪府久宝寺遺跡例は壺肩部のヘラ描紋であり、連続渦巻帯紋・S

字帯紋から巻きでる弧帯ごとに2条の撥状帯紋を加える（第Ⅴ様式後半／図2-7）。さらに岡山県百間川原尾島遺跡例は、連続渦巻帯紋本体を中心側におくと推定され、渦紋から口縁方向に巻きでる撥状帯紋を編み込みにし、同末部を円弧に沿わせる（図2-8）。百間川今谷遺跡例・久宝寺遺跡例は単位図形の配置で近似するから、連続渦巻紋に撥状帯紋を加える弧帯紋のデザインは、吉備・河内地域で共有されていたといえるが、やはり撥状帯紋に棘・刺逆の表現はみられない。

榑築遺跡亀石・弧帯石の組帯紋は抽象表現された紋様であって、植物繊維を編んで作ることは困難である。しかし、榑築遺跡後の立坂形特殊器台にみる立坂a・b紋様（図2-10・11）は、各帯紋が表に出ては裏に潜ることを繰り返す編み紋様の構成を保っているから、植物繊維を編んで作られた筒状器物の帯紋群を、角度を変えて写した具象的弧帯紋と思われる。立坂a・b紋様は唐古・鍵遺跡長頸壺にも描かれているから（図2-12）、その施紋法は奈良盆地東南部まで伝えられていた。

立坂b紋様が描き紋様化した岡山県中山遺跡特殊器台3では、斜交する帯紋は人字状・入字状を呈する帯紋となった（図2-13）。同種の紋様例には、酒津遺跡の壺肩部に施紋されたヘラ描紋がある（図2-14）。同例は、巴状紋と人字状・入字状の帯紋とを様々に組み合わせ横位に連鎖したものであり、オノ町1～2式頃の土器として中山遺跡特殊器台3の時期と齟齬がない。

その後の向木見形特殊器台紋様では、連続S字帯紋・連続Y字帯紋が主帯紋となり、背後で人字・入字状の帯紋を交差させた。同紋様は向木見形紋様が連続渦巻紋に起源することを示す。大阪府東郷遺跡には脚裾部幅の広い向木見形特殊器台があるから（奥和之 他1989）、同形式の紋様情報も近畿に伝えられていたと考えてよい。

4. 初期弧帯紋に残る疑問

弥生中期～後期の弧帯紋を振り返るとき、撥状帯紋群最初期の唐古・鍵遺跡例が、2条型甲・乙単位図形に対応する帯紋構成と、甲単位図形の逆刺に類する屈曲、そして帯紋間に三角形孔を伴うことに注目する。吉備地域でも、上東遺跡亀川調査区包含層下層土製品（図2-2）に幾重にも重なる撥状帯紋の表現があり、弥生後期前葉に遡る可能性がある。纏向石塚古墳例の乙～丁単位

図形は単なる撥状帯紋であり、吉備地域の弥生後期のそれと形態上での差はない。異なるのは甲単位図形だけであるが、吉備地域の撥状帯紋には甲単位図形の標識である棘・逆刺が形成される兆しはみられない。したがって、甲～丁単位図形で構成される弧帯紋は、吉備地域の弧帯紋の展開からは成立しなかったと推定され、渡邊恵里子の纏向石塚古墳弧紋円板に関する仮説（渡邊2001 pp.338-339）は成り立ちそうにない。その一方で、奈良盆地東南部でも、唐古・鍵遺跡例に後続する弥生後期資料は未検出である。甲～丁単位図形等で構成される弧帯紋の成立地の解明は、いまま近畿での新資料に期待する外ない。

なお、実証的思考を放棄するわけではないが、考古資料を扱う中で新形式の忽然とした成立に出会うことがあることも事実である。祭祀系遺物での場合が多く、弥生後期～古墳初頭の期間では長頸壺・小型丸底土器群・特殊器台等を例示することができる。吉備地域の弧帯紋でも、連続渦巻紋を単位帯紋とする最も複雑で精緻な亀石・弧帯石が最初期に製作された。つまり吉備地域での弧帯紋の画期は、紋様の型式変化の結果としてではなく、大きな社会変化に伴ったものであったと考えることができるから、纏向石塚古墳弧紋円板にみる単位図形と構成法の成立もまた、纏向遺跡の成立・展開に係る可能性がある。纏向石塚古墳の築造時期については議論があるが、筆者は墳丘下土器を基準にして纏向2類後葉～3類前葉に近い時期と推定している。纏向遺跡の搬入土器では、纏向2類中葉とオノ町2式が併行関係にあるから（豊岡1999 p.104）、吉備地域での弧帯紋デザインの試みから間を置かず、奈良盆地東南部で甲～丁単位図形群による弧帯紋が用いられたことになる。その期間の短いことから、甲～丁単位図形弧帯紋は奈良盆地東南部で考案された可能性がやはり高いかもしれない。

Ⅲ．弧帯紋構成法の展開

1. 単位図形の連鎖・複合

甲・乙単位図形化した撥状帯紋群を連鎖複合する弧帯紋の初期の例には、纏向石塚古墳周濠出土の弧紋円板がある（図1上段）。同資料では、唐古・鍵遺跡例の弧帯紋に類似する甲・乙単位図形に加えて丙・丁単位図形が

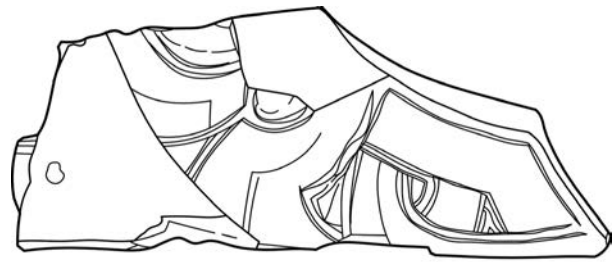


図3 甲・乙・丙・丁単位図形と弧帯紋
(石川県畝田遺跡弧紋板)

あり、さらにそれらの反転図形を含めて計8種の撥形帯紋が単位図形とされた（斎藤・宇佐1976）。丙・丁単位図形が加わったが、基本の帯紋数が4帯であることは、唐古・鍵遺跡例を継承しつつ、単位図形を増やして帯紋構成を複雑にすることが企図されたものであろう。

石川県畝田遺跡弧紋板も甲・乙・丙・丁単位図形による弧帯紋の可能性がある（図3）。同例を甲・乙単位図形のための構成とする解釈もあるが（櫻井1999 p.161）、この時期の甲単位図形の表現では逆刺・棘を同時には省略しないのが通則のようだ。畝田遺跡例では、逆刺・棘をもつ甲単位図形と右接する乙単位図形は明瞭に表現されているから、残る撥形帯紋は丙・丁単位図形と理解すべきと思われる。

斎藤・宇佐による纏向石塚古墳例復原図（図1上）は、外周列に甲～丁単位図形セットを90°回転で4組配置し、その内側の列には甲～丁単位図形セットを90°回転で、かつ外周の単位図形セットからは約45°ずらして配置する。つまり纏向石塚例は、外周列に配置された単位図形セットとその内側列に配置された単位図形セットを、帯紋の連接によって複合したものである。こうした配置構成を連鎖複合構成とよぶ。

甲～丁単位図形は纏向石塚古墳例では単条型帯紋であり、畝田遺跡例では2条型帯紋であった。その後の弧帯紋では、甲・乙単位図形は2条型帯紋ではほぼ固定される。纏向石塚古墳例の乙～丁単位図形は、銀杏葉形で形態に差が少なく、配置位置を異にするものであったから、帯紋表現が2条型に単純化すると単位図形の類似性は増し、帯紋配置上では酷似した単位図形が繰り返し現れることになる。これまでにみた弧帯紋では、単位帯紋と帯紋構成上で、帯紋の形や組帯が相同になることが避けられていた。この組帯紋デザイン上の規範を「非対称性の原則」と仮称するとき、同原則によって纏向4類後

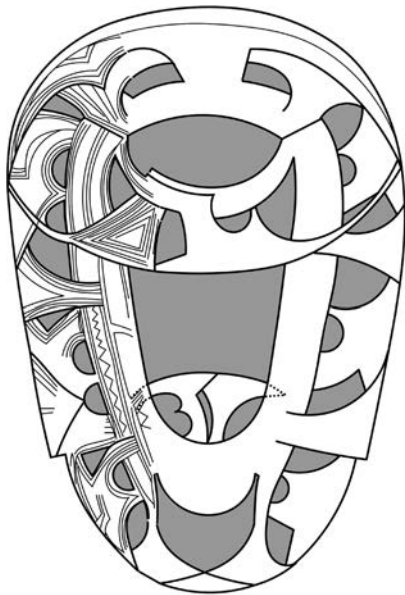


図4 纏向遺跡巻野内出土弧紋板復原案

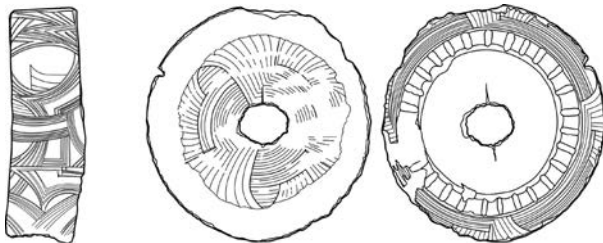


図5 甲・乙単位図形と弧帯紋
(左：岐阜県米野遺跡 右：奈良県戸石・辰巳前遺跡)

葉以後の弧帯紋では丙・丁単位図形を省略して、2条型甲・乙単位図形による構成に整理されたと憶測する。

甲・乙単位図形とその反転図形で構成された弧帯紋には、①連鎖構成による弧帯紋と②連鎖複合構成による弧帯紋がある。単位図形群を連鎖させる帯紋接続は、結帯の機能的展開である。①は後の鍵手紋にも影響を与えた施紋法でもあり、帯紋で接続された同一の単位図形（またはその反転図形）セットの長方形帯面・（楕）円環帯面・短筒帯面への施紋を典型とする。また②は、単位図形セットとその反転図形のセットを一定の規則で配置して帯紋で接続することで複合し、広がりのある施紋平面に充填するものであり、纏向石塚古墳例を既にみた。

①の例には、纏向遺跡巻野内出土弧紋板（図4／纏向4類末～5類前葉）、奈良県戸石・辰巳前遺跡出土高杯（図5右／纏向4類末）等がある。纏向遺跡巻野内例の全体像は楕円形もしくは卵形と思われる、楕円環帯の一方の面には甲・乙単位図形セット、他方の面にはその反転単位図形セットが連鎖配置された。纏向石塚古墳例で

は、単位図形セットを横位へ配置する場合に、反転図形セットと組み合わせることはなかった。本例も同様と仮定して復原したのが図4である。戸石・辰巳前遺跡例では、杯内面外端に沿う円環帯で甲・乙単位図形セット3組が連鎖し、短筒帯面である外面加飾部では、末部下辺を上にした甲・乙単位図形セット4組が連鎖する。

なお、②の例は紫金山貝輪弧帯紋を典型とするが、詳細は次節に譲る。岐阜県米野遺跡例（図5左）も②の可能性はあるが、全体を復原できる遺存状態ではない。

2. 単位図形の変化

古墳前期後半初の弧帯紋では、甲・乙単位図形は切先をもつ形態で表現された。この変化は、鍵手紋との関係からみて纏向5類中葉頃まで遡る可能性があり、玉杖頭部・琴柱形石製品等の形態変化に関連すると想像される。この時期の弧帯紋の代表例が連鎖複合構成の紫金山古墳貝輪弧帯紋である。同貝輪Ⅰ・Ⅱ板状部に施された弧帯紋では、 α 面帯紋群（図6）が重視されてきた。 β 面帯紋群（図7）と γ 面帯紋群（図8）は、丁寧な解析のないままにデフォルメが進行したものとされて、事実上放置されてきた。本節では、同 α 面・ β 面・ γ 面弧帯紋で、直弧紋の基礎となる単位図形の改変と構成法が次々に試みられたことをみとめる。

α 面の帯紋群構成は斎藤・宇佐の分析に詳しいので（斎藤・宇佐1952b）、要点に留める。 α 面帯紋群には、末部に切先を有する甲・乙原単位図形4組が右半を中心として左端まで広がり、左端部には末部に切先を有する甲・乙単位図形3組が配置された。すべての帯紋が甲・乙単位図形または甲・乙単位図形とそれらをつなぐ帯紋であり、空白処理のためだけに充填された帯紋はない。先にもみたとおり、左上部の甲単位図形反転部からのびた帯紋は、中央上部で人字形を呈して屈折し、その左はらいは左旋回して中央下部の甲単位図形の背後を抜け、同図形の人字形を呈する反転部と融合した後、右端にある乙単位図形に連なる。つまり連続人字形帯紋は、甲・乙単位図形群と甲・乙単位図形群が結びついていることを象徴する。同趣の帯紋には人字形帯紋があり、甲（甲'）単位図形の反転部からのびて乙（乙'）単位図形を結ぶから、両端に甲・乙（甲'・乙'）単位図形があることを象徴する帯紋でもある。

β 面帯紋群では、新たに連続人字形帯紋・人字形帯紋が単位図形に加わった（図7）。 β 面帯紋群左半の帯紋構成は以下のようである。

- ①末部を湾曲させた2条型人字形帯紋を倒立配置する（図7-1左）。
- ②人字形帯紋の左に旋回する帯紋のなかに、甲・乙単位図形を配置する（図7-2）。
- ③倒立した人字形帯紋の反転部の左右に乙・甲単位図形を配置する（図7-3）。
- ④さらに、倒立した人字形帯紋の反転部の右から左にのびるように甲単位図形をおき、その右に乙単位図形を配置する。甲単位図形は③乙単位図形との重複表現とし、乙単位図形は右にある渦帯紋外周に巻き付き、末部は鍵手紋状に屈折する（図7-4）。本帯紋の末部処理は、佐紀陵山古墳盾形埴輪の鍵手紋に類似するものであり、弧帯紋と鍵手紋のデザインの関係性を示す。

次に、 β 面帯紋群右半をみる。

- ⑤反転部を直帯化した人字形帯紋と末部を直帯化した人字形帯紋の交差によって二つの斜交点を形成する。左上の斜交点对し、連続人字形帯紋の左反転部から右帯が右旋回する。左右反転部を結ぶ結帯も円弧を描き、右反転部からは左帯が外方にのびる（図7-5）。
- ⑥⑤の人字形帯紋と連続人字形帯紋の交差で生じた隙間に、二つの連続人字形帯紋を配置する（図7-6・7）。

注目するのは⑤である。単条型人字形帯紋によるものではあるが、初めて斜交帯による斜交軸が形成され、その交点を連続人字形帯紋が旋回した。連続人字形帯紋では、左反転部から右にのびる結帯が円弧を描いて右反転部に至り、さらに右外方にのびる左帯へ続くことで、全体として几字形を呈した。この連続人字形帯紋の形態と配置法こそが、直弧紋の斜交軸交点を旋回

する主渦帯紋、および几字形帯紋のデザインの原点であるとする。

γ 面帯紋群では、甲・乙単位図形の使用が控えられ、連続人字形帯紋・人字形帯紋を多様に変形して重複配置することが顕著におこなわれた（図8）。その一方で、単位図形相互の結びつきを示す帯紋部分の表現は控えられた。

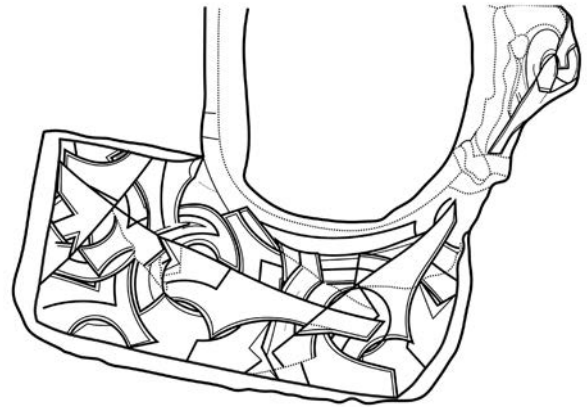


図6 大阪府紫金山古墳貝輪Ⅰ a面帯紋

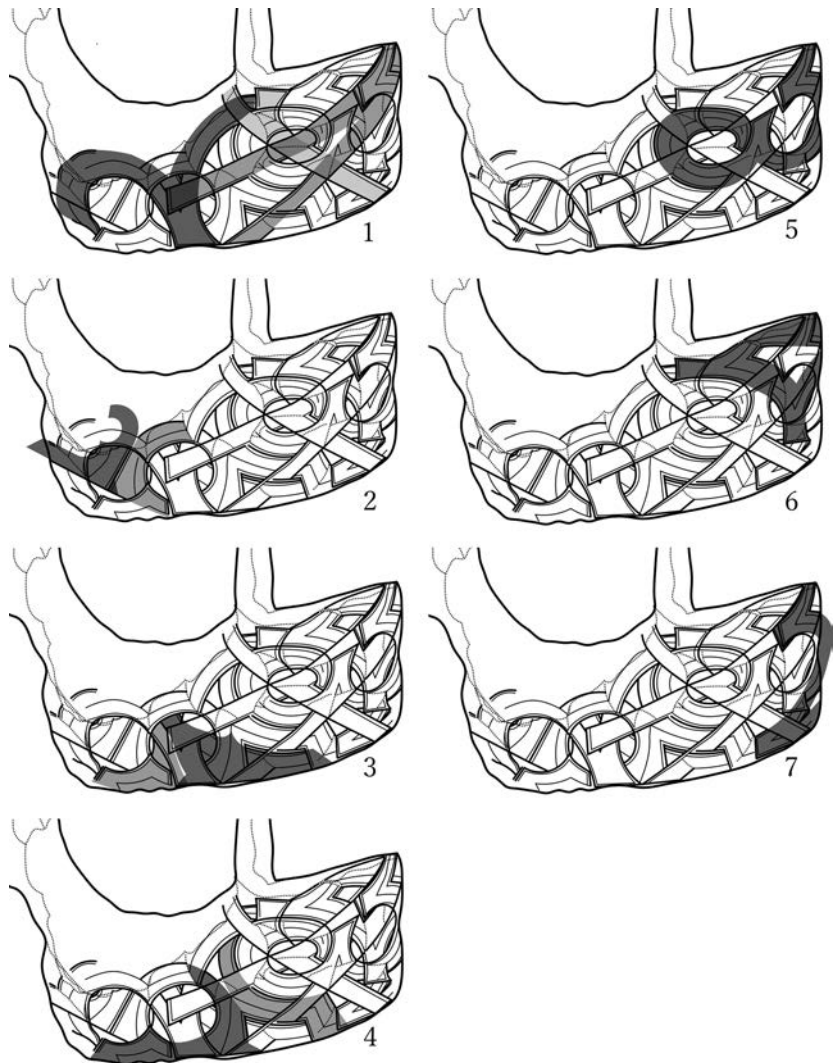


図7 紫金山古墳貝輪Ⅰ β 面帯紋群

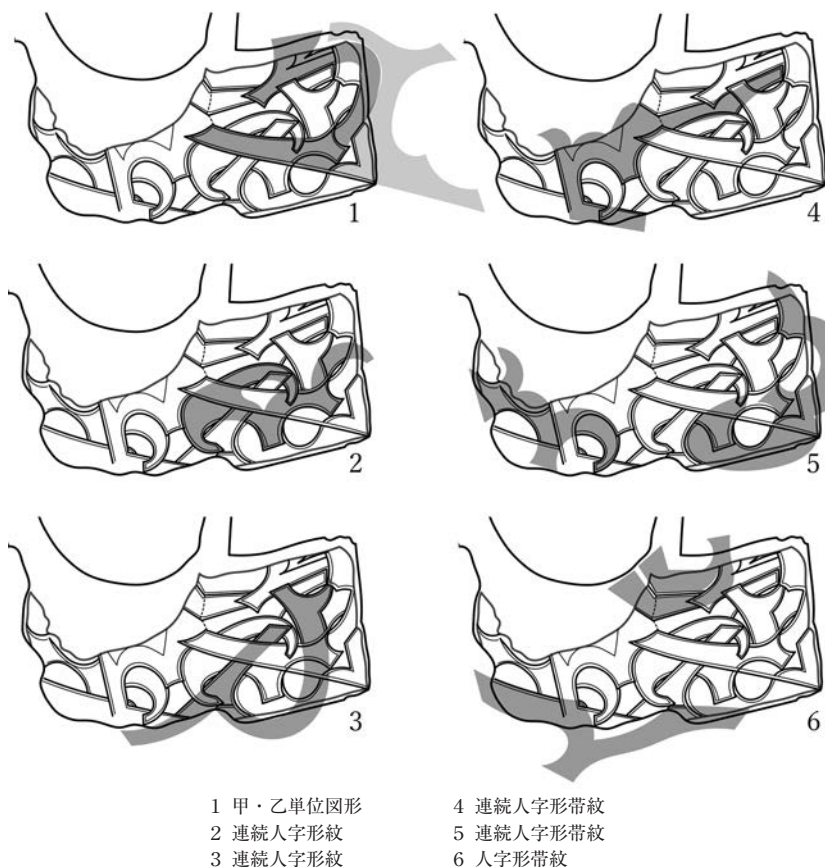


図8 紫金山古墳貝輪Ⅱ γ面帯紋群

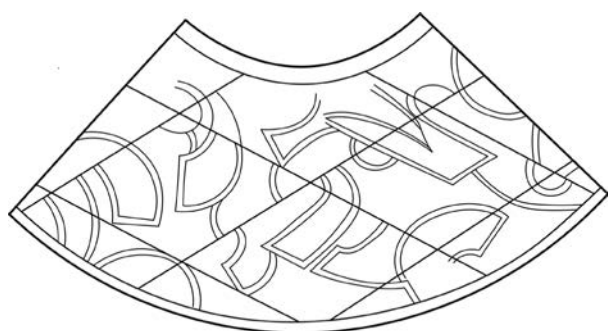


図9 佐紀陵山古墳蓋形埴輪弧帯紋

- ⑧連続人字形帯紋をデフォルメして、左端が銀杏葉形に広がった帯紋として配置する（図8-2）。
- ⑨連続人字形帯紋反転部を直帯化して配置（図8-3）。
- ⑩反転部を直帯化した上で屈折させ、右先端が甲図形末部のように突出した帯紋として配置する（図8-4）。
- ⑪末部を緩く巻く連続人字形帯紋と人字形帯紋を配置する（図8-5・6）。

γ面帯紋群で変形された単位図形は、正方形に近い区画に施される直弧紋には引き継がれなかったが、長狭な

施紋面では鍵手紋に替わって施されることがあったようだ。一方で、単位図形の重複配置には、帯紋の全体像を隠しつつ、みる者にその広がり进行想像させる効果のあることが、弧帯紋デザイナーには理解されたと思われる。直弧紋が施紋画面の外方に広がる印象をもつのは、こうした経験が帯紋構成法に継承されているためと想像する。

γ面帯紋群に近い弧帯紋の例には、斎藤・宇佐が指摘するように佐紀陵山古墳蓋形埴輪蓋部上面の弧帯紋がある（図9）。斜交する軸線を規則的に描いているが、直帯化した帯紋の交差によるものではなく、旋回する帯紋とも関係が追えないから、γ面帯紋群に類似する弧帯紋に斜交軸を単に附加したものであろう。一方で、紫金山古墳貝輪Ⅰ環部・同Ⅱ突起部にみる鍵手紋は、佐紀陵山古墳例の立飾り部の

鍵手紋に類似するから、紫金山古墳貝輪の弧帯紋の製作時期は、佐紀陵山古墳完成時に近く、古墳前期後半のなかでは古い段階の纏向5類末～小若江北式頃とみてよい。斎藤・宇佐は紫金山古墳貝輪の弧帯紋の製作を $a \Rightarrow \beta \Rightarrow \gamma$ 面の順とし、櫻井はさらに進んで a 面から γ 面の製作の間に3世代に及ぶ時間差を推定した（櫻井2012 p.66）。しかし、 $a \Rightarrow \beta \Rightarrow \gamma$ 面帯紋群のデザインの考案と表出に係る時間差は、共通する単位図形からみて極めて僅かである。そのことは、貝輪の製作期間に世代差を考える必要性を感じさせるものではない。

紫金山古墳の3個の貝輪は2か所に分けて副葬されていたが、大・中・小サイズの組み合わせとして設計・製作されたものと考えられる。参考には新山古墳直弧紋鏡3面がある。同3面は鍵手紋鏡と名称変更されるべき鏡であり、同3面の組み合わせが本来の姿であるとして、3面相互が面径・鏡背鍵手紋等において相違していることが重要である。このことは、紫金山古墳の3個の貝輪が大きさに異なり、板状部を両面施紋・片面施紋・無紋として違えていることと共通する。つまり新山古墳鍵手紋鏡と紫金山古墳貝輪は、同じ外観の器物の大きさを変え、

付加紋様も構成を変えることで、三者一体の儀器を構成することが古墳時代前期にあったことを示すものである。弧帯紋最初期の唐古・鍵遺跡例は高杯両端の弧帯紋と穀物の組み合わせであり、墳墓である楯築遺跡例は亀石・弧帯石と首長の組み合わせであった。これらの例からは、弥生時代弧帯紋は生成神的神格に関連する紋様であり、祭祀対象と組み合わせることで三者一体の構成をとることがあったと想像される。これに対して、原始民主制を振り払った古墳時代の首長権力下では、鍵手紋・弧帯紋が施された器物が三者一体の儀器を構成する場合のあることをみた。古墳時代の首長祭祀の構成要素のなかで、生成神的神格に係る三者一体の儀器を考えるならば、人と自然の相互作用によって観念される類的存在の永続単位としての雌・雄・子を象徴する器物ではないかと憶測される。

3. 直弧紋への接近 - 複斜交軸弧帯紋 -

紫金山古墳貝輪弧帯紋とほぼ同時期の連鎖複合構成の弧帯紋の例には、石川県千代・能美遺跡の木製品がある(図10)。器物の全体像は不明であるが、表面全体を覆うように弧帯紋が施された。同弧帯紋では、甲・乙単位図形ペアと甲'・乙'単位図形ペアとを約80°で交差させ、甲図形が乙'図形を貫き、甲'図形が乙図形を貫くように、均等な間隔で多段に配置することで菱形の区画を規則的間隔で作らだし、連続複斜交軸を構成した。複斜交軸による区画中央には甲・乙または甲'・乙'単位図形の反転部があり、同帯紋と組み編み状になってめぐる2重の渦帯紋が加えられた。甲・甲'図形は反転部から旋回して、左右の区画の乙・乙'図形反転部からのびる帯紋に結び付くとして推量される。また、多くの渦帯紋は90°に屈折する帯紋の出入口をもつから、他の区画の渦帯紋との連続を意識したデザインである。この渦帯紋の菱形区画外への出入口は、例えば図10下の右上渦帯紋では、左端で約90°に折れ曲がって区画外部へ連絡する。ただし図10下左端にみる渦帯紋だけは、左上端に撥状を呈して広がる反転部をもち、2条に分かれて右旋回する。他の渦帯紋との比較からは、旋回した渦帯紋は左下で屈折して外方にのびると推定され、〇形を呈する帯紋に復原されるから、直弧紋の中心に位置する渦帯紋に極めて近い。同渦帯紋が甲・乙単位図形の反転部との編み込み

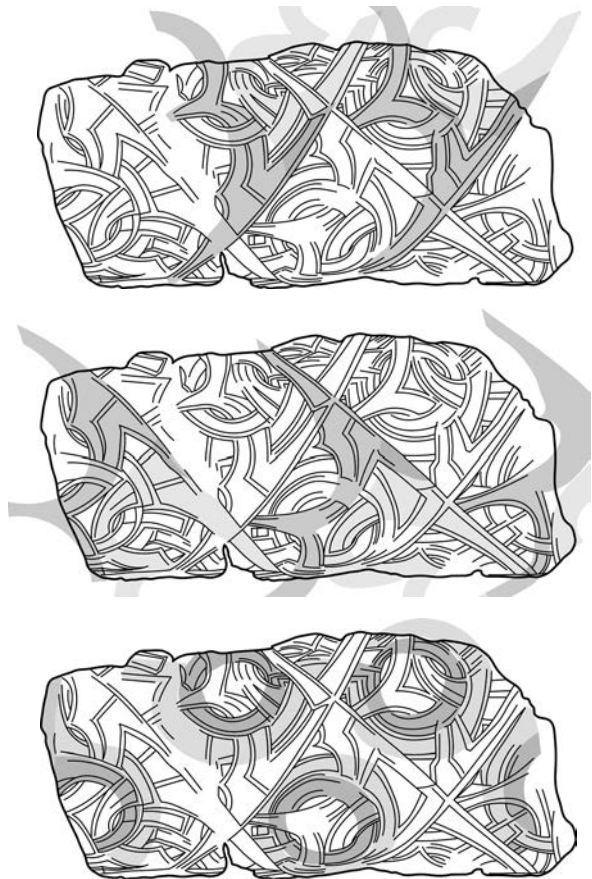


図10 千代・能美遺跡木製品弧帯紋
(上: 甲・乙単位図形の連鎖 中: 甲'・乙'図形の連鎖 下: 渦帯紋)

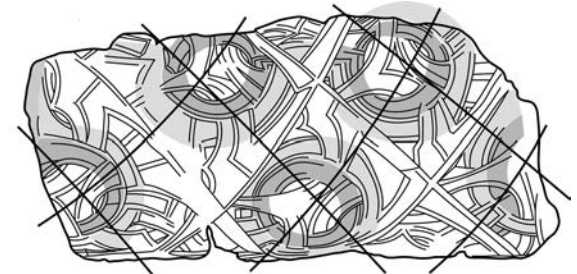


図11 千代・能美遺跡弧帯紋軸線付加図



図12 福島県会津大塚山古墳南棺弧帯紋

をやめて上面に表現され、斜交軸交点をめぐるように変形されれば、その帯紋構成は直弧紋と分類すべきものになる。

本例に類似する資料には、福島県会津大塚山古墳南棺の組帯紋がある(図12)。遺存部から類推して、甲・

乙単位図形のペア同士を末部底辺で交差させて複斜交軸を作り、交差軸交点をめぐるように渦帯紋を配して甲・乙単位図形と編み込むものようだ。斜交軸交点

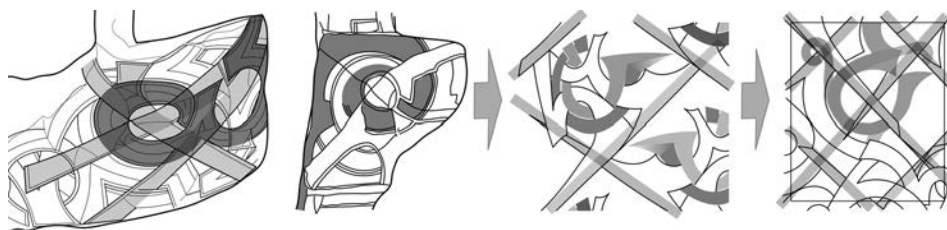


図13 弧帯紋から直弧紋へのデザインの変化過程（推定）

を渦帯紋がめぐる点では、千代・能美遺跡例より直弧紋の構成に近い。しかし、甲・乙単位図形が他帯紋の上に表現されている点と、几字形に近い帯紋を明確に指摘できない点からは、本例も弧帯紋に分類すべき組帯紋である。

千代・能美遺跡弧帯紋について、佐紀陵山古墳例に倣い、菱形区画を均等に四分割する軸線を付加したのが図11である。その姿は複斜交軸の連続上に配された直弧紋群に極めて近い。同図と直弧紋との主たる相違点をまとめると、以下のようなものである。①斜交帯が甲・乙単位図形の形状を保ち、長帯化は途上である。②反転部を含めた甲・乙単位図形が主たる帯紋であり、渦帯紋の表現は従である。③渦帯紋の形態に紫金山古墳貝輪β面の連続人字形帯紋の形態が十分に反映されていない。これらの点が改変されたときに、直弧紋は成立したと思われる。

図13には、紫金山古墳貝輪Ⅰ突起部と千代・能美遺跡例の図10左端の帯紋構成をもとに、直弧紋へ至る変化のひとつの系統を想定した。紫金山古墳貝輪Ⅰβ面右半での斜交軸交点と結びついた連続人字形帯紋のデザインは、同突起部（図13左）では甲・乙単位図形と軸線の斜交点を旋回する渦帯紋に置き換えられた。同渦帯紋は人字形帯紋または連続人字形帯紋の一部である。突起部左下に反転部があり、下への帯紋は板状部へのび、上への帯紋が斜交軸交点を中心に右旋回する。

図13中の千代・能美遺跡例では、渦帯紋が甲・乙単位図形の反転部に巻き付くことで、帯紋構成の中心に位置した。2条の渦帯紋は〇形を呈し、銀杏形を呈する反転部から右旋回して、甲・乙単位図形の反転部と編み込まれた。会津大塚山古墳例、および次章の大阪府萱振1号墳靱形埴輪直弧紋を参考にとすると、次の段階は以下の様であろう。甲・乙単位図形（甲・乙単位図形）ペアの交差による斜交帯の配置密度が倍になるデザインが考案され、〇形を呈する渦帯紋が斜交軸交点を旋回した。図13右では、末部を長帯化した甲・乙単位図形が斜交帯と

なって密に交差し、甲・乙単位図形反転部は画面中心からはずれて渦帯紋との編み込みをやめる。〇形の2条の渦帯紋の一つは連続人字形帯紋とされ、右反転部から右帯が斜交軸交点を旋回し、右帯の延長にある左反転部とその先の帯紋は几字形を呈する。それらの全体像は、B型・C型の祖型のひとつとするに相応しいと思われる。

直弧紋の主渦帯紋については、反転部形状から甲・乙単位図形との関係を指摘する研究が重ねられてきた。小稿は、それらを紫金山貝輪α面に偏った研究として支持せずに、紫金山貝輪β面にみる連続人字形帯紋と直弧紋の主渦帯紋の類似性を重視した。結果として、斎藤・宇佐の仮説とは異なり、B型・C型の祖型にあたる直弧紋が先に成立する可能性を考えた。最古の直弧紋は具体的に指摘できないが、時期的に近いと思われる萱振1号墳例を用いて、そのことを次章で具体的に検証する。

IV. 複斜交軸直弧紋

1. 複斜交軸をもつ直弧紋

直弧紋は古墳前期後半中頃に現れた。佐紀盾列古墳群西群では佐紀石塚山古墳から宝来山古墳の築造がおこなわれた時期であり、古市古墳群では津堂城山古墳築造開始の前後にあたるとと思われる。かつて斎藤・宇佐は、紫金山古墳貝輪Ⅰ突起部にみる弧帯紋からA型が生まれ、同α面の全般的な模写によって複斜交軸C型が生まれたとしたが（斎藤・宇佐1955 pp.26-27）、複斜交軸をもつA型は、後述する奈良県巢山古墳例での推定を除いて、明確な例を知らない。またC型とされた京都府庵寺山古墳靱形埴輪直弧紋（図17参照）等も、遺存した帯紋配置からC型と特定するのは困難である。その一方で、大阪府萱振1号墳出土靱形埴輪矢筒部の複斜交軸直弧紋（図14～16）には、これまでの分類には合致しない帯紋構成が指摘できる。なお、以下の直弧紋の分析では、斜交軸交点を旋回する渦帯紋に対して交差配置された帯紋を副

帯紋とよび、必要があれば数字を附って区別する。

萱振1号墳の埴輪の時期について、高橋克壽は4世紀後葉とした（高橋1992 p.358）。萱振1号墳例の帯紋構成は複雑であるが、斜交帯によって複斜交軸を構成し、主渦帯紋が中央の斜交軸交点の周囲を旋回して、4区に几字形を呈する帯紋を伴うから、直弧紋の帯紋構成は備わっている。以下の分析は6～7割の仕上がりとは完全ではないが、直前の時期の弧帯紋の施紋原則と矛盾することなく、また分析に根拠のない推論が混入しないように努める。萱振1号墳埴輪形埴輪の矢筒部は上下4段に区画され、上・下段には鍵手紋を、中上・中下段には直弧紋を施す。同直弧紋については櫻井久之（櫻井1999）・井上一樹（井上2010）による分析が既にある。傾聴すべきは、上下二つの直弧紋の複斜交軸が連続したものであるとする井上の指摘である（井上2010 pp.101-102）。萱振1号墳例の二つの直弧紋の複斜交軸は方向・間隔において規則的な配置関係にあり、それらを一連のものとするは極めて素直な観察である。複斜交軸をもつ弧帯紋に後出する萱振1号墳例でも、複斜交軸を形作る斜交帯は甲・乙単位図形の規則配置と期待される。図14では斜交帯の形状に注目して、甲・乙単位図形の配置を推定した。同図右は、左上がり斜交軸が甲・乙単位図形ペアと甲'・乙'単位図形ペアの繰り返し配置であることを示す。また同図左は、右上がり斜交軸が対向する甲・乙単位図形ペアの繰り返し配置であることを示す。本例の複斜交軸が甲・乙単位図形ペアおよび甲'・乙'単位図形ペアの規則配置によるとの理解が正しければ、帯紋配置上での紫金山貝輪a面弧帯紋との類似性は認め難い。

図14の内容についてもう少し詳しくみておく。上・下直弧紋の左上部に逆刺をみせる甲単位図形の上部は、主渦帯紋の下縁に沿って旋回して、右にある乙'単位図形反転部から左上にのびる帯紋と突き当り、その下に潜る（井上一樹のいう「食い違い曲線帯」）。潜った先を想像するに、本来は主渦帯紋反転部の右下に反転部を置き、下方へ帯紋をのばすと復原される。千代・能美遺跡例では、甲・乙単位図形の反転部へ至る帯紋は斜交帯による方形区画の中心を通り、周囲を渦帯紋がめぐっていた。しかし本例では、画面中央に甲・乙単位図形の上部～反転部がくることが避け、周辺におかれた反転部も他帯紋との組帯によって全体を表現することが控えられた。

井上一樹は本例について90°回転による連接施紋を推定した。斜交軸は直弧紋デザインの根幹である。本例の複斜交軸は、図14左・右を合成してわかるように、末部左下がりの甲・乙単位図形ペアと左上がりの甲・乙単位図形ペアとの交差の繰り返しによる斜交軸と、末部右上がりの甲・乙単位図形ペアと右下がりの甲'・乙'単位図形ペアの交差の繰り返しによる斜交軸とが、互いの軸間を2分するように配置されたものであり、斜交軸（帯）を形成する甲・乙（甲'・乙'）単位図形に回転配置はみられない。斜交帯が90°回転配置されていないことから、井上の推定する90°回転配置法も本例に適用されていない可能性がある。

加えて井上は、本例の直弧紋右上端・左上端に四分の一だけ描かれた渦帯紋を、回転配置された人字形帯紋反転部の一部と推定した。直弧紋の中心におかれる渦帯紋の反転部は、省略することなく表現するのが通則である。後述の大阪府加美遺跡直弧紋板例・静岡県下蔵田遺跡木製把頭例でも同様であるから、井上の推定は時期上で近い直弧紋の帯紋表現とも合致しない。施紋画面右上端・左上端に部分的に描かれた渦帯紋が主渦帯紋反転部の省略表現ではないときに、それはどのような帯紋と考えるべきであろうか。参考には本例左円盤部の帯紋がある（図15左上部）。中央円内には大小二つの帯紋があって、中心の巴形透孔を旋回する。大きな帯紋はB型・C型の主渦帯紋の反転部を裏返した形態を示す。同帯紋は末部側で2帯に分かれており、左帯は反転部側縁の延長として分岐するのに対して、右帯は巴形透孔を右旋回し、孔右上で屈折して右上方へのびる。一方の小さな帯紋は、反転部上端が平坦で、反転部近くで2帯に分岐するから、A型主渦帯紋と酷似するといえる。同帯紋は大

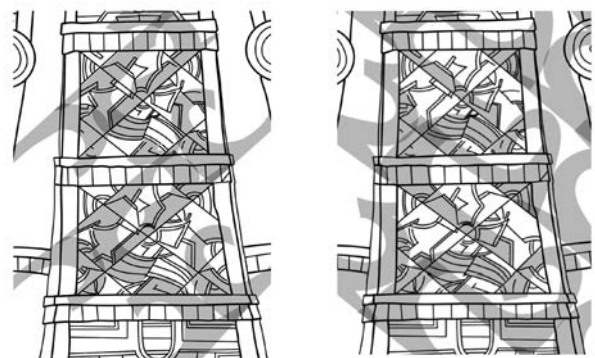


図14 萱振1号墳埴輪形埴輪 直弧紋複斜交帯分解図
(左：末部右上がりの斜交帯 右：末部左上がりの斜交帯)

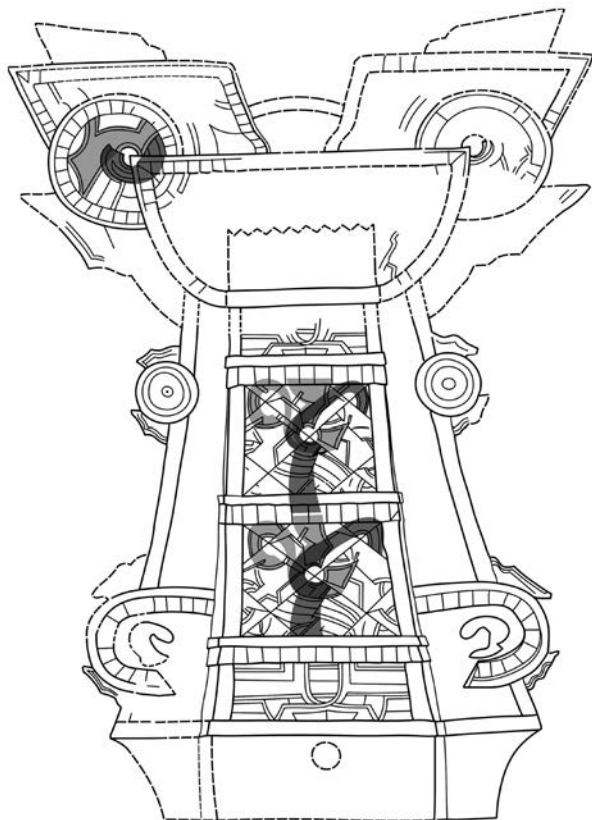


図15 萱振1号墳形埴輪盤部紋様と
矢筒部直弧紋の主・副渦帯紋

きな帯紋上に反転部において左旋回し、大きな帯紋の右帯下に潜る。大きな帯紋は紫金山貝輪 β ・ γ 面の連続人字形帯紋と、小さな帯紋は人字形帯紋と類似する。

左円盤部の二つの帯紋は、矢筒部直弧紋中心の斜交軸交点を旋回する帯紋と形態・構成上で酷似し、両者は「非対称性の原則」による変形関係にあると考えられる。このことは、B型・C型の渦帯紋に対するこれまでの認識に疑義を生じさせる。B型・C型の主渦帯紋は、反転部が1・2区軸線の手前に離れて引かれた直線、あるいは谷状の陰刻によって止められ、2区に現れると直ちに二股に分かれる帯紋とされ、A型の主渦帯紋が1・2区軸線を潜って連続するのとは異なるという認識であった。ところが左円盤部の帯紋に基づくと、B型・C型の主渦帯紋は反転部からはじまって1・2区軸線の手前で谷線下に潜り、1・2区軸線からはA型の主渦帯紋が重なっていることになる。つまり左円盤部にみる帯紋は、萱振1号墳例の「1区と2区の外縁線のズレにみられるような主文様の分離は構図の崩れ」（井上2010 p.105）ではないことを示している。そこで小稿では、B型・C型と同じ反転部をもつ本例の渦帯紋を主渦帯紋とし、1・2区軸

線からはじまって右帯が斜交軸交点をめぐる帯紋を副渦帯紋として分析を進める。

副渦帯紋の旋回は2・3区軸線で一旦途絶える。3・4区軸線の手前には並行する短い直線があり、その左・右端からは複線がはじまる。右端からははじまる複線は斜交軸交点を旋回するが、3・4区軸線から先では幅広い複線に変わり、2回の屈折で几字形を呈して上方へのびる。左端からははじまる複線は右斜め上方へ続き、斜交帯下に潜って4区に連続し、4区上半で極短い短線によって止められた。前者の複線は、幅の変化に注目すると、3区では副渦帯紋右帯内縁線の延長部であり、4区では主渦帯紋の内縁線の延長部である可能性が高い。また後者の複線は、左方に逆刺をみせる甲単位図形の側縁であり、几字形帯紋との切りあいが短線で表現されたと理解される。

以上の左円盤部の帯紋との比較から、本例の主渦帯紋は、左帯末部が渦状に巻き、右帯末部が几字形に屈折して上方に続く連続人字形帯紋と推定される。また副渦帯紋は、左帯が下方に続き、右帯は斜交軸交点を一定旋回した後に右上方で渦状に巻く人字形帯紋であると推定される。矢筒部で上下の位置関係にある二つの直弧紋は、上段副渦帯紋の左帯末部と下段主渦帯紋の右帯末部が接続すると理解される。直弧紋直前の弧帯紋である千代・能美遺跡例では、異なる区画の渦帯紋相互に連鎖性があると推定されたが、渦帯紋が中心帯紋となった萱振1号墳例でも、渦帯紋相互の連鎖性は維持されていた。

以上のことから、萱振1号墳例は連鎖複合構成の弧帯紋に起源した直弧紋と考える。B型・C型と同じ反転部の主渦帯紋をもつが、主渦帯紋・副渦帯紋ともに直弧紋中心の斜交軸交点を旋回するだけでなく、分岐した帯紋が画面左・右上部の斜交軸交点を旋回するという特徴的なものであった（図15）。主渦帯紋・副渦帯紋の周囲に配された帯紋は、多くが甲・乙単位図形反転部の手前にあたる人字形分岐部と推定され、単斜交軸B型・C型で主渦帯紋・副渦帯紋に交差配置された帯紋の類とは異なる。つまり萱振1号墳例の直弧紋は、B型・C型との関連性が推定されるが、帯紋構成上では既存の直弧紋分類に合致するものがない。このことは斎藤・宇佐のC型の成立に関する仮説を否定する内容を含むので、さらに複斜交軸直弧紋について例証する。

2. 複斜交軸直弧紋と紋様類型

萱振1号墳例は、主渦帯紋反転部の形態ではB型・C型に分類されるものであるが、主・副渦帯紋に付帯する帯紋構成はB型・C型とは相違する。

小林・伊藤のB型・C型分類（図16）

は、連続単斜交軸直弧紋群と深く関係

するものである。複斜交軸直弧紋が直弧紋のなかで古く位置付けられる可能性があることから、直弧紋の類型分類に関しても再考が必要と思われる。

伊藤は、小林のC型を「融合型式のC型は直弧文の存在様相の中からは分離する必要はないものであり、B型に解消させるべきもの」と評価したが（伊藤1984 p.11）、伊藤のB型の帯紋構成は小林のそれとは異なる。小林の例示したB型は、3・4区は斜交帯に隠されて巡回する主渦帯紋はみえず、それに交差する帯紋の表現も極めて限定的である。一方の伊藤のB型は、3区に斜交帯を配置せず、緩く弧を描いて斜交軸交点に向かい主渦帯紋と切りあう副帯紋を配する点では、小林のC型3区と共通する。しかし伊藤のB型4区は斜交帯によって隠されているものの、巡回する帯紋の一部があるから凡字形帯紋はない。先の萱振1号墳例3区には、小林C型と伊藤のB型に共通する外方にのびた帯紋はない。同じく複斜交軸直弧紋で同じ直弧紋を対置した石山古墳例（図17下）は、主・副渦帯紋を2施紋画面間で帯紋接続するように配置する点では萱振1号墳例と共通するが、3区の遺存状態が悪く、外へのびる副帯紋の有無は不明である。同様の直弧紋と推定される庵寺山古墳例（図17上）では、3区に外方にのびる副帯紋はあるが、反り方向が異なり、配置位置も3・4区軸線近くである点で相違する。石山古墳例と庵寺山古墳例は、複斜交軸が施紋画面間で連続せず、主渦帯紋を大きく表現する点では萱振1号墳例に相違するが、主渦帯紋の周囲にいくつかの人字形分岐部を配する点では共通する。

複斜交軸直弧紋で、主渦帯紋周囲に人字形分岐部の配置をよく伝える例には、巢山古墳準構造船堅板直弧紋がある（図18）。同例の上・下段施紋画面の複斜交軸は連続せず、各段の中心には円紋を配する。井上義光は円紋の周囲に直弧紋の回転配置を推定したが（井上義光2013）、井上の協力を得て再検討したところ、円紋上に

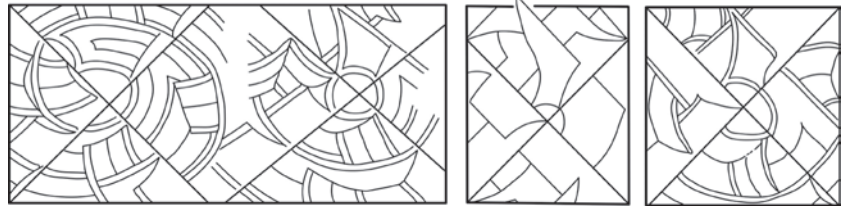


図16 単斜交軸直弧紋型式模式図
（左から 小林行雄 A 型・C 型・B 型、伊藤玄三 B 型）

直弧紋の主渦帯紋が刻されていることを確認した。

比較的明瞭なのは下段である。図18①には円紋外縁から右下に直にのびる線刻がある。同②の位置には円中央に向かうくぼみ線がある。同③では帯紋が2帯にわかれて右旋回し、④には帯紋の屈折部がある。つまり下段直弧紋は1区を下にしたB型・C型の主渦帯紋をもち、4区では渦帯紋が凡字形に屈曲する可能性がある。

一方の上段は、円紋上を2条の帯紋が巡回するが、遺存部には主渦帯紋の反転部はみいだせず、円紋周囲にも根拠となる線刻はない。上段に残る可能性は、1区を下にして右旋回する主渦帯紋をもつA型の類である。結果、巢山古墳例は異なる直弧紋の対置配置であり、萱振1号墳例等の

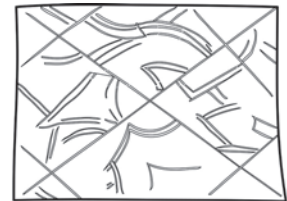


図17 複斜交軸直弧紋
（上：京都府庵寺山古墳形埴輪
下：三重県石山古墳形埴輪）

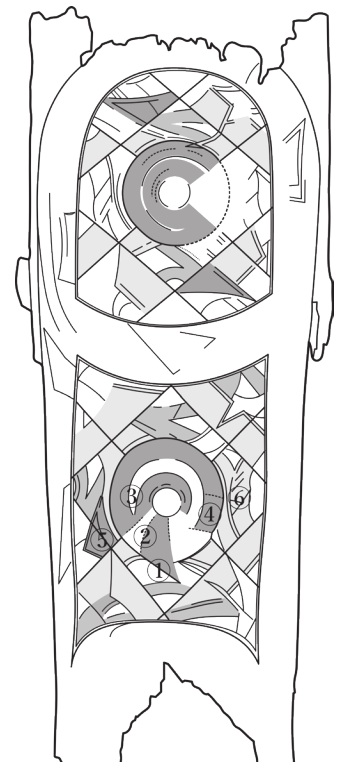


図18 奈良県巢山古墳船堅板直弧紋

複斜交軸直弧紋が上・下画面間で帯紋接続するのは異なる。

下段直弧紋の円紋の周囲には、斜交帯を除くと、二つの形態の帯紋が目をつく。ひとつは人字形分岐部であるが、軸線で止められており、反転部の表現には連続していない。施紋画面外方にはB型・C型主渦帯紋の反転部に類する線刻があり、画面中にも⑤等の反転部に類する線刻があるが、いずれも人字形分岐部とは連続していない。人字形分岐部の末部側への延長も、複斜交軸を構成する斜交帯とは連続しない。もう一つの特徴的な帯紋は、弧を描く二つの帯紋が対峙したものである（図18⑥等）。類似する帯紋は、萱振1号墳例の主・副渦帯紋下に接してみられ、甲単位図形と乙単位図形の反転部に至る帯文が対峙して潜り込む姿であった。したがって当該帯紋も、人字形分岐部に関係する帯紋である。

巢山古墳例下段直弧紋は、中心にB型・C型に類する主渦帯紋をおき、周囲には甲・乙（甲'・乙'）単位図形の人字形分岐部を配置するが、それらは反転部・末部とは連続していない。巢山古墳例の人字形分岐部は、図17等の複斜交軸直弧紋において、渦帯紋の周囲で人字形に交差する帯紋輪郭線に対応すると思われる。つまり、本節でB型・C型と同一形態の主渦帯紋を中心とした複斜交軸直弧紋は、主渦帯紋周囲に人字形分岐部を配する特徴をもつが、その帯紋構成は小林のC型および伊藤のB型とは異なる。そこで小稿では、例証した萱振1号墳例を典型とする複斜交軸直弧紋を原BC型と仮称する。原BC型には、人字形分岐部と斜交帯の甲・乙単位図形および同反転図形とが対応関係を維持する段階と、主・副渦帯紋を大きく表現するのにあわせて、人字形分岐部と斜交帯の甲・乙単位図形が対応関係を失う段階があるようだ。なお対置配置の複斜交軸直弧紋群には、2施紋画面間で主・副渦帯紋を接続構成する例と接続構成しない例があって、巢山古墳例が複斜交軸直弧紋の中では時期が下る可能性を示している。

3. 単斜交軸A・B・C型直弧紋の原形

大阪府加美遺跡出土直弧紋板1（図19）は、1)連続単斜交軸直弧紋群であること、2)各直弧紋の主・副渦帯紋が帯紋接続する可能性の高いこと、そして3)斜交帯を除いて主・副渦帯紋に付帯する帯紋がほぼないこと、以

上の3点において特徴的な直弧紋群である。1)としては古い段階のものである。同例の時期は小若江北式頃とされているが（櫻井1999 p.155）、伴出土器を奈良盆地古式土師器編年と比較すると、廃棄時期は上ノ井手遺跡SE030上層式頃まで繰り下げるべきであろう。2)については、4個の直弧紋が4区・4区、2区・4区、2区・4区を共有して連続し、相互の主・副渦帯紋の延長方向からは接続関係が推定される。そして3)については、主渦帯紋を大きく表現して周囲の帯紋を省略した帯紋構成は原BC型と異なり、A～C型とも相違する。

加美遺跡例の4個の直弧紋を図19の左から直1⇒直4とよぶとき、直1・2・4の主渦帯紋反転部の形態はB・C型に類する。直2・4の3区は遺存部が少なく、斜交軸交点方向にのびる帯紋の有無は確認できない。直1には3区に斜交軸交点に向かってのびる帯紋の痕跡があるが、斜交軸交点をめぐる渦帯紋との切りあいが不確かであるから、C型とは確定できず、右に位置するのもA型ではない。直1・2は、4区に几字形帯紋をもちながらも、3区に主渦帯紋と交差する副帯紋の存在を確定できないことから、仮にそれらを原C型として分析を進める。

本例の櫻井久之の分析（櫻井1999）には、帯紋構成に看過された点がある。主渦帯紋反転部の位置は、左から下・上・上・下であり、斜交軸は明確であるが、斜交帯（図19①）を他帯紋上に表現することは控えられた。櫻井は図19②帯紋を甲単位図形の末部と推定したが、1区の斜交軸交点へのびる短い弧線は1・2区軸線と斜めに交わるから、同帯紋が人字形分岐部である可能性も否定できない。直3はA型と主渦帯紋で共通するが、主渦帯紋に交差する帯紋の形・位置・数で異なるから、仮に原A型とよぶ。直3の3区については、図19③破線の位置に屈折する帯紋が伴出した直弧紋板2にみられる。屈折した帯紋は、つづいて斜交軸交点を右旋回して櫻井が甲単位図形とした帯紋と重なり、その後は左方に屈折すると、あるいは切りあって旋回するとも観察される。

本例のいずれの直弧紋でも、重複配置された主渦帯紋と副渦帯紋を分離する根拠は乏しい。そこで直1・2の原C型が、几字形帯紋を重ね合わせて接続する点に注目する。先の萱振1号墳例では、連鎖複合直弧紋群である下段主渦帯紋右帯が上段副渦帯紋左帯に接続すると復原された。本例でも主・副渦帯紋の接続関係の分析が、帯紋

構成と直弧紋の連鎖性の復原につながると期待される。

図19では、直1・2の4区几字形帯紋の接続が右半の直3・4に及ぶ場合を推定した。直2副渦帯紋左帯は右下にのびて左旋

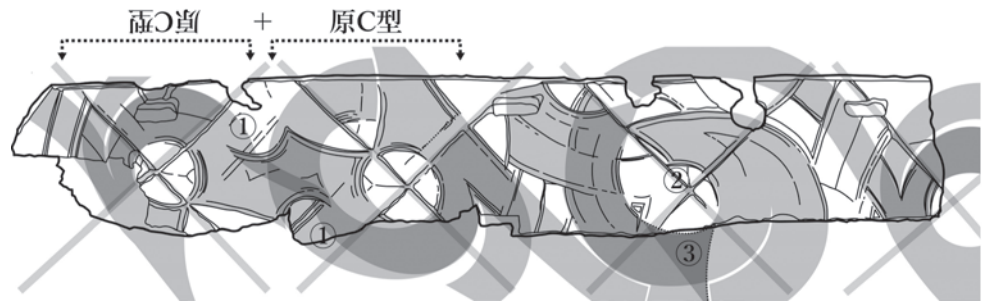


図19 大阪府加美遺跡直弧紋板1 紋様復原図

回するから、直3主渦帯紋外帯に接続可能である。直3主渦帯紋右帯または同副渦帯紋は右旋回し、直4副渦帯紋左帯へ接続可能である。直1・2の几字形帯紋接続を考慮すると、直1・3の主渦帯紋が直2・4の副渦帯紋に接続する場合にのみ、すべての直弧紋が帯紋接続によって連鎖することになる。同仮定に従えば、直1の几字形帯紋は連続人字形帯紋である主渦帯紋の一部であり、直2の几字形帯紋は連続人字形帯紋である副渦帯紋の一部となる。直3の几字形帯紋は副渦帯紋の一部であり、直4の欠失部に想定される几字形帯紋は連続人字形帯紋である副渦帯紋の一部となる。その全体像は、主・副渦帯紋の接続による連鎖複合型直弧紋群といえる。

加美遺跡例の原A型は、A型主渦帯紋反転部をもつ直弧紋として初期のものである。巢山古墳例上段にもA型に類するものが推定されたが、巢山古墳の築造時期は古墳前期末～中期初頭と推定幅があって、加美遺跡例より必ずしも古いとはいえない。斎藤・宇佐は紫金山古墳貝輪Ⅰ突起部弧帯紋からA型が生まれたとしたが（斎藤・宇佐1955 pp.26-27）、古式な複斜交軸直弧紋の萱振1号墳例にはA型成立に関する情報は無い。代わって、同例の原BC型の中心には、B型・C型反転部をもつ主渦帯紋とA型反転部をもつ副渦帯紋が重ねて配置されていた。それを踏まえた小稿では、加美遺跡例の原A型が主・副渦帯紋による直弧紋間の接続を完結させ、直弧紋配置を「非対称性の原則」に適合させる役割を果たしていることにこそ、A型成立の契機があると考えられる。仮に、1区を上にして主渦帯紋が左旋回する原C型を直3に置くと、直弧紋群は直1・2と直3・4で対称形に陥る。また、1区を下にして主渦帯紋が右旋回する原C型では、主渦帯紋反転部の位置が下⇨上⇨下⇨下となって直弧紋配置のリズムが単調に過ぎる。結果、直3を原C型にするのは不適切とされ、原A型が配置された。原A型は、原C

型副渦帯紋を主渦帯紋とし、同主渦帯紋を几字形に変形して副渦帯紋とする。副渦帯紋の配置は、原C型と外観が酷似することになる2～4区を避けて3・4区とし、原C型と違和感のない外観にしたものである。原A型は直弧紋配置のリズムに乱れを生じさせず、直弧紋群の全体観も「非対称性の原則」に沿うものとなった。対置構成である巢山古墳例の上段のA型に類する直弧紋は3区に副渦帯紋をもたないから、加美遺跡例の原A型が原C型との連鎖複合構成上で考案された可能性は高まる。

加美遺跡例は、以上のように各種単斜交軸直弧紋の成立と深く関係した資料と思われるものであり、どのようにデザインされたのかが注目される。その復原には、大阪府和泉黄金塚古墳木製刀剣装具直弧紋が参考資料となる。和泉黄金塚古墳例には2種の連続単斜交軸直弧紋群がある（図20上の上・下段）。個別の直弧紋は4区表現からみて小林のB型ではなく、原C型の類である。2種の直弧紋群は、主渦帯紋反転部の方向が逆になるように上・下段に配置すると、デザインの全体像が理解できる。復原されるデザインは、1・3区を共有しながら反転連続する原C型群を上・下段に対向させて配置し、かつ上・下段の原C型が4区を共有する場合に几字形帯紋を接続するものである。同復原からは、上段4区にわずかに残る複線が、下段4区へ続く几字形帯紋の外縁線の一部であることがわかる（図20図上に付加したグレー帯）。同図上段の直弧紋を「4区几字形の方向が逆転している」と評した斎藤・宇佐は（斎藤・宇佐1955 p.27）、直弧紋群の復原を中途としたようだ。上・下段の原C型が4区几字形帯紋を重ねる姿は加美遺跡例直1・2と類似する。和泉黄金塚古墳は古墳前期末の所産とされるから、加美遺跡例と類似しても時代的な疑問はない。想像するに、図20上の直弧紋群は、共有4区で主・副渦帯紋の几字形帯紋が接続し、共有2区で副渦帯紋が

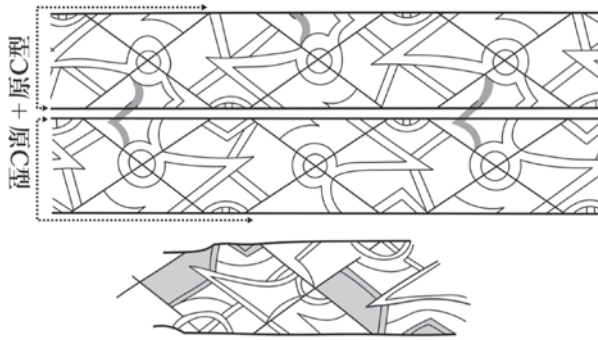


図20 原C型系反転連続直弧紋
(上:大阪府泉黄金塚古墳木製刀剣装具直弧紋 下:福井県宝石山1号墳)

連接する。3区は斜交帯で隠されているから、原C型を用いた直弧紋群という以上に帯紋構成の特徴を指摘できないが、同デザインを縦位列抽出し、原A型を加えて帯紋連接を調整・拡張すると加美遺跡例となり、横位列抽出すると和泉黄金塚古墳例が得られる。つまり連続単斜交軸直弧紋である和泉黄金塚古墳例・加美遺跡例は、連続複斜交軸原C型群からの列抽出がデザインの前提にある。さらに、和泉黄金塚古墳例の帯紋連接の表現が残る4区を斜交帯で覆うと、小林のB型の反転連続形になる。小林のB型の特徴は、反転連続配置でも帯紋連接がみられない点にあるが、和泉黄金塚古墳例の抽出方向からみて帯紋連接がないのは当然である。時期の遙かに下る福井県宝石山1号墳刀剣装具直弧紋(図20下)では、原C型系直弧紋を連続単斜交軸上で反転連続させて帯紋の疑似連接(V章2節参照)を試みるから、小林のB型の非連鎖性はデザイン上では克服の対象であったと思われる。

このように和泉黄金塚古墳例・加美遺跡例は、ある種の複斜交軸直弧紋群からの列抽出がデザインの前提にあると推定された。両例の前提となった直弧紋群の構成上の単位は、180°回転の位置関係にある二つの原C型が4区几字形帯紋で連接したものと復原される、加美遺跡例の直1・直2と図20上の左端の直弧紋群がそれにあたる。萱振1号墳例等の対置配置の原BC型は、渦帯紋の反転部位置・旋回方向、及び周辺帯紋構成が同一で、直弧紋間の帯紋連接がみられたが、画面の大きさを大小とすることで「非対称性の原則」を維持した。しかし、周辺帯紋のない原C型の直接組み合わせでは、180°回転による構成によって「非対称性の原則」を満足させたと考えられる。ただし、直弧紋間の主・副渦帯紋連接には、変異が

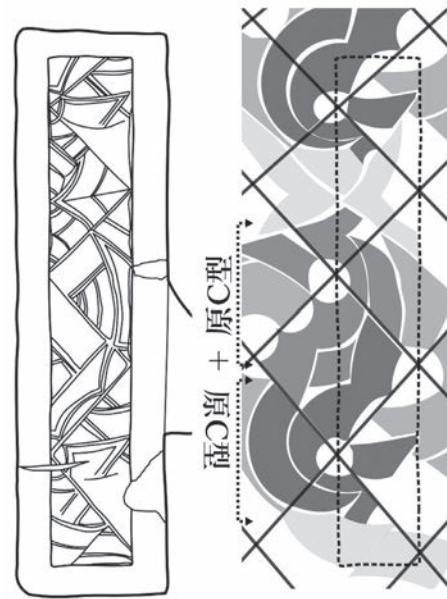


図21 静岡県下蔵田遺跡木製刀剣装具(把頭)

あるようだ。

180°回転の位置関係にある二つの原C型が4区几字形帯紋で連接したものを単位とする直弧紋群は、静岡県下蔵田遺跡木製刀剣装具(把頭)直弧紋(図21左)にもみることができる。下蔵田遺跡例の直弧紋には3区に主渦帯紋と交差する副帯紋がないから、連続複斜交軸原C型群である。井上一樹は同例に連続した90°回転施紋を推定しており(井上2010 pp.96-98)、その概要は図21右に示した。構成帯紋が刻まれたのは、部分だけのものも含めて、「短形タイプ」3個、「長形タイプ」2個の計5個である。「短形タイプ」は施紋画面の中央を占めるが、井上が画面左に推定した「長形タイプ」の帯紋は一端でさえ画面中に入らない。図21左では、1区を右におく原C型が下であり、その上に1区を左におく原C型、さらにその上に1区を右におく原C型がある。それぞれを直下・直中・直上とよぶとき、直上・直中は2区を、直中・直下は4区を共有する。直下・直中は主・副渦帯紋による連接デザインと推定され、加美遺跡例直1・2の関係と同じである。画面中央右の「長形タイプ」反転部は、上端を直中3区の渦帯紋に沿わせ、同3区帯紋は直下1区で下に潜る。つまり本例は、180°回転の位置関係にある二つの原C型が4区几字形帯紋で連接したものに、「長形タイプ」を右90°旋回位置に加えてデザイン単位とし、それを上下に繰り返した直弧紋群といえる。それは把頭の短筒面には十分なデザイン規模でもあった。

小稿では既に萱振1号墳例が、連続した90°回転施紋ではないことを論証した。連続した90°回転施紋を下藪田遺跡例に指摘するには、実在しない帯紋を前提にする外なく、論証としては危うい。下藪田遺跡例に指摘されるべきことは、加美遺跡例・和泉黄金塚古墳例同様に、180°回転の位置関係にある二つの原C型が4区几字形帯紋で接続したものをデザイン単位とすることに加えて、同直弧紋群に90°回転の位置関係で直弧紋を付加することが、後述の図27にみる連続単斜交軸直弧紋群の構成法を導いた点であろう。

4. 連続複斜交軸直弧紋のまとめ

斎藤・宇佐は直弧紋の成立をA型にみたが（斎藤・宇佐1955 pp.26-27）、小稿では複斜交帯弧帯紋に起源する複斜交軸原BC型の成立が早いと推定した。萱振1号墳例の分析で原BC型とした直弧紋は、複斜交軸の中心に主・副渦帯紋を配置し、周囲に斜交帯を構成する甲・乙単位図形の人字形分岐部を配置するものであった。原BC型の古い段階では、連続する複斜交軸上に複数の直弧紋が配置され、各直弧紋は主・副渦帯紋で接続した。また斜交帯となった甲・乙単位図形末部も、人字形分岐部と対応が明瞭であった。後に主・副渦帯紋が大きく表現されるようになると、斜交帯である甲・乙単位図形末部は人字形分岐部との対応関係を失った。

加美遺跡例・和泉黄金塚古墳例の分析では、主・副渦帯紋をより大きく表現し、人字形分岐部等の配置を省略した連続複斜交軸直弧紋群から、列抽出することを起点として連続単斜交軸直弧紋群が成立したと推定された。同直弧紋群では、相互の主・副渦帯紋の間に接続が試みられる点で原BC型と関連するが、個別直弧紋は既存の紋様類型に該当するものがないために、原C型・原A型と仮称した。原C型による連鎖複合構成では、180°回転の位置関係にある二つの原C型を4区几字形帯紋で接続したものを単位とすることがみられた。

加美遺跡例の分析からみた原C型の紋様類型としての特徴は、几字形帯紋の帰属帯紋によって原C型に2類型が推定された。主渦帯紋の一部が几字形を呈する原C1型と、副渦帯紋の一部が几字形を呈する原C2型である。原C型から原A型がデザインされたとの理解からは、原C1型を原形とする原A1型と、原C2型を原形とす

る原A2型の存在が類推される。さらに和泉黄金塚古墳例の原C型群からは、4区に遺存した帯紋接続部分を斜交帯で覆い隠すことで、小林のB型が成立すると考えられた。

本章でみた原C型・原A型は、A型・C型の原形である可能性が高いと思われるものであった。そのことを踏まえて、次章ではA型・C型について検討する。

V. 単斜交軸直弧紋の展開

1. A型直弧紋

連続複斜交軸直弧紋群からの列抽出によって、連続単斜交軸直弧紋群が登場したのは古墳前期末頃と考えられた。つづく古墳中期の単斜交軸直弧紋は、資料数が多くかつ多様であり、古墳中期の時期区分以上に帯紋構成の変化は早く、その完全な追跡は困難である。そこで小稿では、単斜交軸直弧紋の基本的な分類を通じて、副帯紋の付加が単斜交軸直弧紋を多様に行っている点を明確にすることで、帯紋構成の差違に基づいて型式学的に単斜交軸直弧紋の変化を考える基礎としたい。

例えば小林のA型は、原A型を原形のひとつとし、連鎖表現の展開のなかで、新たに主・副渦帯紋に交差する副帯紋が付加されたものと推定される。原A型は原C型の帯紋配置を変更してデザインされたものであり、外観上の違和感を抑えたものであることは先に指摘した。原A型主渦帯紋は2区を巡回するから、原C型2区で外方にのびていた副渦帯紋左帯は失われた。同帯紋は直弧紋間の接続を担っていた。原A型は、加美遺跡例のように左に原C2型、右に原C1型をおけば接続は可能となるが、それ以外の接続には極めて自由度が低かった。原A型と小林のA型は2区の副帯紋で異なる。A型2区の副帯紋は、主渦帯紋と切りあって外方にのび、緩く弧を描く。その位置と形態からみて、原C型副渦帯紋の接続性を原A型に付与するために付加されたものと想像される。

これまでは、異なる直弧紋が主・副渦帯紋で結びつくことを接続とよんできた。しかし、二つの直弧紋が副帯紋を介して疑似的に接続するようにみえる場合や、多条の帯紋群を構成するようにみえる場合は、帯紋の疑似接続とし、帯紋が疑似接続する直弧紋群を疑似連鎖（複合）構成とよんで連鎖（複合）構成から区別する。

小林行雄がA型の典型とした福岡県石人山古墳石棺の

直弧紋群（5世紀中葉）は、A型が疑似連鎖したものである（図22）。各直弧紋は1区を上置き、主渦帯紋が右旋回する。2区では右外方から幅広い副帯紋1が中心方向にのび、主渦帯紋の外帯上を通して主渦帯紋内帯の下に潜る。1区にも上方からのびる副帯紋2があり、主渦帯紋反転部の下に潜る。3区には、緩い弧を描いて外方から中心方向にのびる、原A型以来の帯紋がある。同帯紋は斜交軸交点外周に至って左下にのびる谷線に接し、谷線からは右旋回する帯紋となり、4区で再び谷線に達して、左上方へ緩く弧を描いてのびる帯紋に変わる。弧帯紋等のレリーフ表現では、谷線は切りあう二つの帯紋が表出・潜行するところであった。本例の二つの谷線の間を旋回する帯紋は、主渦帯紋内帯と条幅等で異なり、谷線で接した外方にのびる帯紋と一致する。つまり、二つの谷線によって几字形を呈した帯紋は、一つの帯紋と推定される。その全体像は加美遺跡例の原A2型副渦帯紋に近似し、反転部を極小にした連続人字形帯紋と推定される。

以上のことから、石人山古墳例は原A2型に系譜する直弧紋と考えられる。主渦帯紋は接続に関係せず、副渦帯紋と副帯紋1が疑似接続する。しかし、副帯紋2付加の必要性はみいだせないから、原A2型と石人山古墳例の間にはいくつかの変遷階梯のあることが想定される。

次に、小林行雄がA型の端正な例とした、岡山県千足古墳石障（5世紀前半）に對置された直弧紋をみる。図23には、石障右側に刻まれたA型の主な帯紋を分離した。同図左には斜交軸交点の外周をめぐる主渦帯紋を、同図中・右には主渦帯紋上に重ねられた副帯紋を示した。主渦帯紋は渦状を呈して2・3区を左旋回する。2区には画面外から求心的にのびる2帯の副帯紋がある。1・2区軸線に近い副帯紋1は、外方から現れて直ちに主渦帯紋外帯の下に潜る。2・3区軸線に近い副帯紋2は、主渦帯紋外帯に重なった後に、斜めの谷線の下に潜る。3区には原A型副渦帯紋の位置に副帯紋3があり、主渦帯紋外・内帯の上を通して2・3区軸線に達し、斜めの谷線で屈折して主渦帯紋内帯下に潜る。副帯紋3も斜交軸交点をめぐる円圈に達していないから、同円圈は主渦帯紋内帯の側縁である。同内帯は4区几字形帯紋に連続し、結果として主渦帯紋は連続人字形帯紋となる。一方の2・3区の副帯紋1～3は、同方向に弧を描く上に、主渦帯紋下

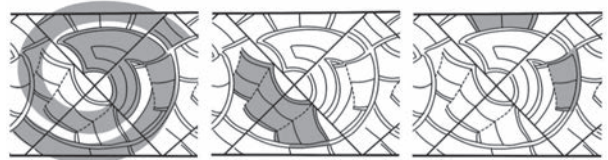


図22 福岡県石人山古墳石棺直弧紋部分
(左：主渦帯紋 中：副渦帯紋 右：副帯紋1・2)

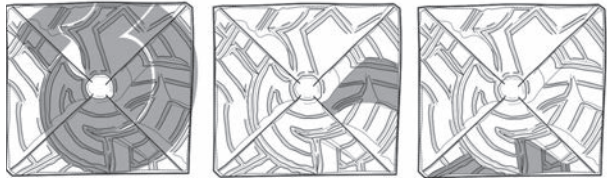


図23 岡山県千足古墳石障右直弧紋模式図
(左：主渦帯紋 中：副帯紋3 右：副帯紋1・2)

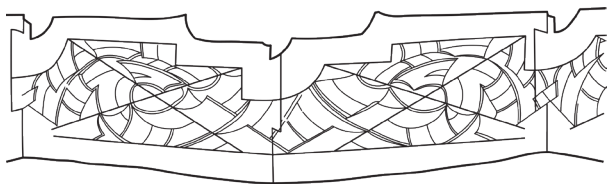


図24 宮城県経の塚古墳鹿角製刀装具直弧紋

に潜る位置も異なるから、同一の帯紋を分けて表現したものではない。副帯紋1～3の全体像は明確ではないが、帯紋が湾曲することから人字形帯紋の可能性はある。

以上、千足古墳例のA型は連続人字形帯紋を主渦帯紋とし、2・3区に主渦帯紋と交差する副帯紋1～3を配置したものといえる。本例の主渦帯紋内帯は几字形を呈することから、原C1型⇒原A1型に系譜する直弧紋である。先に、原C1型をもとにして原A1型の存在を推定したが、その実在の可能性は高まった。千足古墳例は對置された直弧紋であり、2区の副帯紋に接続機能は期待されていないから、デザインの前提には2区⇔4区・2区⇔2区で疑似接続するA型の存在が想定される。想像するに、原A型を2・4区で疑似接続させるデザインによって、2区に副帯紋を加える帯紋構成ができ、その後の加飾によってさらに2区に副帯紋が付加された。千足古墳例は後者の段階のA型に相当し、對置構成のために単独抽出したものと推定される。

宮城県経の塚古墳刀剣装具把握頭直弧紋（図24／5世紀中葉）は、千足古墳例に類似するが、1区に差がある。経の塚古墳例の帯条幅に注目すると、旋回する主渦帯紋内帯は4区で谷線に至り、4・1区軸線に沿って緩く弧を描いて外方へのびる。4・1区軸線から先には、主渦帯紋内帯の条幅とは異なる帯紋が現れて、主渦帯紋反

転部を旋回する。原A1型系の千足古墳例では、反転部外方を旋回する帯紋は主渦帯紋外帯（右帯）の延長であるから、そうではない経の塚古墳例には原A2型系のデザインが複合していることになる。なお経の塚古墳例では、原A1型系直弧紋が対向して4区で接するが、帯紋の接続・疑似接続はないから、対置配置である。把頭では一瞥で紋様群全体を視認できないから、許容された構成であろう。

以上の3例の検証から、A型には主渦帯紋・副帯紋の形態・構成で異なる複数の類型の存在が指摘できる。原C1型⇒原A1型系譜と推定される千足古墳例をA1型、原C2型⇒原A2型系譜と推定される石人山古墳例をA2型とする。A1型にA2型の要素が複合した経の塚古墳例はA1⁺型として仮分類に止める。帯紋の付加・援用は多様に可能であるから、例証したA1～2型の各デザインは疑似連鎖・反転疑似連鎖の多様性を示すデザイン例の一部に過ぎず、A1⁺型同様の例は多数あると思われる。一旦デザインされたA型類型は、変形しながら疑似連鎖・対置等の様々な場面で用い続けられたようだ。

2. C型直弧紋

小林の指摘するB型の特徴は、「偏心的に斜交する2条の帯紋を表面に広くだして、渦状帯をほとんどその下に覆い隠し、わずかにその屈折部のみを示している点にある」（小林1976 p.492）。つまり3・4区には斜交帯が表現され、同区の主渦帯紋はほぼ隠されたものである。そのB型と同じ主渦帯紋をもつC型について小林は、「そのみで一つの紋様帯を構成することはなく、つねにA型単位文と併用した形で存在するのみである」として、「B型単位文をA型単位と組み合わせるために考案した、不安定な一つの変形」である可能性を考えた（小林1976 pp.497-498）。斎藤・宇佐はこの小林のB・C型を検討して、4区に几字形帯紋をもち帯紋構成がA型に類するC型をCa型とし、B型をC型の発展形としてCb型とした（斎藤・宇佐1955 pp.27-30）。

しかし小稿では、既にB型・C型の祖形として原C型の存在を指摘した。原C型は伊藤のB型と帯紋構成で異なった。また加美遺跡例・和泉黄金塚古墳例からは、主渦帯紋を大きく表現する複斜交軸原C型群から、1・3区を共有して反転連続する原C型群を列抽出することによ

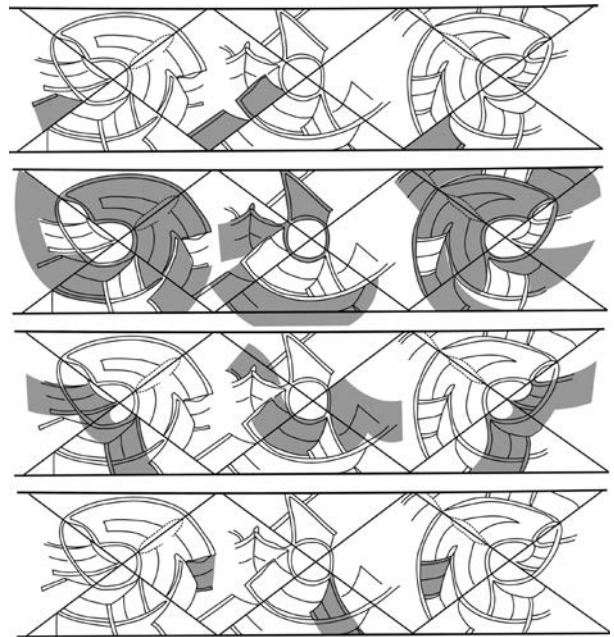


図25 熊本県長砂連古墳直弧紋 部分模式図
(上：斜交帯 中上：主渦帯紋 中下：副渦帯紋 下：副帯紋)

て、小林のB型が成立したと考えた。なお原C型は、几字形帯紋によって原C1型・原C2型に分類されるものであった。これらのことを踏まえてC型を検討する。

熊本県長砂連古墳の直弧紋（図25／5世紀中葉）は、左から直1・2・3とよぶとき、直2が小林のC型、直1・3がA型であり、左からA型（2区副帯紋）⇔（4区主渦帯紋几字形）C型（2区副渦帯紋外帯）⇔（2区副帯紋）A型の関係で疑似連鎖する。C型である直2の帯紋は、斜交帯と主渦帯紋反転部を除いて2条型であり、いずれの幅も揃っている。斜交軸交点を3区で旋回する帯紋は、右端で谷線下に潜り、4区でも谷線下に潜る。したがって同帯紋は、1・2区軸線からはじまる副渦帯紋内帯の一部である（図25中下）。結果として、几字形に屈折する帯紋は主渦帯紋内帯の一部となるから、主渦帯紋は連続人字形紋である。以上の帯紋構成は原C1型と同じであるが、3区には外方から緩く弧を描いて中心に向い、副渦帯紋と切りあう副帯紋が加えられた。同副帯紋は、A型3区で主渦帯紋に交差する帯紋に類似するとともに、原C型系直弧紋が1・3区を共有しながら反転連続構成される場合には、主渦帯紋反転部の外側縁を周回することで、二つの直弧紋を疑似連鎖させる役割も果たした（例：大分県長湯7号横穴墓出土鹿角製刀剣装具鞘尻1／立命館大学2010 p.33）。同副帯紋付加の契機が、原C1型系の1・3区共有による反転連続構成、およびA型との疑似連鎖で

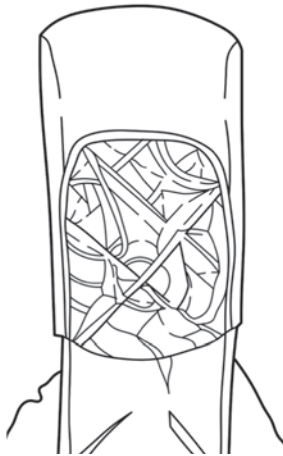


図26 大分県長湯7号横穴墓
鹿角製剣装具（把縁）

の外観調整にあることを示す。

長砂連古墳例にみる原C1型系直弧紋をC1型とする。C1型には、長湯7号横穴墓鹿角製刀剣装具（把縁／図26／6世紀前半）のように単独利用の場合もあるが、帯紋構成の連鎖性の乏しさゆえに疑似連鎖での使用も限られたようだ。C1型と他直弧紋との疑似接続には、

①A型2区=C1型4区⇔C1型2区=A型4区、②A型4区=C1型4区⇔C1型2区=A型2区、という二つの区画共有の場合がある。①は長砂連古墳例であり、いずれの直弧紋も1区を上にしての疑似連鎖である。②例には宮城県経の塚古墳鹿角製刀剣装具（図27／5世紀中葉）が相当する。同例には、A型の細別根拠となる帯紋が刻線範囲にない。C型は3区で外にのびる2条型副帯紋と斜交軸交点を旋回する帯紋との幅が異なり、4区には旋回帯紋から切りでてA型の几字形帯紋と谷線で接続する帯紋があるから、原C2型系ではなくC1型の類と推定される。C1型類型の副渦帯紋外帯が、A型1区主渦帯紋反転部外縁を旋回する結果、二つの帯紋が視認上はひとつの直弧紋を構成し、二つの直弧紋は疑似連鎖に近くなった。

こうしてみるとC1型は、他類型直弧紋との連鎖配置に用いるには細かな構成設計が必要である以上に、もとより連鎖性に限界があった。直弧紋デザイナーからすると、短筒面にC1型を利用する場合には、反転部をすべて表現できる1・3区共有による反転連続構成のデザインが簡易であり、結果として選択されたと思われる。

なお、長砂連古墳例中のA型は、3・4区副渦帯紋に特徴がある。主渦帯紋は内・外帯ともに旋回するから、A2型に分類される。副渦帯紋は3区で外方から弧を描いて主渦帯紋内帯に至り、谷線でその下に潜る。4・1区軸

線の手前で再び現れ、緩く弧を描いて外方にのびる。その現れ方は裏向けに折り返す姿であり、連続人字形帯紋の本来の機能を思い起こさせる。このようにA2型には副渦帯紋の表現にヴァリエーションがあって細別が可能であるが、小稿では指摘にとどめる。

3. A・C型直弧紋への付記

原C1型からC1型がデザインされたのであれば、原C2型系直弧紋にも3区に緩く弧を描いて外方にのびる帯紋を付加した類型の存在が想定される。原C2型系直弧紋では主渦帯紋が斜交軸交点を旋回し、副渦帯紋内帯は4区で几字形を呈して外方へのびる。その几字形部分を省略すると伊藤のB型に近似する。几字形部分を省略しない原C2型系直弧紋の実在様態は明確にできていないが、仮にそれをC2a型とすると、伊藤のB型はC2b型として原C型の系列に位置付けることができる。C2b型には、兵庫県大伏南山古墳鹿角製刀剣装具（把縁）等が該当する。

なお、紋様類型に関する分類視点とは別に、A型・C型に指摘される特徴は、主・副渦帯紋と副帯紋の配置を工夫して、疑似連鎖として用いられることにある。原BC型と原A型・原C型の段階には、主・副渦帯紋を接続して直弧紋群の連鎖複合が図られた。A型・C型の帯紋構成は、副帯紋を付加して疑似連鎖デザインの自由度を高めた結果ではあるが、それはまた弧帯紋以来の連鎖構成法を失う契機でもあった。

4. 直弧紋のその後

古墳中期後半以後の直弧紋を概観すると、組帯された帯紋の輪郭が2重線で描かれている間は、直弧紋デザインの由来は保たれているようにみえる。人字形帯紋・連続人字形帯紋等の2条型帯紋が輪郭線を省いた表現になると、帯紋の各条帯が独立した帯紋として扱われるようになり、帯紋構成の複雑化が優先されて、帯紋の本来の連続性は曖昧になる。

例えば熊本県井寺古墳石障左壁のA型系直弧紋では（図28）、主渦帯紋に3区で重ねられる2条型副帯紋は求心方向の異なる二つの帯紋の接続となり、几字形となるために4区で屈折する際には2条型に戻るが、その先で2



図27 宮城県経の塚古墳鹿角製刀剣装具直弧紋

条型帯紋に接続する。同例のA型系直弧紋はA2型をもとに、主渦帯紋内帯1条を3・4区斜交軸旋回部で表に表現したと思われるが、過剰に接続加飾された副帯紋と、2条1帯構成から自由になった個別条帯からは、直弧紋構成単位の個別帯紋を視認することが困難

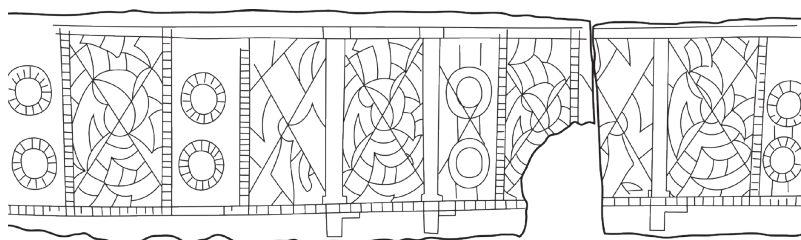


図28 熊本県井寺古墳石障直弧紋

になった。加えて、以前には帯紋の立体交差は直線・三角形（浮彫）を用いて表現されたが、本例では弧線で表現された。弧線が増えることで組帯は複雑になったが、それまでの直弧紋にはない弧線が加わったことで、帯紋構成は曖昧になった。直弧紋を構成していた各帯紋が輪郭線を失い、各区に配された帯紋の各条帯が独立した帯紋として扱われた結果、石見型埴輪紋様（図29）のごとく、斜交軸区画に多数の複弧線を充填するだけのものへ劣化した。石見古墳例はC型に由来することは推定できるが、帯紋構成は直弧紋ということさえ躊躇される。

5. 直弧紋小結

Ⅳ章では、古墳前期後半中頃に複斜交軸弧帯紋から複斜交軸直弧紋が成立したと推定した。成立当初の直弧紋は、複斜交軸をもち、連続人字形帯紋・人字形帯紋が渦帯紋となって中央の斜交軸交点を旋回し、渦帯紋の周囲に人字形分岐部を配する原BC型であった。対置構成の原BC型で渦帯紋が大きく表現されるようになると、周囲の人字形分岐部は斜交帯である甲・乙単位図形末部との連続性を失った。この変化に併行して、渦帯紋を大きく表現して付帯帯紋の少ない連続複斜交軸原C型群がデザインされた。そのひとつでは、180°回転位置にある二つの原C型が4区人字形帯紋で接続するものを構成単位とした。同デザインで単位直弧紋群の連鎖方向を経とすると、経は単位直弧紋群（あるいはそ連鎖を拡張した群）の平行列であり、各列の直弧紋群は左・右列の直弧紋群と180°回転図形の関係にある。かつ各列の原C型は1・3区共有によって上下に反転しながら緯方向に連続する。同デザインから経方向に列抽出したものが加美遺跡例の原案となり、単位直弧紋群の連鎖を拡張するに際しては、原A型が挿入された。また、緯方向に列抽出したものは和泉黄金塚古墳例となり、同例の直弧紋群からはさらに小林のB型群が派生した。

Ⅴ章の単斜交軸直弧紋に関する分析からは、原A型2区に主渦帯紋と交差する副帯紋を加えることでA型がデザインされ、また原C型3区に主渦帯紋と交差する副帯紋を加えることでC型がデザインされたと考えられた。A型2区への副帯紋の付加は、原C型2区副渦帯紋の接続機能に倣ったものであり、C型3区の副帯紋は1・3区を共有しての反転連続、あるいはA型との横位疑似連鎖デザインに起因するものと想像された。A型はA1・2型等に細別され、C型はC1・C2b型に細別された（表1）。いずれの類型でも、新たな疑似連鎖デザインが新たな副帯紋の付加を促したようだ。そして一旦デザインされた直弧紋は、様々な配置法に用いられた。

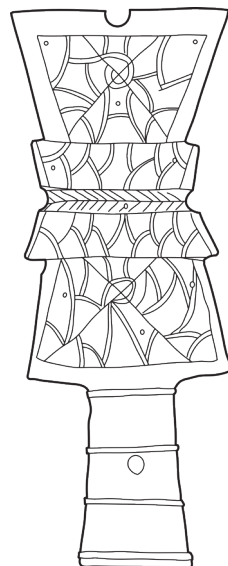


図29 奈良県石見古墳埴輪紋様

以上の分析の結果からは、帯紋構成の理解は相違しながらも、小林による単斜交軸直弧紋の類型分類は基本的に維持すべきものと考えられた。加えて、帯紋構成と副帯紋の付加の進行を正確に対比できれば、単斜交軸直弧紋の型式変化を詳細にたどることができると推定された。残念ながら本ノートには余力がないので、詳細は別の機会に譲り、直弧紋の類型分類（表1）にとどめる。

Ⅵ. 附 単位図形と鍵手紋

1. 鍵手紋への視点

鍵手紋は井寺古墳の紋様の内で浜田青陵がCと分類したものであり、斎藤・宇佐が「忍岡系紋様」および「人字形帯組合せ系紋様」としたものの総称である。Ⅰ章2節で述べたように、連鎖構成法による弧帯紋では、長

方形帯面・（楯）円環帯面・短筒帯面に
対して、単位図形・同反転図形を軸線な
しに横位に連鎖させることがおこなわれ
た。これが鍵手紋成立の前提である。

弧帯紋と鍵手紋の境界は明確ではない
が、甲・乙単位図形を単条・2条のム字
形・Z字形に省略変形して以後を、小稿
では鍵手紋とする。鍵手紋の成立・展開
については、櫻井久之によって詳細な研
究がおこなわれているが、先の紫金山貝
輪γ面紋様の分析でふれたように、櫻井
の分析の前提とする時間軸には問題があ
る。ここではデフォルメされた帯紋の原
形に注目して、鍵手紋と弧帯紋・直弧紋
の関係を概観しておく。

2. 鍵手紋の周辺

私案の纏向編年を用いて当該前期古墳
の編年を例示すれば、大和天神山古墳は
纏向5類前葉～中葉、新山古墳は纏向5類
中葉～後葉の築造であり、佐紀陵山古墳
は櫛山古墳の埋葬施設・埴輪との類似性から纏向5類末
～小若江北式頃（古墳前期後半初）の築造と推定され
る。副葬品の製作時期は古墳の築造時期を下限とする
が、埴輪紋様と同意匠の紋様をもつ器物であれば、その

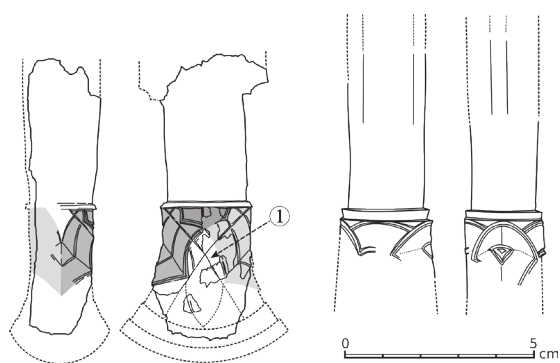


図30 奈良県大和天神山古墳木製剣装具

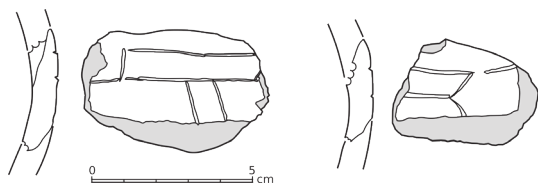


図31 奈良県大和天神山古墳土器紋様

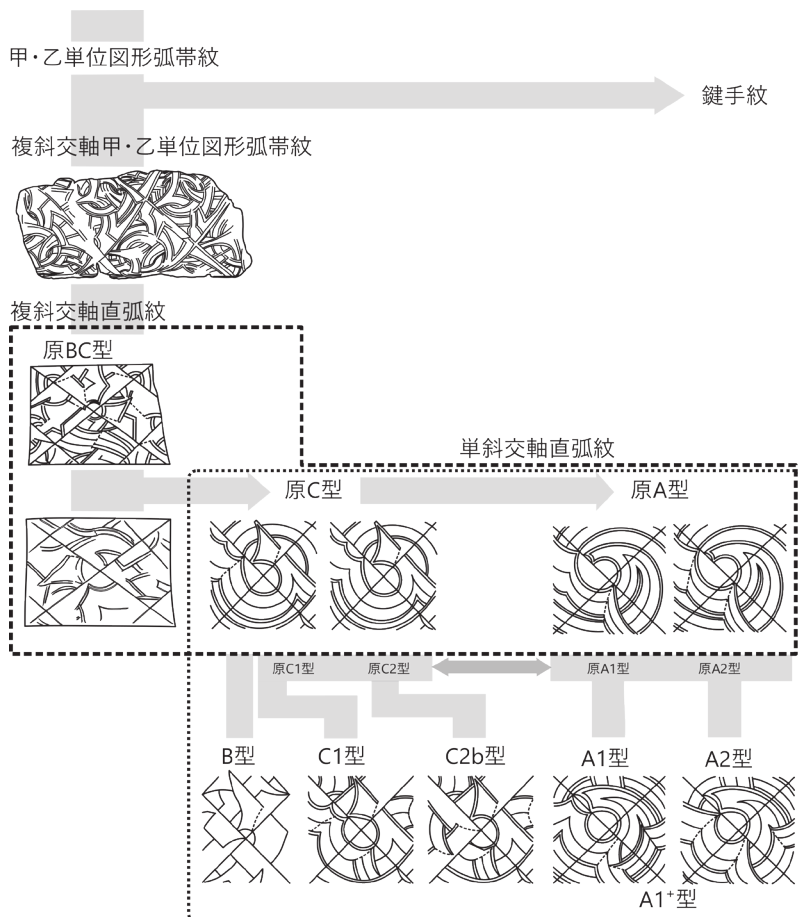


表1 直弧紋の類型分類

製作時期は埴輪をもつ古墳の完成期頃とみて大過はない。つまり、大和天神山古墳木製剣装具紋様と佐紀陵山古墳完成期頃の紫金山貝輪紋様を比較することは、時期上であまりに無理がある。

大和天神山古墳例の帯紋構成には、櫻井復原案が必要とする弧線が図30左①の部分にみられず、人字形帯紋反転部の対置交差として説明することは困難である。大和天神山古墳例の紋様は2条型帯紋ではあるが、帯紋の全体像は玉杖頭部の平面形に近い図紋とみるのが実態に即している。伴出した木製剣装具の紋様も（図30右）、桜井茶臼山古墳玉杖頭部に伴う玉葉を連ねたデザインに近い。本例で注目すべきは帯紋先端が切先表現の点であり、甲・乙単位図形の変化と対応すると考えられる。

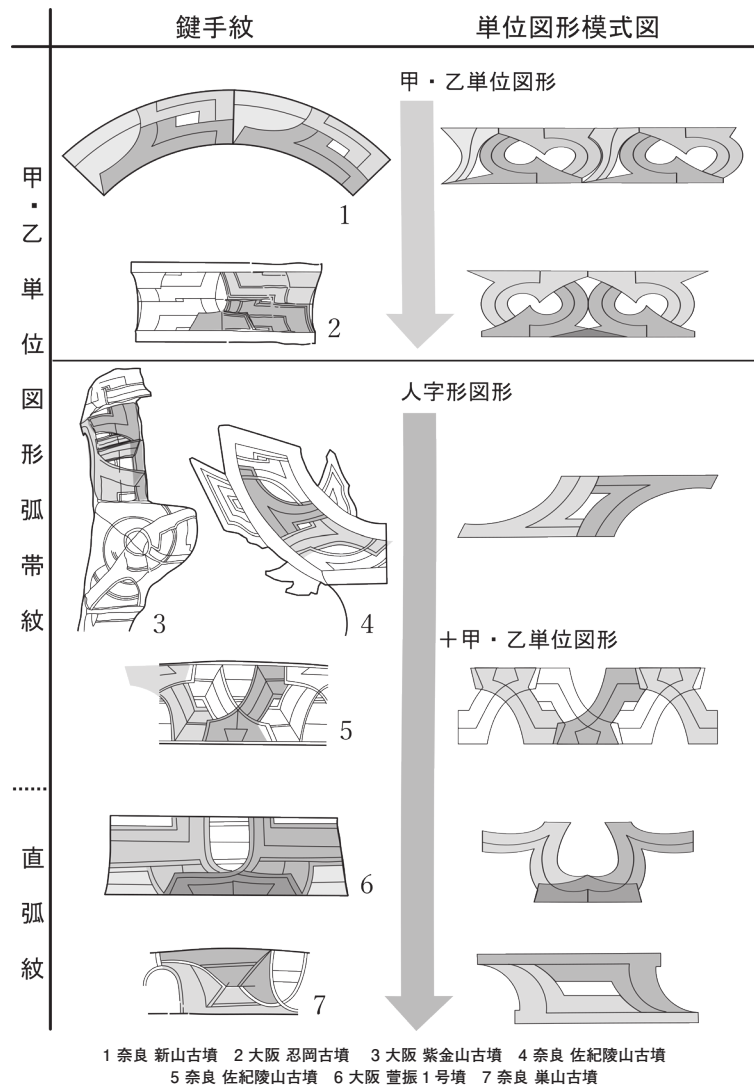
3. 鍵手紋のデザイン原案の変化

先にみた大和天神山古墳には、線刻紋様をもつ壺片がある（図31）。紋様の全体像は不明であるが、壺体部外面中央をめぐる短筒面にヘラ描きされていることから、甲・乙単位図形をデフォルメした最初期の鍵手紋の可能

性がある。新山古墳直弧紋鏡背面の帯紋は、全体像が分かる最も古い鍵手紋のひとつである（表2-1）。同例の円環帯をめぐる鍵手紋は、甲・乙単位図形の対向・連鎖配置が原案と想像される。Z字形を呈する帯紋は、中央線が左端の手前で90°に屈折するから、甲単位図形をデフォルメしたものと想像される。ム字形を呈する帯紋も中央線が右端手前で90°に屈折するから、やはり甲単位図形をデフォルメしたものといえる。二つの甲単位図形が異なる姿に変形デザインされたのは、「非対称性の原則」によるものと想像される。したがって新山古墳例の外周円弧には、末部を沿わせる甲単位図形（⇒Z字形帯紋）・乙単位図形（⇒1/4円帯紋）がめぐり、内周円弧には末部を沿わせた甲単位図形（ム字形帯紋）がめぐるといえる。この推定が正しければ、内周円弧に末部を沿わせたム字形帯紋の左への突出は、甲単位図形の刺逆の省略形である。つまりム字形・Z字形に変形された甲単位図形は、人字形帯紋によって説明する必要のないものである。ム字形・Z字形帯紋をさらに省略表現した鍵手紋の例には、静岡県松林山古墳出土の刀装具の帯紋様がある。これらの資料からは、鍵手紋でのデフォルメ表現が弧

帯紋デザインに影響を与えて、人字形を強調する帯紋の施紋を促した可能性こそ考えられるべきかもしれない。

大阪府忍岡古墳は古墳前期後半の前方後円墳とされる。出土した木製刀装具にみる鍵手紋は、新山古墳例の甲単位図形を上下に組み合わせたものと、それを左に反転したものとを対向させたものである（表2-2）。ただし、Z字形帯紋は逆ム字形帯紋に置換された。左には上下に対向する甲単位図形を、右には上下に対向する甲単位図形において、それらの刺逆を重ねる。したがって忍岡古墳例にも人字形帯紋と関係性は認められないが、ム字形帯紋を上下に対向する点では新しい帯紋構成法といえる。古い段階の弧帯紋では、表裏関係にある単位図形群を組み合わせ配置する等して「非対称性の原則」に沿い、相同の紋様群同士を組み合わせることは避けた。想像するに、狭い施紋面にあわせて使用する単



1 奈良 新山古墳 2 大阪 忍岡古墳 3 大阪 紫金山古墳 4 奈良 佐紀陵山古墳
5 奈良 佐紀陵山古墳 6 大阪 萱振1号墳 7 奈良 巢山古墳

表2 主たる鍵手紋とその単位図形

位帯紋の種類が少ない鍵手紋では、多段に施された鍵手紋相互の非対称性は維持したが、ひとつの段内では先の規制は緩められたのであろう。

紫金山貝輪Ⅰ環体部（表2-3）と佐紀陵山古墳蓋形埴輪立飾り部にみる鍵手紋（表2-4）は、2条で表現された帯紋の先端がいずれも他の帯紋の下に隠されているために、新山古墳例の甲単位図形の省略表現に系譜するものか、あるいは人字形帯紋の応用であるのかは、判断が難しい。ム字形帯紋であれば強調すべき90°に屈折する帯紋先端を表現しない点と、紫金山古墳例が1条帯部分を極めて長く表現する点を重視するならば、単位図形は人字形帯紋である可能性が高い。

同じ佐紀陵山古墳の盾形埴輪にみる鍵手紋（表2-5）では、人字形帯紋とその先に連なる甲・甲単位図形末部を省略表現した帯紋が用いられた。甲・甲単位図形

を左右に対向させ、末部を重ねて組み合わせる。この組み合わせ図形とそれを上下に反転した図形とを横位に千鳥に並べたものが、デザインの原案であった復原される。

萱振1号墳靴形埴輪の矢筒部は上下4段の画面に区画され、上・下画面に鍵手紋が施されているが、その鍵手紋（表2-6）は先の佐紀陵山古墳盾形埴輪例に類似する。萱振1号墳例の鍵手紋は、外見上は忍岡古墳例に近くみえるが、配置された帯紋は人字形帯紋までを含む甲・甲'単位図形の省略表現である。その甲・甲'単位図形は、末部を下にして二つの刺逆を重ねるように左右に配置された。同例の矢筒部に施された直弧紋では、甲・乙単位図形は斜交帯紋を構成する帯紋となって脇役にされたが、その上下の画面に充填された鍵手紋では主たる帯紋であることが維持されたといえる。人字形帯紋の対置はその後継として使用されたが、巢山古墳盾形埴輪（表2-7）では省略表現がさらに進んだ。直弧紋の斜交帯となった甲・乙単位図形が反転部との関係を失っていくのにあわせて、鍵手紋でも単位図形の一体性を追跡することが困難な程にデフォルメされた。

4. 鍵手紋に関する小結

鍵手紋のデザイン原案の変化からは、鍵手紋には甲・乙単位図形を原案に用いた段階と、人字形帯紋または甲・乙単位図形を伴う人字形図形を原案に用いた段階のことが推定された。それはまた、鍵手紋の帯紋構成上での画期が、直弧紋成立時期よりは早いことを示している。櫻井の主張する天神山系列という鍵手紋の流れを認めることができなかったことは残念であるが、鍵手紋の変遷が弧帯紋・直弧紋の単位図形の変化と一定の対応関係をもつことの確認されたことは重要と思われる。

VII. おわりに 弧帯紋と直弧紋

研究ノートとしての小稿では、構成単位である帯紋形態に基づいて、弧帯紋・直弧紋の変遷と分類を考えた。弥生後期の弧帯紋の試みの先に、纏向石塚古墳弧紋円板がデザインされて、甲・乙単位図形を構成単位とする弧帯紋が展開した。甲・乙単位図形による弧帯紋は、紫金山古墳貝輪β面のデザインを転換点として、甲・乙単位図形を中心におく弧帯紋から、渦帯紋を中心におく弧帯

紋へと変化した。従たる帯紋となった甲・乙単位図形は斜交軸を構成した。中心に位置した渦帯紋が、甲・乙単位図形との組帯から解放されるデザインが考えられたときに、複斜交軸直弧紋である原BC型が成立した。複斜交軸直弧紋群で渦帯紋が大きく表現されるようになると、180°回転の位置関係にある二つの原C型が4区几字形帯紋で接続したものを単位とする連続複斜交軸原C型群が生まれ、そこからの列抽出を原点として、加美遺跡例・和泉黄金塚古墳例が考案された。加美遺跡例では、原C型の連鎖構成の拡張から原A型の成立が推定された。また和泉黄金塚古墳例からは、B型の派生が推定された。

原C型・原A型からの単斜交軸C型・A型の成立には副帯紋の付加が関係し、さらなる副帯紋の加重は単斜交軸直弧紋の帯紋構成と疑似連鎖にヴァリエーションを生じさせた。直弧紋の組帯が疑似連鎖によって複雑になると、2条型帯紋の輪郭線と他条線との区別が曖昧になった。帯紋の輪郭線が失われると、2条型帯紋の各条帯は独立した弧帯として扱われた。結果として直弧紋の帯紋構成はいきおい崩れていき、6世紀中頃には直弧紋といえない姿になった。以上が小稿の論旨である。

組帯紋研究の方向性を重視するために、類似資料の分析を省き、研究史上で欠くことのできない最小限の資料での説明に努めた。そのために紋様論になじみのない方からは、説明の加重を求められるかもしれない。しかし、弧帯紋・直弧紋研究の基本文献は意外に少ないので、引用・参考文献をひも解けば先学が集成した多数の類例を目にすることができる。それら資料と小稿の論旨を比較すれば、筆者がこれまでの弧帯紋・直弧紋研究に抱いた疑問点は少なくとも共有されると思う。小稿は、斎藤和夫・宇佐晋一両氏の研究の批判的総括・継承を出発点とし、1980年代に育んだ視点で直弧紋を考え、結果としてここ四半世紀の研究成果とは異なる仮説を提起した。その可否判断は読者の側にあるが、組帯紋研究が前例踏襲に終始したものでないことは示せたと思う。

かつて石野博信氏は、「この弧帯紋はいつの時期か?」と筆者によく尋ねられた。その時々簡単な理由を添えてお答えしていたが、弧帯紋・直弧紋変遷の全体像をお話しする機会はなかった。今回、寺沢薫所長のご厚意でその機会を得られたことで、弧帯紋・直弧紋の変

遷の概要を提示できたとすれば幸いである。加えて、弧帯紋研究の飛躍点が纏向遺跡の発掘にあったことを思えば、小稿が纏向遺跡研究の発展に少しなりとも寄与するものであることを切に願うものである。

(2022.11.04 提出)

【註・参考文献】

- 伊藤玄三 1984『直弧紋』 ニューサイエンス社
- 井上一樹 2010「直弧紋の成立過程」『鹿角製刀剣装具』 立命館大学
- 井上義光 2013「栗山古墳出土遺物の直弧紋」『葛城・廣瀬の考古学』 香芝市二上山博物館
- 上原真人 他 2007『紫金山古墳の研究－墳丘・副葬品の調査－』 京都大学大学院文学研究科考古学研究室
- 江見正己 他 1995『足守川加茂A遺跡・加茂B遺跡・矢部南向遺跡』 岡山県教育委員会
- 奥和之 他 1989『東郷遺跡発掘調査概報Ⅰ』 大阪府教育委員会
- 小林行雄 1976「直弧紋」『古墳文化論考』 平凡社
- 斎藤和夫・宇佐晋一 1952a「直弧紋の研究（一）」『古代学研究』 6号 古代学研究会
- 斎藤和夫・宇佐晋一 1952b「直弧紋の研究（二）」『古代学研究』 7号 古代学研究会
- 斎藤和夫・宇佐晋一 1955「直弧紋の研究（三）」『古代学研究』 11号 古代学研究会
- 斎藤和夫・宇佐晋一 1976「纏向石塚古墳南周濠から出土した弧紋円板の文様について」『纏向』 桜井市教育委員会
- 櫻井久之 1999「直弧紋の成立とその意義」『ヒストリア』 163 大阪歴史学会
- 櫻井久之 2012「2つの刀剣装具による紋様系統論」『日本考古学』 第33号 日本考古学協会
- 高橋克壽 1992「萱振1号墳の埴輪とその意義」『萱振1号墳』 大阪府教育委員会
- 豊岡卓之 1985「弧帯紋の性格とその分布」『考古学 移住と移動』 同志社大学考古学シリーズ刊行会
- 豊岡卓之 1999『纏向 第5版補遺篇』 榎原考古学研究所付属博物館
- 濱田耕作・梅原末治・島田貞彦 1919『京都帝國大學文學部考古學研究報告第三冊』 京都大学
- 立命館大学 2010『鹿角製刀剣装具』（立命館大学考古資料集 3）
- 渡邊恵理子 2001「弧帯紋土器について」『下庄遺跡 上東遺跡』 岡山県教育委員会

【図表出典】

- 図1上 桜井市教育委員会 1976『纏向』 p.527図199をトレースして転載
- 図1下 京都大学文学部博物館 1993『紫金山古墳と石山古墳』 p.72写真102から作図
- 図2-1 田原本町教育委員会 1983『唐古・鍵遺跡第13次調査概報』 p.4第3図から作図
- 図2-2 岡山県教育委員会 1974「上東遺跡の調査」『山陽新幹線建設に伴う調査Ⅱ』 p.156図42-5転載
- 図2-3 岡山県教育委員会 2001『下庄遺跡 上東遺跡』 p.251図874をトレースして転載
- 図2-4 岡山県教育委員会 1995「足守川矢部南向遺跡」『足守川河川改修工事に伴う発掘調査』 p.801図175-601拓影転載
- 図2-5 大阪文化財センター 1983『亀井』 p.188第136図-135の筆者拓本より作図
- 図2-6 岡山県教育委員会 1996『百間川兼基2 百間川今谷遺跡2』 巻頭図版2より作図
- 図2-7 大阪文化財センター 2007『久宝寺遺跡竜華地区発掘調査報告書Ⅶ』 p.233図214-1をトレースして転載
- 図2-8 岡山県教育委員会 1980『百間川原尾島遺跡1』 p.89第57図-426およびp.194第130図-99拓影転載
- 図2-9 楯築刊行会 1992『楯築弥生墳丘墓の研究』 付図「伝世弧帯石」より作図
- 図2-10・11 落合町教育委員会 1978『中山遺跡』 p.92第54図・p.93第55図から抽出トレースして転載
- 図2-12 田原本町教育委員会 1983『唐古・鍵遺跡第13次調査概報』 p.31第20図から作図
- 図2-13 落合町教育委員会 1978『中山遺跡』 p.95第56図から抽出トレースして転載
- 図2-14 間壁忠彦 1958「倉敷市酒津及新屋敷遺跡出土の土器」『瀬戸内考古』 2号から、斎藤和夫・宇佐晋一 1976「纏向石塚古墳南周濠から出土した弧紋円板の文様について」『纏向』 桜井市教育委員会図207に転載された図をトレースして再転載
- 図3 石川県埋蔵文化財センター 1991『畝田遺跡』 p.135 Fig.105-61をトレースして転載
- 図4 桜井市教育委員会 1987『桜井市纏向遺跡（巻野内地内）発掘調査概要』に基づき作図
- 図5左 大垣市教育委員会 2007『米野遺跡』 p.41第42図-222をトレースして転載
- 図5右 榎原考古学研究所 1986「宇陀地方の遺跡調査」『奈良県遺跡調査概報 1985年度』 p.208 図56をトレースして転載
- 図6・7・8 京都大学文学部博物館 1993『紫金山古墳と石山古墳』 p.72-102・103写真から作図
- 図9 石田茂輔 1967「日葉酢媛命御陵の資料について」『書陵

部紀要』第19号 宮内庁書陵部 p.56第3図をトレースして
転載

図10・11 小松市ホームページ<https://www.city.komatsu.lg.jp/material/images/group/43/sn09.jpg>から作図。

なお樋上昇氏による紋様分布図が公開されているが
(<https://artexhibition.jp/topics/news/20200925-AEJ299257/>)、帯紋の分解と連続性の理解に相違がある
ために採用しなかった。

図12 福島県立博物館 1994「会津大塚山古墳の遺物」『会津
大塚山古墳の時代』p.102-224から抽出転載

図13 京都大学文学部博物館 1993『紫金山古墳と石山古墳』
p.27写真32を参考に作図

図14・15 大阪府教育委員会 1992『萱振1号墳』付図12をト
レースして作図

図16 小林行雄 1976「直弧紋」『古墳文化論考』平凡社 p.499
図77、伊藤玄三 1984『直弧紋』ニューサイエンス社 p.4図
3転載

図17上 斎藤和夫・宇佐晋一 1955「直弧紋の研究(三)」
『古代学研究』11号 古代学研究会 p.28図22-3をトレース
して転載

図17下 京都大学文学部博物館 1993『紫金山古墳と石山古
墳』p.57写真78を部分トレースして作図

図18 鳥根県・奈良県 2020『大和と出雲』写真55-1から作図

図19 大阪文化財研究所 2016『加美遺跡発掘調査報告Ⅶ』
p.113図95から作図

図20上 斎藤和夫・宇佐晋一 1954「黄金塚古墳の木製刀剣装
具の直弧紋」『和泉黄金塚古墳』綜藝舎 p.160第63図6・7
をトレースして転載

図20下 立命館大学 2010『鹿角製刀剣装具』(立命館大学考
古資料集3) p.51-15をトレースして転載

図21 井上一樹 2010「直弧紋の成立過程」『鹿角製刀剣装
具』立命館大学 p.95図6の転載および作図

図22 伊藤玄三 1984『直弧紋』ニューサイエンス社 p.7図4か

ら抽出トレースして転載

図23 山陽新聞社 1982『吉備の巨墳』写真11から作図

図24・25 伊藤玄三 1984『直弧紋』ニューサイエンス社 p.7図
4から抽出トレースして転載

図26 大分県教育委員会 2004『長湯横穴墓群 桑原遺跡』p.41
第41図27をトレースして転載

図27 伊藤玄三 1984『直弧紋』ニューサイエンス社 p.40図14
-4をトレースして作図

図28 濱田耕作・梅原末治・島田貞彦 1919『京都帝國大學文
學部考古學研究報告第三冊』京都大学 図版第4より作図

図29 橿原考古学研究所附属博物館 1988『大和考古資料目録
第15集 石見遺跡資料』p.71図17をトレースして転載

図30 櫻井久之 2012「2つの刀剣装具による紋様系統論」『日
本考古学』第33号 日本考古学協会 p.61図9、および奈良国
立博物館での筆者メモ図から作図

図31 奈良国立博物館での筆者メモ図

表1 前出掲載図出典に基づき筆者作図

表2-1 橿原往古学研究所 2005『三次元デジタル・アーカイブ
を活用した古墳の総合研究』第2分冊 p.181-201から作図

表2-2 櫻井久之 2012「2つの刀剣装具による紋様系統論」
『日本考古学』第33号 日本考古学協会 p.58図5から作図

表2-3 上原真人 他 2007『紫金山古墳の研究-墳丘・副葬品
の調査-』京都大学考古学研究室 第74図から作成

表2-4 石田茂輔 1967「日葉酢媛命御陵の資料について」
『書陵部紀要』第19号 宮内庁書陵部 p.56第3図をトレース
して転載

表2-5 石田茂輔 1967「日葉酢媛命御陵の資料について」
『書陵部紀要』第19号 宮内庁書陵部 p.58第5図から作図

表2-6 大阪府教育委員会 1992『萱振1号墳』付図12をト
レースして作図

表2-7 井上義光 2013「巢山古墳出土遺物の直弧紋」『葛
城・廣瀬の考古学』香芝市二上山博物館 p.16 図2から作図

纏向遺跡建物Fと伊勢神宮の御饌殿

黒 田 龍 二

目次

I. 序 61

II. 建物Fの位置と形態 61

III. 神宮の御饌殿 63

IV. 建物Fの性格 63

V. 結び 63

論文要旨

建物Fは、建物Dなど3棟の建築群から東に約40 m離れた位置で検出された。建築群から離れている点では、建物Fと建築群との関係は薄いように見える。しかし、驚くべきことに、3棟の中軸線はほぼ正確に建物Fの中央を通っている。これほど距離が離れているにも関わらず、4棟で中軸線が共有されている点は極めて重要である。そのことは建設に先立って、全体計画と個別の設計が行われ、かつ精度の高い測量技術があったことを示すからである。また、3棟から距離をおいた位置に建物Fがあることは特別な関係性を示している。

次に建物Fは、桁行3間、梁間2間の単純な平面形態だが、その柱間寸法は次のような顕著な特質を有する。

	北	中央	南	計
桁行 尺	8 尺	6.5 尺	8 尺	22.5 尺
メートル	2.4 m	2.0 m	2.4 m	6.8 m

	東	西	計
梁行 尺	6 尺	6 尺	12 尺
メートル	1.8 m	1.8 m	3.6 m

注目すべきは桁行の柱間寸法で、中央間が6.5 尺、両端間が8 尺となっている。この形態で桁行中央間が狭いのは極めて珍しい。その稀少な類例として、伊勢神宮の外宮御饌殿がある。その構造は厚板で組んだ板校倉造の本体を床束で支えるもので、床束の配置が総柱の桁行3間、梁間2間となっている。

御饌殿は外宮正殿の一部の後方に位置し、毎日の食事を外宮の神に捧げる建物である。御饌殿の在り方から建物Fの性格を類推すると、大王がここで食事をとるとは想定しにくく、大王の食事の調製の場と推定できる。

黒田 龍二（くろだ りゅうじ）

神戸大学名誉教授

桜井市纏向学研究センター共同研究員

纏向遺跡建物Fと伊勢神宮の御饌殿

黒田 龍二

I. 序

建物Fは、建物Dなど3棟の建築群から東に約40m離れた位置にある。建築群から離れている点では、建物Fと建築群との関係は薄いように見える。しかし、驚くべきことに、西の3棟の中軸線はほぼ正確に建物Fの中央を通っている。距離が離れているにもかかわらず、4棟で中軸線が共有されている点は重要である。なぜなら、このことは建設に先立って、全体計画と個別の設計が行われ、かつ精度の高い測量技術があったことを示すからである。4棟は特別な関係にあり、そのなかに建物Fの意味がある。以下では、位置と平面形式から建物Fの性格および3棟との関係性を考える（図1）。

II. 建物Fの位置と形態

建物Fは二つの稀少かつ重要な特質を有している。まず、その位置が他の3棟と離れた位置にあるにも関わらず、軸線を共有しており、重要な関係にあることを示している。次に桁行3間、梁間2間の単純な柱配置であるが、桁行の中央間が両端間より狭い。

建物Fは東西に並ぶ建物B、C、Dから東に約40m離れて建っている。すなわち、近接するB、C、Dを一群のものと見た時、Fはその群から独立した建物のようにみえる。しかし、3棟の中軸線は建物Fの桁行3間の中央を通っている。すなわち、建物Fは3棟から離れた位置にあるにもかかわらず中軸線を共有するという事実は、4棟の配置は綿密に設計されたことを示している。



図1 建物配置図（1/1,000）

そのことから、建物Fの位置はその性格と意味を暗示すると考えられる。

次に建物Fの平面形態は極めて特殊である。柱位置を正確に特定するのは困難だが、柱穴の掘り形から推定される柱間寸法は次のように推定できる。

表1 建物Fの柱間寸法

	北	中央	南	計
桁行 尺	8 尺	6.5 尺	8 尺	22.5 尺
メートル	2.4 m	2.0 m	2.4 m	6.8 m

	東	西	計
梁行 尺	6 尺	6 尺	12 尺
メートル	1.8 m	1.8 m	3.6 m

すなわち、建物Fは桁行の中央間が両脇間よりも狭い建物である（図2）。この点は極めて珍しい特徴であり、重要な意味を持つと考えられる。神社本殿であれば、正面の柱間が3間の場合、柱間寸法は等間あるいは中央間が少し広いのが一般的である。神社本殿では御神体は本殿の中央に安置されるのが通常であり、中央間が狭い神社本殿はまずない。これは仏堂でも同じである。

しかし、中央間が狭い異例の建物が伊勢神宮にある。御饌殿である。御饌殿は外宮にある特殊な建物である。

御饌殿の柱間寸法は『止由気宮儀式帳』¹⁾では、次のように記す。

御饌殿一字 長一丈、廣一丈、高一丈

桁行、梁行、高さがすべて1丈という不思議な寸法になっている。これが正しいとすると、現状の御饌殿とは基本的に異なる形態であり、御饌殿が古制を伝えているとは言えなくなる。次に、福山敏男『伊勢神宮の建築と歴史』²⁾が掲げる「外宮殿舎寸法頭工等引付」の一本には、

行の間六尺五寸間、妻

とあり、その2行後に「つか柱十二本、本ふとに」とある。後半はよくわからないが、前半の東柱12本の記述から、桁行3間（柱4本）、梁間2間（柱3本）の規模の建物が推定できる。これ以外には桁行5間（柱6本）、梁間1間（柱2本）が考えられるが、廊のような細長い平面形態となり、可能性は低い。要するに、桁行3間、梁間2間以外は考えにくい。

御饌殿の本体は厚板を井籠に組んだ板校倉造で、その土台を束で支える構造になっている。現在の御饌殿の東の配置は桁行3間、梁間2間であり、東柱が12本である。現状は古くからの形態を伝承していると考えられる。『日本建築史基礎資料集成I』³⁾に図面が掲載されているが、寸法線の書入れはなく、縮尺が示されている。図面を測ると、下記の値になる。

表2 御饌殿 東間寸法

	東	中央	西	計
桁行 尺	6.8 尺	5.9 尺	6.8 尺	19.5 尺
メートル	2.06 m	1.79 m	2.06 m	5.9 m

	北	南	計
梁行 尺	6.5 尺	6.5 尺	13 尺
メートル	1.97 m	1.97 m	3.94 m

この数値は『神宮要綱』の記事と一致している⁴⁾。

御饌殿 神明造、井楼組、金銅金物打立、刻御階付、萱葺、南北扉付

行一丈九尺五寸、妻一丈三尺、高一丈四尺五寸五分五厘、南面

建物Fと御饌殿とを比較すると次のような共通点、相違点がある。

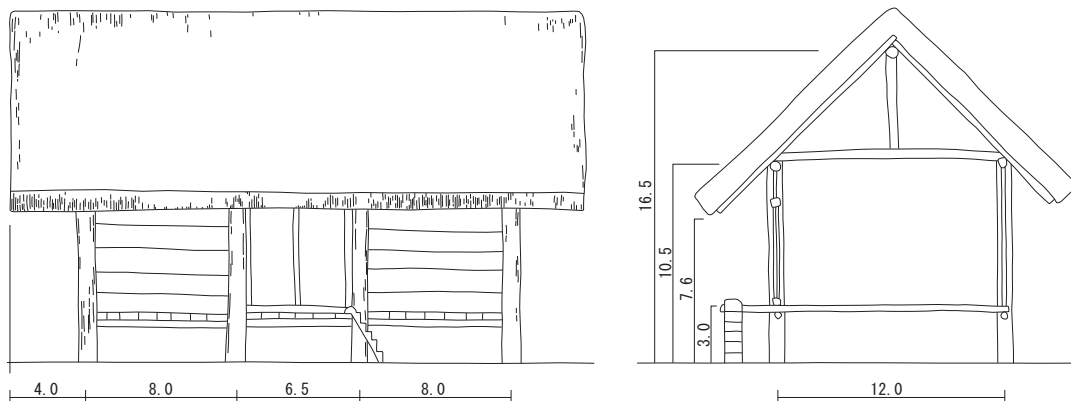


図2 纏向遺跡建物F復元図

共通点

- (1) 桁行3間、梁間2間という柱間による規模形式が共通する。
- (2) 桁行中央間が両端間より狭いという共通性がある。

相違点

- (3) 実寸は相違する。
- 桁行寸法は建物Fが3尺(0.9 m)長く、梁間は1尺(0.3 m)短い。
- 柱配置は同じなので、平面の全体的な形は同じといえる。特に桁行中央間が狭いという特質は一般的なものではなく、類似性が高いといえる。

Ⅲ. 神宮の御饌殿

伊勢神宮は内宮と外宮からなり、両宮の正殿をはじめとして、多くの建物が両宮に共通して存在する。そのなかで御饌殿は内宮にはなく、外宮の特殊かつ重要な施設である。御饌殿は外宮正殿の一郭の背面側に位置し、毎日朝夕の2回、神に食事を捧げる建物である。その食事を日毎朝夕大御饌といい、行事は日毎朝夕大御饌祭という重要な祭儀と位置付けられている。一般的に神饌は、本殿正面の縁あるいは本殿内で捧げるから、外宮の日毎朝夕大御饌祭は極めて丁重かつ特殊なあり方である。

御饌殿は建物としても独自の性格をもつ。構造は板校倉造(いたあぜくらづくり)と呼ばれ、四方の壁を厚板で組んだ校倉である。よく知られた東大寺正倉院の校倉造は、断面が三角形の材を組むが、神宮では厚板すなわち断面が薄い長方形の材を組む。全体を束で支えて、内部は床を張り、正面と背面に扉を設ける。屋根は切妻造で、千木と鰹木を上げる。両側面の中央に棟持柱を立て、棟木を支える。棟持柱があるのは神明造の形であるが、建物自体は板校倉造なので棟持柱のほかに柱はない。建物に上がる階段は、1本の木材を階段の形に削りだしたもので、刻み御階という。よく似たものが静岡県登呂遺跡の倉庫で復元されていて、弥生時代からある階段の形である。床下には束が立ち、建物を高く支えている。束で規模を表すと、正面3間、側面2間である。正面と背面の中央に扉を設けるのは御饌殿独自の形で、扉の両脇の角柱に対応して床下に束が立つ。注目したいのは束の配置である。正面の束は4本で柱間3間となり、柱間間

隔は中央間が狭く、両脇間が広い。この極めて稀な柱配置が建物Fと共通する点は、特に重要である。

Ⅳ. 建物Fの性格

前項の考察によって、建物Fの遺跡内での位置とその形態は、神宮御饌殿と共通性があることが指摘できる。そのことから建物Fの解釈をある程度示すことができる。

建物B、C、Dが王宮だとすると、最大の建物Dが大王の居処であろう。形態は異なるが、神宮であれば正殿に相当する。そして、建物Fが神宮の御饌殿に対応するのであれば、二つの使用法が考えられる。調理と食事である。しかし、大王が生活の場から離れた建物Fで食事をとるとは考えにくい。つまり、建物Fで調理してもよいが、食事は建物Dに運ぶだろう。この点は大王がどれほど神事を行うかという問題なので、一概にはいえない。

そのことを踏まえると、建物Fの用途はどのように理解できるだろうか。まず、御饌殿の行事はどういう意義があるのか。神の食事としては神嘗祭の由紀大御饌⁵⁾が重要な祭儀である。正殿床下で行われる由紀大御饌と対比すると、御饌殿で行われる日毎朝夕大御饌祭は日常の食事と解釈できる。大王は日常的には宮殿つまり建物Dで食事をとるのが順当だろう。建物Fは食事の場ではないとすると調理など食事の準備の場に落ち着くだろう。すなわち、神宮御饌殿の系譜をひく聖なる食事の準備の場であろう。

Ⅴ. 結び

建物Fは正面3間、側面2間の規模、形式である。これはごく一般的な形だが、正面3間の中央間が両脇間よりも狭い。これは極めて珍しい特質である。通常の王宮の建物であれば、正面の柱間は中央間が広い、あるいは全体が等間かだろう。ここでは、建物Fの性格などを考察するために、中央間が狭いという特質がある伊勢神宮の御饌殿と比較した。

御饌殿とは、特殊な柱配置が共通していて、建築的な類似も指摘できる。

【註記】

- 1) 『止由気宮儀式帳』（『神道大系 神宮編一』神道大系編纂会 昭和54年（1979））
- 2) 福山敏男 1976『伊勢神宮の建築と歴史』日本資料刊行会（旧版は、福山敏男 1940『神宮建築に関する史的調査』造神宮使庁）
- 3) 『日本建築史基礎資料集成 I』（中央公論美術出版、平成10年（1998））
- 4) 神宮司庁蔵版『神宮要綱』神宮皇學館館友会（昭和4年第3版）
- 5) 正殿床下での行事は由貴大御饌といい、心御柱の前に食事をささげる行事である。由貴大御饌は三節祭すなわち6月、12月の月次祭と10月の神嘗祭で行われる。

纏向遺跡の形成と古墳築造による画期の様相（予察）

－植生環境変化、年代測定、土器変遷から－

金 原 正 明

西 村 奏

目 次

I. はじめに	67
II. 纏向石塚古墳の周濠	67
III. 箸墓古墳の周濠	68
IV. 庄内式期の花粉層序と植生	70
V. 土器の変遷様相	72
VI. おわりに	73

論文要旨

本稿では植生の二次遷移と年代測定を検討し、纏向遺跡が庄内0式期になる段階で急激に開発された後、纏向石塚古墳の築造年代がAD200年前後と推測され、布留0式期古相がAD250年より遡る推測を示し、庄内式から布留0式の年代が遡る可能性を示し、箸墓古墳が造られだした布留0式期古層がAD250年を遡り、箸墓古墳の築造がAD250年頃になる推測を示した。土器編年の検討から、その大きな画期が庄内0式期と布留0式期にあり、植生変化による開発や古墳築造による変化と時期的に概ね一致し、外来土器の搬入は纏向遺跡形成および箸墓古墳築造に資した人の搬入を意味し、それによる文化流入の影響によって庄内式土器が河内地域の中核遺跡と連動して生じ、布留式土器の発生へと繋がったと考えられる。なお、箸墓古墳築造時期が遡ることによって、魏志倭人伝による卑弥呼の事象の年代と大きく齟齬しない可能性も生じる。

金原 正明（かねはら まさあき）
奈良教育大学 ESD・SDGs センター研究部員
桜井市纏向学研究センター共同研究員
西村 奏（にしむら かなで）
岡山県古代吉備文化財センター

纏向遺跡の形成と古墳築造による画期の様相（予察）

－ 植生環境変化、年代測定、土器変遷から －

金原 正 明・西 村 奏

I. はじめに

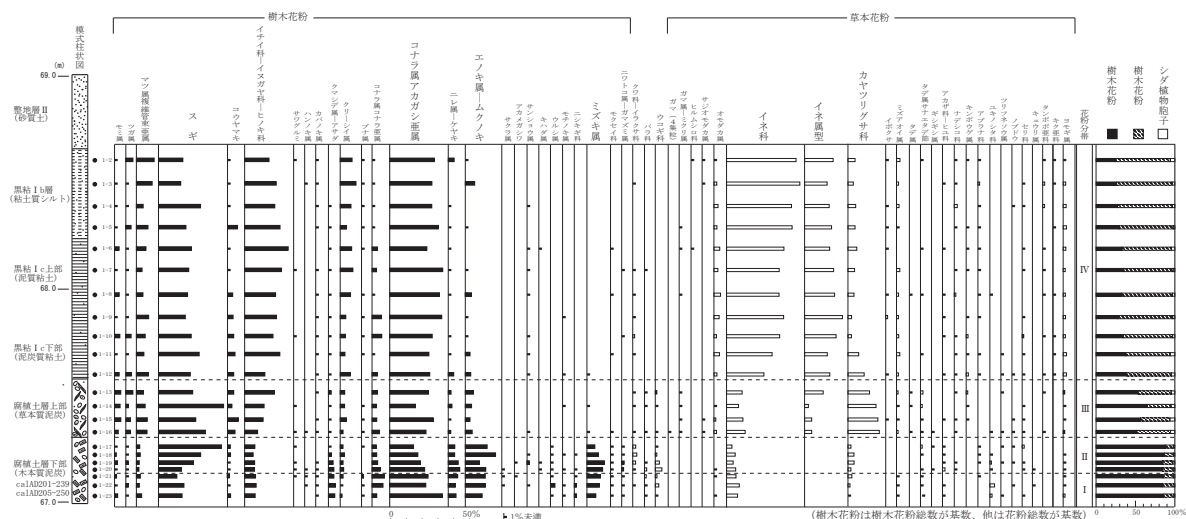
考古学の年代に関わって、編年研究および年代測定は日々検討され進行している。相対的な編年に対し、年代測定による絶対年代に近い年代を付していくわけであるが、方法や状況において明解にはなかなか進んでいない現状でもある。昨年刊行された10周年記念論集にも複数の年代測定にかかわる論文が収録されている。放射性炭素年代測定においては比較的多くの測定が行われ、また、新たに改定された較正曲線をめぐって再計算が行われ、年代測定の統計上の確率による分解能の限界についても検討され、可能性と現状が示されている。土器編年においては、新たな資料の発掘調査など学術的時系列によって、編年が組み立てられているが併行関係など詳細には不明な点もある。ここでは、従来層序区分にも用いられる花粉群集が連続して得られる地点における花粉層序と年代測定および土器編年のかかわりを予察的に検討していきたい。花粉ダイアグラムは、広域に分布し花粉層序対比を行いやすい樹木花粉総数を基数とするグラフにして多くは示した。

II. 纏向石塚古墳の周濠

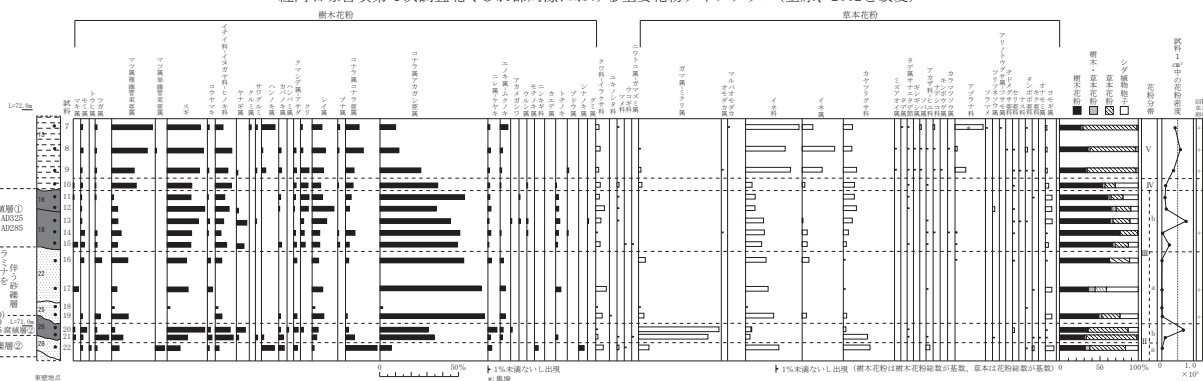
金原（2012）で示した纏向石塚古墳の北側のくびれ部の周濠地点の分析結果であるが、良好な花粉層序が得られており、未報告で保存してある種実類で新たに年代測定を行った（金原ほか、2022）。花粉群集は最下部の21-23（Ⅰ）でコナラ属アカガシ亜属が多く、スギ、エノキ・ムクノキ属、ミズキ属、ニレ属・ケヤキ、コナラ属コナラ亜属などが多く挙動をとともにするものがある（図2）。ミズキ属は虫媒花植物でクマノミズキの種実が多く検出され、これらは二次林と考えられ、最下部の腐

植質の堆積であり二次林化した後に堆積しだしたとみなされる。得られた年代値は図3に示したが、最も確率の高い最頻値を代表値として、試料① 235calAD、試料② 220calAD、試料③ 235calAD が得られた。土壌の欠落した裸地での植生の二次遷移は遅く、裸地から草本の一年草から多年草を経て木本の侵入まで約10年以上の経過、木本の開花結実までさらに10年がかかり、木本質の腐植の堆積までは20年から30年の経過を経なければならない（飯島・橋本、2020）。なお、造成水域の例はなく、植生遷移はやや速い可能性もある。それを引くとAD200年前後の築造となろう。その上部の17～20（Ⅱ）では、スギが増加し他は減少する。腐植土層上部の13～16（Ⅲ）では増加したスギが特徴的に多く、コナラ属アカガシ亜属とイチイ科・イヌガヤ科・ヒノキ科以外は減少し、二次林として繁茂したミズキ属やエノキ属・ムクノキは減少し伐採されたとみなされる。何らかの古墳の管理をしている可能性がある。花粉層序で局地的な二次林を省けば、纏向石塚築造後、スギの多い時期があることが花粉層序に認められる（図2）。

以上から、纏向石塚古墳第4次調査くびれ部周濠では二次林化した後に下部腐植層が堆積し始め、布留0式土器の入る腐植層の最下部検出種実の放射性炭素年代値に、二次遷移の20年から30年を差し引いた年代AD200年前後が纏向石塚古墳の築造時期とみなすことができる。纏向石塚古墳第8次調査では墳丘が庄内式期の土器を含む堆積物で積まれ、その下部の湿地堆積も庄内式の土器が含まれていた（橋本、2015）ことから、庄内式期の築造とみなされる。また、この年代値自体、下部腐植層の時期を示し、布留0式の実年代がAD250年をまたぎ古くなることが示唆される。花粉層序では、庄内式期（墳丘内）にスギとイチイ科・イヌガヤ科・ヒノキ科の針葉樹が多く、開発時に広葉樹が伐採され、スギ



縦向石塚古墳第4次調査北くびれ部周濠における主要花粉ダイアグラム(金原, 2002を改変)



箸墓古墳第20次南外側周濠状遺構 東壁における花粉ダイアグラム

図1 縦向石塚第4次調査北くびれ部周濠、箸墓古墳第20次南外側周濠状遺構の花分ダイアグラム

やイチイ科-イヌガヤ科-ヒノキ科の針葉樹が選択的に残され遺跡内に生育していたと考えられる。布留0式期(濠内下部)では、コナラ属アカガシ亜属が増え照葉二次林と二次林要素の落葉広葉樹が増加する。布留0式期上部以降はスギが増加する。

Ⅲ. 箸墓古墳の周濠

箸墓古墳第20次調査では、良好な連続試料が得られた。箸墓古墳の南部の外側濠状遺構にあたる部分で(図4)、下部には更新世の埋没林が分布し、ハンノキ属やコナラ節などで構成され、花粉群集ではシナノキ属とコナラ亜属が多い。濠状遺構の底部には、当初やや薄く砂層が堆積し腐植層が堆積する。腐植層内にはヤナギ属の立木株が含まれる。樹木花粉ではコナラ属アカガシ亜属、スギ、イチイ科-イヌガヤ科-ヒノキ科が多く、草本ではガマ属-ミクリが優占する。単粒であるため、コガマないしミクリであり、ミクリの種実が含まれる。スギは上

位に向かい増加する(図2)。縦向石塚古墳の周濠において、スギが多くなる腐植土層下部の上部か腐植土層上部のスギが多くなる層準にあたるみられる。底部の腐植層②は、試料②ヤナギ属立木株年輪の中央部で最頻値の中央値で235calADが得られた。この値との兼ね合いから試料①は最初の最頻値を読み、中央値で260calADである。腐植層②は下層に濠状部の最下の砂層がありやや上部である。試料②ヤナギ属立木株が濠状遺構底面の形成時に近い値を示しているのとみることができる。箸墓の築造開始時期がその頃で3世紀第2四半世紀になると考えられる。洪水砂層を挟み、上部の腐植層①はコナラ属アカガシ属とスギが多い。箸墓古墳が築造される時期は、スギが多く上部でより多くなる。腐植層①からは腐植層②の年代値の兼ね合いから、calAD285またはcalAD325の代表値が計測された。同様の年代は大福遺跡の布留1式期新相で、中央値と較正曲線の交点でcalAD283-300またはcalAD305-322が得られ、編年観を加味するとcalAD305-322が考えらえる。以上、南外側濠状遺構(箸



試料採取位置



壁断面最下部

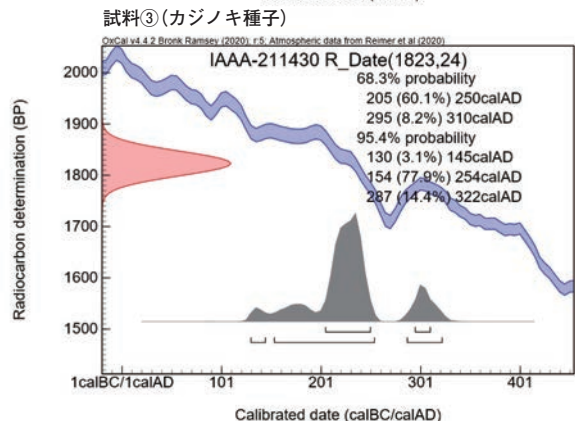
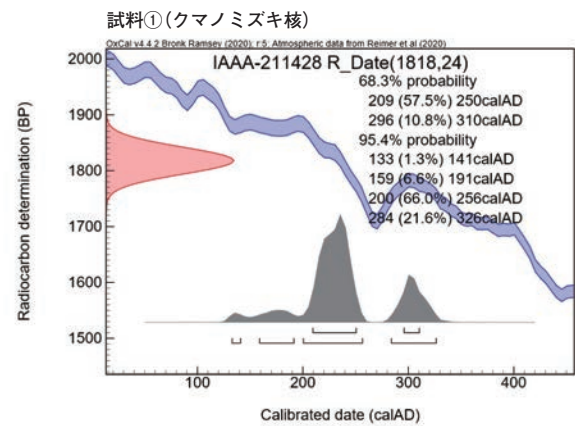
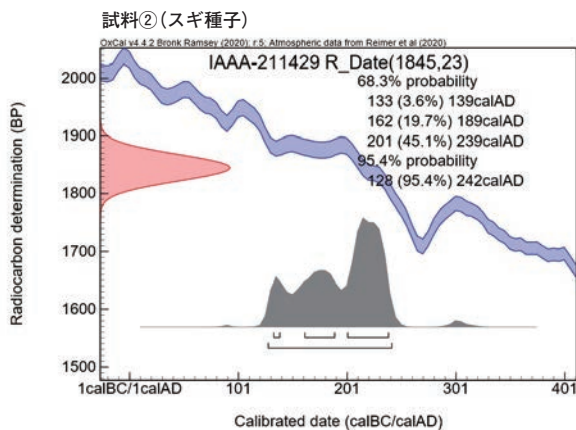


図2 纏向石塚古墳第4次調査くびれ部周濠最下部における放射性炭素年代（樹加速器研究所測定）

墓古墳第20次調査）で、二次遷移したヤナギ属の中心年輪からAD235頃（代表値）が得られ、箸墓の築造の開始年代に近いとみなされる。調査の時系列はあるが、箸墓古墳北部外側濠状落ち込み（SX-01、箸墓古墳第7次調査）が同時期とみなされ、SX-01Bの布留0式一括廃棄遺物の時期が対応する。このことから布留0式期古相の時期がAD250年よりさかのぼることが考えられる。箸墓古墳外側濠状遺構が形成され間もなく植生遷移が始まっているが、外周は完成時に二次植生が伐採整理されなかったらしく、古墳北部の外側濠状落ち込み（SX-01）においても外周側における二次林化がそのままである様

相が認められている（金原、2002）。箸墓古墳の完成時期は、南外側濠状遺構の多年生草本であるガマ属－ミクリ属の優占する腐植層のAD260年頃より植生遷移期間を差引き、AD250年頃が導きだされる。花粉層序では草本でガマ属－ミクリ属が優占する時期にスギとアカガシ垂属が同程度の比率であり、上位に向かいスギが増加する傾向が示される。

箸墓古墳北側濠・外側濠状遺構の調査（箸墓古墳第7次調査）では、布留0式期内でSX-01最下層→SF-01→SM-01最下層の順列と新相への変遷が検討されている。SX-01最下層は初期の砂層で花粉が検出されないが、



底部と立木株



試料②(ヤナギ属立木株)



試料①(腐植層②草本片)

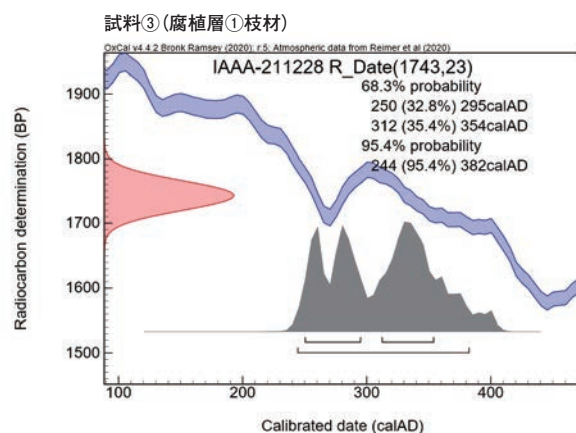
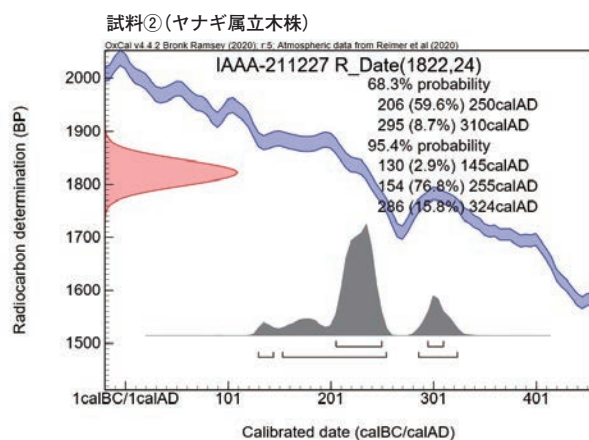
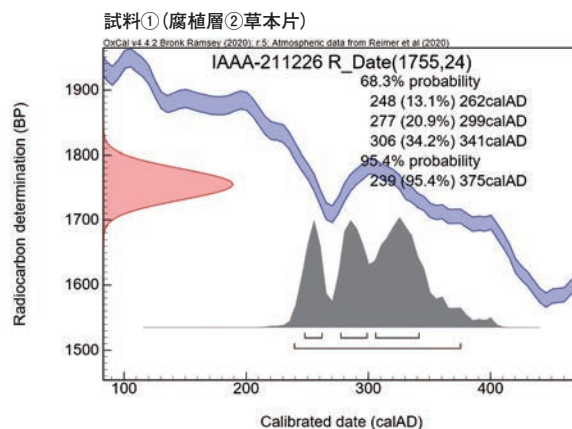


図3 箸墓古墳第20次調査外側周濠状遺構の放射性炭素年代測定(桧加速器研究所測定)

SM-01 下層では樹木ではコナラ属アカガシ亜属、草本ではガマ属-ミクリ属が優占しており、樹木ではスギが上部に向かって増加する様相は、南外側濠状遺構(箸墓古墳第20次調査)の様相と一致する。その上部にあたる下層にかけてはさらにスギが増加する。

IV. 庄内式期花粉層序と植生

庄内式期の植生の資料は少ないが、纏向遺跡第140次

土坑1(庄内0式期)では草本が優勢な植生が示唆され、樹木が減少しており広く開発されている。下部において、ヨモギ属とセリ亜科が多く、開発直後の植生遷移の初相と考えられ、中上部ではクワ科-イラクサ科とアカザ属-ヒユ属の草本の多い植生へと変化する。樹木は減っているが、下部ではコナラ属アカガシ亜属とシイ属の照葉樹が主であり、スギとイチイ科-イヌガヤ科-ヒノキ科の針葉樹がやや増加する。この状況からみて、庄内0式期になる段階で開地化され、草本の生育する裸地になっ

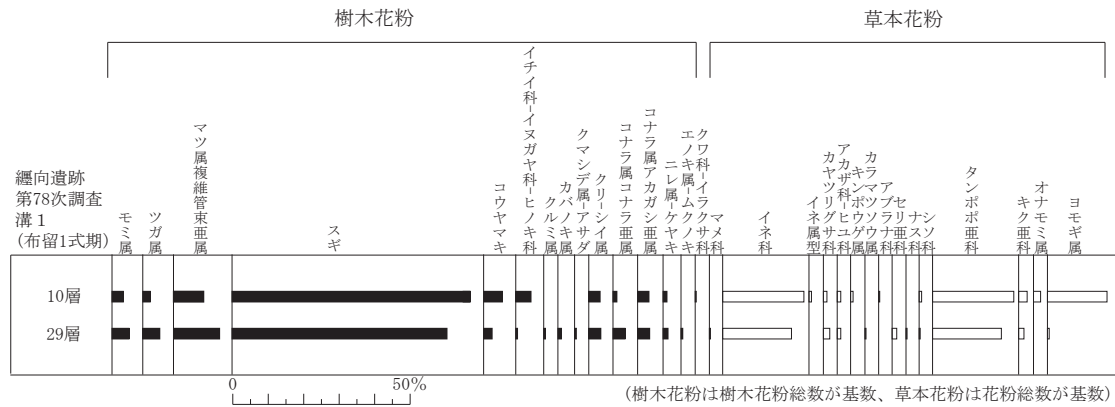


図4 纏向遺跡第78次調査溝1（布留1式期）の花粉ダイアグラム（金原、2018を改変）

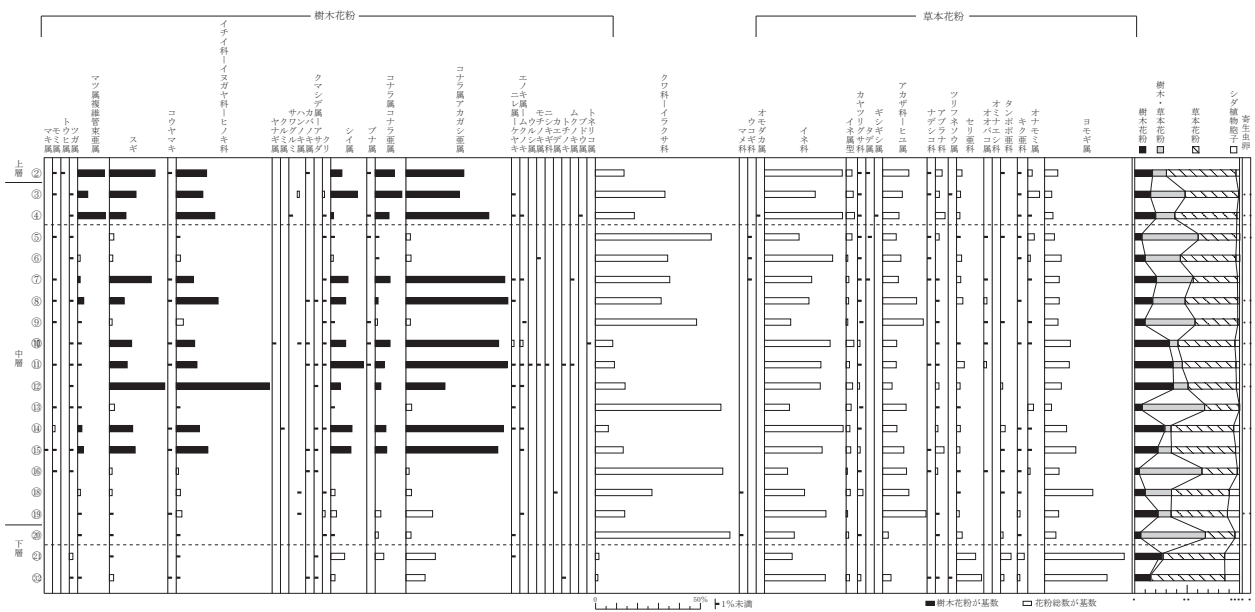


図5 纏向遺跡第140次土坑1（庄内0式期）の花粉ダイアグラム（金原、2013を改変）

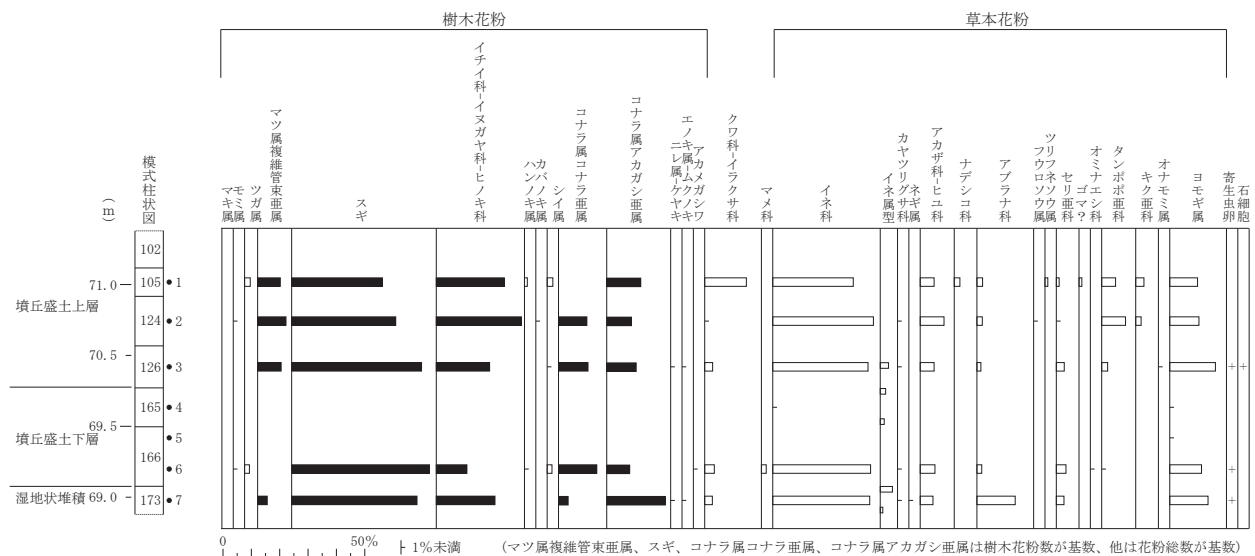


図6 纏向石塚古墳第8次調査第1トレンチ北面（庄内式期）の花粉ダイアグラム（金原、2012を改変）

ていたとみることができる。なお、花粉ダイアグラムには植生の小刻みな変化がみられるが季節の反映と考えられ、土坑1は少なくとも5年で埋積したと考えられる。纏向遺跡第193次調査の庄内式期の方形周溝墓（庄内式期）の溝でも同様の植生がみられ、クワ科－イラクサ科が多いことが特徴である。墳丘の堆積（纏向石塚古墳第8次調査）においても草本、スギ、イチイ科－イヌガヤ科－ヒノキ科の針葉樹が優勢な植生が示されている（図6）。

V. 土器の変遷様相

纏向遺跡の形成以前から布留1式期までの大和地域出土土器の変遷、各集落遺跡において他地域の影響を示す外来系土器の動向について、唐古・鍵遺跡（藤田・松本、1989）および矢部遺跡（寺沢、1986）で設定された編年を基軸に、『纏向』（関川、1976）による編年も適宜援用しつつ概観する。なお、諸編年の併行関係については、北山（2008）が示す編年対照表を基調として進める。

藤田・松本氏は、弥生時代後期における古式土師器の前提的な段階として第Ⅴ様式から第Ⅵ様式を分離し、更に形態や器種の変化から4期に細分する。第Ⅵ－3様式後半で長頸壺の小形器種、受口口縁壺、手焙形土器の出現および高坏坏部の深皿化といった変化に、古式土師器の段階への指向性が認められるとしている。次段階の第Ⅵ－4様式では、纏向1式の中で第Ⅵ様式を代表する長頸壺や器台が残存し、小形器台や小形鉢が含まれなくなる。

纏向1式（庄内0・1式）は先述の通り第Ⅵ－4式と一部併行関係にあり、寺沢（1986）では、庄内0式は小形精製土器群の原形が含まれ、甕の体部球形化・連続ラセン状タタキが認められる点から庄内形甕発生的前提的段階とする。庄内1式期の特徴としては、庄内形甕の出現が挙げられる。庄内2～3式は器種・形式数の減少、特定器種・形式の盛行が認められ、甕は弥生形と庄内形が共存する。特に庄内2式では庄内形甕が量的に増加し、また、庄内3式では後に主流となる小形丸底壺の祖型が出現する。なお関川氏では纏向2式の特徴として庄内型甕の出現、小型器台の盛行等を挙げ、土師器的な要素を多分に持ち始めているとする。続く纏向3式では第

5様式以来の甕の消滅・他の甕の纏向4式甕への指向性等から第5様式の影響下からの離脱が挙げられている。布留0式期でも前段階に引き続き、器種・形式の減少と盛行が認められる。その中で布留形甕および布留形影響甕が出現し、小形精製土器が完備される点が指標となる。布留1式期では小形精製土器が完成し、布留形甕が量的に増加する。なお纏向4式の特徴としては、纏向3式後半の主要器種の継承、小型丸底壺・小型鉢の発生が挙げられている。

以上から、纏向遺跡形成の前段階である第Ⅵ－3様式後半から古式土師器段階への指向性が認められ、第Ⅵ－4様式（庄内0式）が庄内形甕発生的前提的段階とされることに注目したい。Ⅴ様式系土器から古式土師器へと向かう変化の初段階であり、大和地域出土土器の変遷の中で一つの大きな画期であると考えられる。第二の画期は布留形甕出現および小形精製土器の完備が認められる布留0式である。前段階からみられる器種・形式数の減少、特定器種・形式の盛行の動きは布留0式以降広域に普及する統一的器種の完成に繋がるもので、次段階の布留1式に認められる布留形甕の量的増加はそれらの定着を示すと考えられる。

外来系土器の様相について、唐古・鍵遺跡（藤田2022）と纏向遺跡（『纏向』内の石野（1976））を中心に概観していく。唐古・鍵遺跡における第Ⅳ～Ⅴ様式では、吉備・瀬戸内、河内、近江地域からの一定量の搬入系土器が認められるが、その次段階である第Ⅵ－1・2様式ではそれらが急激に減少し、ほとんど見られなくなる。なお、その状況にあって河内地域の搬入系土器は低調ながらも認められる点は注目すべきであろう。その後の第Ⅵ－3様式は、近江系が再び認められるようになることに加え、新たに伊勢湾岸系の搬入が始まる。また、量に限られるが河内地域の搬入系土器は前様式から継続して見られる。次の第Ⅵ－4様式・庄内式では河内産の搬入系土器が再びまとまった量で見られるようになる。また当様式後半になると藤田氏が「奈良盆地東南部産」とする纏向遺跡付近の胎土を使用した土器（奥田、2013）が唐古・鍵遺跡でも一定量認められるようになる。その後の布留0～1式では暫く途絶えていた吉備・瀬戸内系をはじめ、各地の土器が搬入されるようになる。それまで一定量存在した外来系土器が第Ⅵ－1・2様式で急激に減少する理由についてはより詳細な検討を要するが、そ

の後外来系土器搬入が回復し、地域の拡大も認められる第Ⅵ－3様式は一つの画期であると言える。そして、吉備・瀬戸内系と山陰系の搬入が回復し、多地域の外来系土器が見られるようになる布留0～1式が第二の画期であろう。纏向遺跡では、纏向1式（庄内0～1式）になると、Ⅴ様式期に比べて搬入される土器の地域範囲が、東海、北陸、吉備、西部瀬戸内など、飛躍的に拡大する。纏向2～3式（庄内2～3式）は前代より外来系土器の量が増加し、その主体を東海地域が占めており、纏向3式期には更に東海以東の地域が追加される。

唐古・鍵遺跡出土土器に認められる第Ⅵ－1・2様式での土器搬入の急激な減少が何を示すのか本稿では明らかにし得ないが、その後の第Ⅵ－3様式で新たな地域からの搬入系土器が見られるようになる。また当様式内で後半に搬入が始まる奈良盆地東南部産土器は纏向遺跡との関わりを考えさせられる資料であるが、纏向遺跡の開地化が始まる第Ⅵ－4様式（庄内0式）の前段階にあたることは、纏向遺跡形成に伴う諸地域からの人の移動の可能性を示唆する。もう一つの画期には、第Ⅵ様式以来低調になっていた山陰系と吉備・瀬戸内系の搬入が他地域と同等に回復する布留0式が挙げられる。

なお、本稿では大和地域に限定して出土土器の変遷について言及したが、寺沢氏は『矢部遺跡』で、庄内形甕は大和と河内のそれぞれの庄内0式の弥生形甕を母胎として発生するとしている。近年各地域における古式土師器の動向の把握によって、その展開や分布が一定の偏在性を有することが明らかになっている（田中 2005 など）。その複雑さが故に、古式土師器の編年は各地域単位で行われており、河内地域における古式土師器の様相についても、編年が行われている（原田 1993、米田 1991 など）。

河内地域の庄内式期では吉備地域からの外来系土器が多く出土している。吉備系の土器は当該期の唐古・鍵遺跡ではほとんど見られず、纏向遺跡でも主体を占める東海系に比べると多量とはいえないことから、大和河内間での土器の動向の違いが明白に存在する。だが石野氏が『纏向』で指摘するように、甕を主として認められる現象であり、本稿で概観した外来系土器の変遷の画期との強い連動性は見られないことから、政治的動向を直接的に表すものではないとの予測もできる。次山（1993）では、精製器種を吉備南部・瀬戸内地域の影響を受けて成立したとし、吉備南部地域出土資料に時期差による胎土・成形法・表面調整法の違いが認められることを明らかにしている。これら精製土器に再度着目し、検討を進めることで両地域の併行関係・地域的関係性についてより迫ることができるだろう。

纏向石塚古墳の築造時期をめぐる議論は杉山（2022）がまとめるように、築造時期の上限となる盛土内の土器についての時期的評価が大きな論点となっており、庄内形甕成立以前とする説、庄内形甕成立段階までとする説、その次段階も含まれるとする説の大きく3つに分かれる。杉山（2022）は小形器台を取り上げ、纏向2類後葉から3類後葉（『纏向』（1999）の豊岡氏の編年）に位置づけられることから築造時期が庄内形甕成立後まで下る可能性を述べている。

Ⅵ. おわりに

図7に纏向遺跡をめぐる植生の変遷と二次遷移と開発ないし古墳築造、年代測定、土器の変遷と外来系土器の動向の対応関係を示す。纏向遺跡は庄内0式期には樹木

本稿で扱ったC14測定年代の代表値	植生と環境の変化	纏向遺跡における変化（推計年代）	編年※1	土器の様相	外来系土器の動向（纏向遺跡）	外来系土器の動向（唐古・鍵遺跡）
			Ⅵ-3様式	古式土師器段階への指向性 形式出現・形態変化		近江系・伊勢湾岸系（出現） 河内系継続（低調） 奈良盆地東南部産土器（出現）
			Ⅵ-4様式	小型精製土器の原型発生 庄内式土器発生の前提段階		
	開地化、ヨモギ属、クワ科・イラクサ科、イネ科、アカザ科・ヒユ科の分布	纏向遺跡の開発	庄内0式	甕体部球形状指向・連続ラセン状タタキ	地域拡大 東海系・北陸系 吉備系・西部瀬戸内系	近江系・伊勢湾岸系 河内産 奈良盆地東南部産土器
	草本植生の優勢 カシの減少	纏向石塚古墳の築造（AD200年頃） 辻地区建物群	庄内1式	庄内甕の出現		
	スギの増加		庄内2式	器種・形式数の減少 特定器種・形式の盛行	量的増加 東海系（主体）・北陸系 吉備系・西部瀬戸内系	
			庄内3式	弥生形・庄内形甕の併存 小形丸底壺の祖型出現		
220-235 calAD	巻野内地区の開地化	巻野内地区の開発と箸墓古墳築造期	布留0式古相	器種・形式数の減少 布留形甕・布留形影響甕の出現		近江系・伊勢湾岸系 河内産 奈良盆地東南部産土器 吉備・瀬戸内系（出現） 山陰系（出現）
260calAD	纏向石塚古墳周辺二次林化	箸墓古墳の築造（AD250年頃）	布留0式新相	特定器種・形式の盛行 小形精製土器の完備		
305-322 calAD	箸墓古墳周辺二次林化 カシの増加※2	大福遺跡周辺の屯倉の存在（推定）	布留1式古相 布留1式新相	小形精製土器の完成 布留形甕の量的増加		

※1 Ⅵ様式は藤田・松本（1989）に基づく ※2 この時期は大福遺跡（投稿中）の炭化穀類の年代測定と植生変化に基づく

図7 纏向遺跡における変遷案

が減少しヨモギなどの草本の卓越した状態で急激に開発された状況が示される。庄内0式期には庄内式土器発生の前提的段階としての動きと外来系土器の地域拡大と増加があり画期とみることができ、庄内1式の庄内甕の出現、庄内2式の庄内甕の量的増加と外来系土器の量的増加へと連続して変化していく。この時期は植生においてもクワ科－イラクサ科とアカザ属－ヒユ属の草本が多い特徴を示し、スギがやや増加する。庄内1式期から庄内2式期に纏向石塚古墳が築造され、その年代測定と植生の二次遷移の変化年数からAD200年頃と推計される。布留0式期古相期では巻野内地区が開地化し開発され（金原 2013、2015）と箸墓古墳の築造が開始され、その時期は年代測定と植生の二次遷移の変化年数から3世紀の第2四半世紀まで遡り、そして箸墓古墳の築造の完成はAD250年頃と推計された。布留0式では布留形甕が出現し大きな画期といえる。樹木の変化として布留0式新相から布留1式期古相の時期にかけてはスギが増加し、布留1式新相期にはスギが減少しカシ（コナラ属アカガシ亜属）が多くなる。植生復原による開発状況と土器の変遷は、概ね一致して庄内0式期と布留0式期に画期が認められ、遺跡の形成および古墳築造に資する人の移入が考えられ、伴う文化流入の影響によって土器の変革も促されたと考えられる。なお、箸墓古墳の築造時期が遡ることを推計したが、魏志倭人伝の卑弥呼の事象と年代が大きく齟齬しない可能性が生じる。

末尾になりましたが、桜井市教育委員会、橋本輝彦氏、福辻淳氏、丹羽恵二氏、森暢郎氏からは、本稿を書く機会と資料提供および教示を頂いた。深謝の意を表する。

【参考文献】

- 秋山浩三・小林和美・後藤理加・山崎頼人 2000「近畿における吉備型甕の分布とその評価」『古代吉備』第22集 古代吉備研究会
- 飯島和子・橋本健一 2020「身近な場所での植生二次繊維30年間の調査」『生物教育』第61巻第2号 日本生物教育学会
- 奥田尚 2013「土器の砂礫構成と土器の生産地推定－纏向遺跡周辺とその搬入品を中心にして－」『纏向学研究』第1号 桜井市纏向学研究センター
- 金原正明 2002「箸墓古墳周辺（第7次）調査の植生と環境の

- 検討」『箸墓古墳周辺の調査』奈良県立橿原考古学研究所
- 金原正明 2012「纏向石塚古墳第4次調査周濠内堆積物の植生および環境の復原」『纏向石塚古墳発掘調査報告書』桜井市教育委員会
- 金原正明 2013「纏向遺跡の植物遺体群集の産状と植生、環境、生業と画期」『纏向学研究』第1号 桜井市纏向学研究センター
- 金原正明・金原正子 2015「纏向遺跡における開発と植生」『纏向学研究』第3号 桜井市纏向学研究センター
- 金原正明 2020「纏向遺跡第193次調査における環境考古学分析」『史跡纏向遺跡第1期整備事業報告書』桜井市教育委員会
- 金原正明・(株)加速器分析研究所 2022「纏向石塚古墳周濠出土植物遺体の放射性炭素年代測定」『桜井市令和2年度国庫補助による発掘調査報告書』桜井市教育委員会
- 北山峰生 2008「精製土器群の成立とホケノ山古墳の位置」『ホケノ山古墳の研究』奈良県立橿原考古学研究所
- 桜井市纏向学研究センター編 2013『纏向遺跡発掘調査概要報告書－トリイノ前地区における発掘調査－』桜井市教育委員会
- 桜井市纏向学研究センター編 2018『纏向遺跡発掘調査報告書4－第14次・44次・58次・78次・99次・101次・103次調査－』桜井市教育委員会
- 杉山拓己 2022「纏向石塚古墳出土土器の検討」『古墳出現期土器研究』9 古墳出現期土器研究会
- 田中元浩 2005「畿内地域における古墳時代初頭土器群の成立と展開」『日本考古学』20号 日本考古学協会
- 次山淳 1993「布留式期における精製器種の製作技術」『考古学研究』158 考古学研究会
- 奈良県立橿原考古学研究所編 1976、1999『纏向』桜井市教育委員会
- 奈良県立橿原考古学研究所 1986『矢部遺跡』奈良県教育委員会
- 原田昌則 1993「Ⅱ 久宝寺遺跡（第1次調査）」『八尾市埋蔵文化財発掘調査報告 37』八尾市文化財調査研究会
- 藤田三郎・松本洋明 1989「大和地域」『弥生土器の様式と編年 近畿編Ⅰ』木耳社
- 藤田三郎 2022「唐古・鍵遺跡に運ばれてきた土器（予察）－弥生時代後期から古墳時代前期を中心に」『纏向学の最前線－桜井市纏向学研究センター設立10周年記念論集－』桜井市纏向学研究センター
- 米田敏幸 1991「土師器の編年 近畿」『古墳時代の研究 6 土師器と須恵器』雄山閣出版
- 原田昌則 1993「Ⅱ 久宝寺遺跡（第1次調査）」『八尾市埋蔵文化財発掘調査報告 37』八尾市文化財調査研究会

「大井家、大井寺」の所在地をめぐって

－安倍寺周辺の遺構・遺物とその評価－

橋 本 輝 彦

目 次

I. はじめに	77
II. 安倍寺周辺の遺構と遺物	78
III. 『日本書紀』にみえる「大井」地名について	80
IV. 「百済」の範囲について	82
V. 「大井」の所在地について	84
VI. まとめ	85

論文要旨

本稿では安倍寺周辺における発掘調査によって出土した大型建物群や、「**井家**」・「**井寺**」と記された墨書土器・刻書土器の検討を通じ、『日本書紀』にみられる「百済」や「大井」地名の範囲や所在地を検討することとした。

「百済」や「大井」の名がつく施設には、敏達天皇の「百済大井官」や舒明天皇による「百済宮」・「百済大寺」をはじめとして、皇極朝に翹岐が移った「百済大井家」、大伴氏の「百済家」、徳麻呂ら五人の奴が所属した「大井寺」などがある。これらの記録の内容を検討し、考古資料と突き合わせた結果、「百済」の領域は東西が中ツ道から阿倍山田道の間、南北は北が横大路から南は香具山から桜井市橋本に至る山塊の北麓に絞れるのではとの考えに至っている。

さらに、「大井」の地については「百済」の領域に含まれるもので、阿倍山田道よりも西方に位置し、安倍寺を中心に北・西方に広がる一帯にこれを想定している。

また、壬申の乱において大伴吹負を助けた徳麻呂らの奴が所属した「大井寺」は阿倍氏の氏寺である安倍寺（崇敬寺）の創建時の寺号の一つであると考えたとともに、同じく「大井」の名を冠する「百済大井家」は阿倍氏の居館を指している可能性を夢想している。

これらの地名や施設の所在を探るにはさらなる資料の蓄積が必要であり、今回の執筆は時期尚早の感も否めないが、今後の調査や研究に向けて、飛鳥時代や寺院研究には全くの門外漢が調査現場から考えた愚案を披露することとした。

橋本 輝彦（はしもと てるひこ）

桜井市纏向学研究センター統括研究員

「大井家、大井寺」の所在地をめぐる

－安倍寺周辺の遺構・遺物とその評価－

橋 本 輝 彦

I. はじめに

『日本書紀』には敏達天皇元年4月条(572年)の天皇が「百済大井」に宮を置いた記事をはじめとして、皇極天皇元年5月条(642年)の百済から来朝した皇子、翹岐が従者や子が亡くなった際に妻子を率いて、「百済大井家」に入ったとする記事、天武天皇元年7月条(673)の壬申の乱における中ツ道の戦いで、大友皇子軍の廬井鯨の進撃を食い止め、大海人皇子軍の将軍である大伴吹負の窮地を助けた人物として、徳麻呂をはじめとした5名の「大井寺」の奴が登場する記事など、古代の天皇の宮や寺院、施設の名称にのなかに「大井」という地名が付されたものが何度か登場する¹⁾。

この「大井」地名の所在地については、これまで多くの研究者が検討を行っており、「百済大井宮」や、「百済大井家」については、古くから奈良県北葛城郡広陵町百済や奈良県桜井市大福、大阪府河内長野市太井、大阪府

富田林市甲田など、大和や河内に候補地を置く説が存在している。

また、「大井寺」の所在地については『日本書紀』の壬申の乱における中ツ道周辺の戦いに関する記述などから、桜井市大福や桜井市西之宮、奈良県田原本町蔵戸などがその所在地とされてきたが、いずれの説も決定的なものとはなっていない。

筆者は平成18年(2006)に桜井市教育委員会が実施した安倍寺跡第20次調査において、「口百七十一別塔作・」や「仏聖・」などと記された寺院関連の木簡群とともに、「井寺」と記された墨書・刻書土器が出土した際に、安倍寺の古代の寺号の中に大井寺があった可能性を考えたが、この時点では土器片以上の手掛かりが無く、安倍寺＝大井寺の可能性に対する検討はそのままとなっていた。

このような中、平成30年度の桜井市埋蔵文化財センターにおける企画展示『桜井の墨書土器』展の開催に際し、平成2年(1990)に行われた安倍寺12次調査出土墨書土

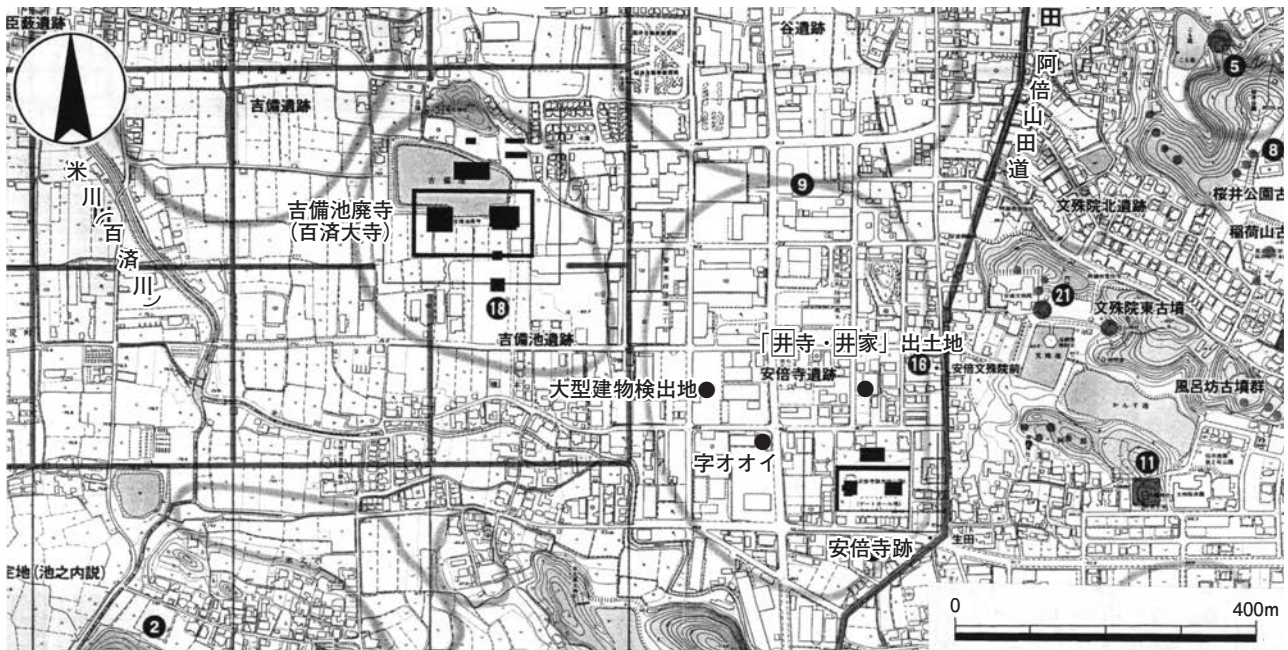


図1 吉備池廃寺・安倍寺跡周辺の遺跡分布図(1/10,000)

器片を観察していたところ、調査報告書においては「□家」と報告されていた墨書が、「井家」である可能性を考えたことが、改めて安倍寺と大井寺の関係や、古代の大井の所在地について考えるきっかけとなった。

本稿では、これら安倍寺周辺における発掘調査の成果や、文献資料をもとに、「大井」の所在地や、安倍寺と大井寺の関係、大井宮や大井家などの所在地について、改めて検討することとしたい。

Ⅱ．安倍寺周辺の遺構と遺物

まず始めに「大井」について考えるうえで、手掛かりとなる安倍寺跡や安倍寺遺跡における主な発掘調査の成果について整理・概観しておくこととしたい。

【安倍寺跡第12次調査】

安倍寺の中心伽藍から北方約120mの三本柿地区において平成2年に実施された調査からは「□家」や「ハ」と記された墨書土器2点が出土している。

この調査からは顕著な遺構は確認されていないが、包含層にあたる焼土混じりの褐色土や、その下層の暗灰色砂礫層中からは軒丸や軒平などの瓦片や、円面硯、須恵器・土師器などが多く出土している²⁾。

墨書土器のうち、図2に示したものは復元口径16.3cm、高さ2.5cmの土師器皿で、7世紀後半頃のものかと考えられる³⁾。先述したように、報告では底面に「□家」と書かれているとされ、「安倍寺境内の中に役所的機能を持つ建物が存在したものだろう。」と想定されている。

この土器片は文字部分の器壁の剥離もあって確実では

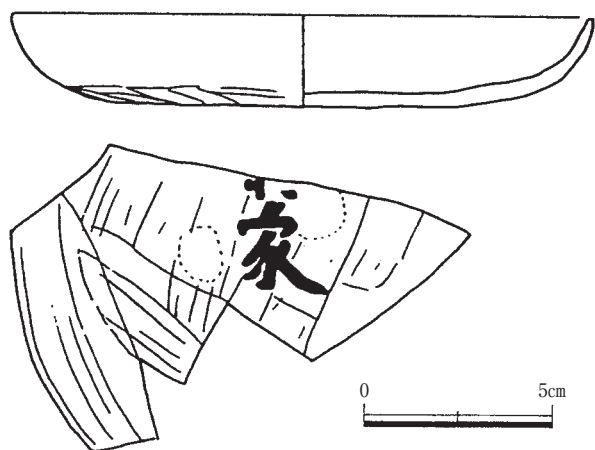


図2 安倍寺跡第12次調査出土遺物 (1/2)



写真1 墨書の状況

ないが、「家」の上部に残る墨書は「井」の文字の二画目の左端と三画目の下端、上部が剥離しているとみられる四画目の下端部分にあたると考えられることから、後述する第20次調査出土の墨書・刻書土器と同様に「井」の文字の下辺部分にあたと解釈している。

また、第12次調査のトレンチは後述する第20次調査のトレンチと一部重複する関係にある同一地点での調査で、第20次で出土した「井寺」とみられる墨書・刻書土器の存在を勘案すると、この墨書土器片も「井家」となる可能性も指摘しておきたい(図2・写真1)。

【安倍寺跡第20次調査】

平成18年(2006)に桜井市教育委員会によって行われた調査である。先の第12次調査地と一部重複する形でトレンチが設定され、平安時代の瓦溜や奈良時代の石組溝のほか、藤原京期の溝が検出されている。中でも藤原京期の溝からは寺院造営や物資管理に関わる木簡や木簡削屑、土師器、須恵器、軒丸・軒平瓦を含んだ多くの瓦類、円面硯、土錘、製塩土器、鉄釘、和同開珎のほか、轆羽口、取鍋、銅滴、漆付着土器、ガラス小玉などの工房関連遺物とともに、「寺」や「井寺」と墨書や刻書が施された土器片が計3点出土している⁴⁾(図3・写真2)。

この溝の時期は7世紀末から8世紀初頭と報告されているが、木簡を検討した鶴見泰寿は「・・三尺五^十戸□□・・」と記された、天武朝後半頃まで施行された「五十戸制」に関わる木簡が含まれていることから、遺構の時期よりも若干古い天武朝後半期から藤原京期にかけての遺物も含まれているとする。

そして、墨書や刻書土器については「付近に「大井」

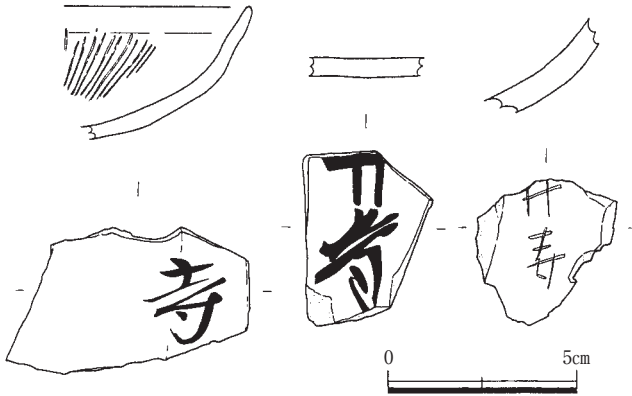


図3 安倍寺跡第20次調査出土墨書・刻書土器 (1/2)

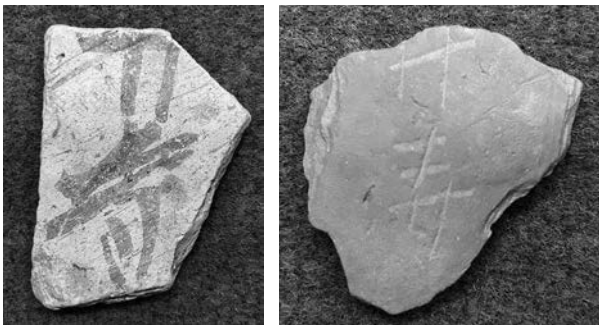


写真2 安倍寺跡第20次調査出土墨書・刻書土器

という地名があったとすれば、墨書土器の「井寺」は大井寺である可能性があり、付近に所在した大井寺から墨書・刻書土器が何らかの理由でもたらされたとみられる。ただし大井寺と安倍寺との関係については墨書土器だけではわからないので今後の課題」と分析している⁵⁾。

これら「井寺」と記された墨書・刻書土器片の出土は、寺号が記された可能性のある土器片としては安倍寺寺域内で初めての事例であることや、複数の個体に同様の文字が残されていること、共伴資料の中に瓦や円面硯などの安倍寺関連の遺物が多いことに加え、寺院の造営に伴う木簡や工房関係遺物は7世紀後半から8世紀初頭にかけての阿倍氏の政治的な充実に伴う時期の伽藍の追加造営に関わるものである可能性が高いことを考え合わせると、わざわざ別の寺院（大井寺）から安倍寺への土器類の搬入を想定するよりも、7世紀代には安倍寺の寺号の一つに「大井寺」があったことによるものと積極的に評価する方がより自然であると考えられる。

このことは、先の安倍寺跡第12次調査出土の「井家」の墨書土器などの存在もこれを補強するものであり、「大井・大井寺」の所在地を検討するうえで極めて重要な手掛かりと言えよう。



写真3 安倍寺遺跡第16次調査の大型建物

【安倍寺遺跡第16次調査】

安倍寺跡の西側一帯に展開する安倍寺遺跡の調査からは、平成19年（2005）に財団法人桜井市文化財協会によって2棟の大型建物跡と区画溝、敷石遺構、柱列などが確認されている⁶⁾（図4・写真3）。

これらの遺構群は、安倍寺跡の西北約150mの地点に南北に約30mの距離を置いて設定された2つの東西トレンチより検出されたもので、北トレンチでは1.2m四方と比較的大きめの方形柱穴が東西方向に4間分検出されており、一部には径40cmと大型の柱材が残されていた。

この建物の柱間は芯々で約3mあり、東西12m以上の規模となる大型建物の存在が推定され、柱穴掘形からは飛鳥Ⅳ期～Ⅴ期に属する土器が出土していることから、建物の廃絶時期は7世紀後半と考えられている。

建物以外の遺構では、建物と併存したとみられる東西方向の区画溝や、詳細な時期は不詳ながら建物と区画溝に先行するとみられる石敷遺構、建物や区画溝に後出すると考えられる東西3間以上の規模を持った柱列なども検出されている。

南トレンチでは北トレンチと同規模の方形柱穴が東西方向に4間分検出されている。建物の廃絶時期は7世紀後半で、柱間は芯々で約2.8m、東西11m以上の規模を持つ。北トレンチの建物とは約30m離れているものの、規模や方位・時期を同じくすることや、両トレンチともに建物完成後に建物の下や周囲に整地を施し、柱穴を埋め込むなど共通点が多いことなどから2棟の建物は併存したと考えられており、調査担当である丹羽恵二は安倍寺との距離的な関係や、時期的な同時性から阿倍氏の邸宅跡である可能性を指摘している⁷⁾。

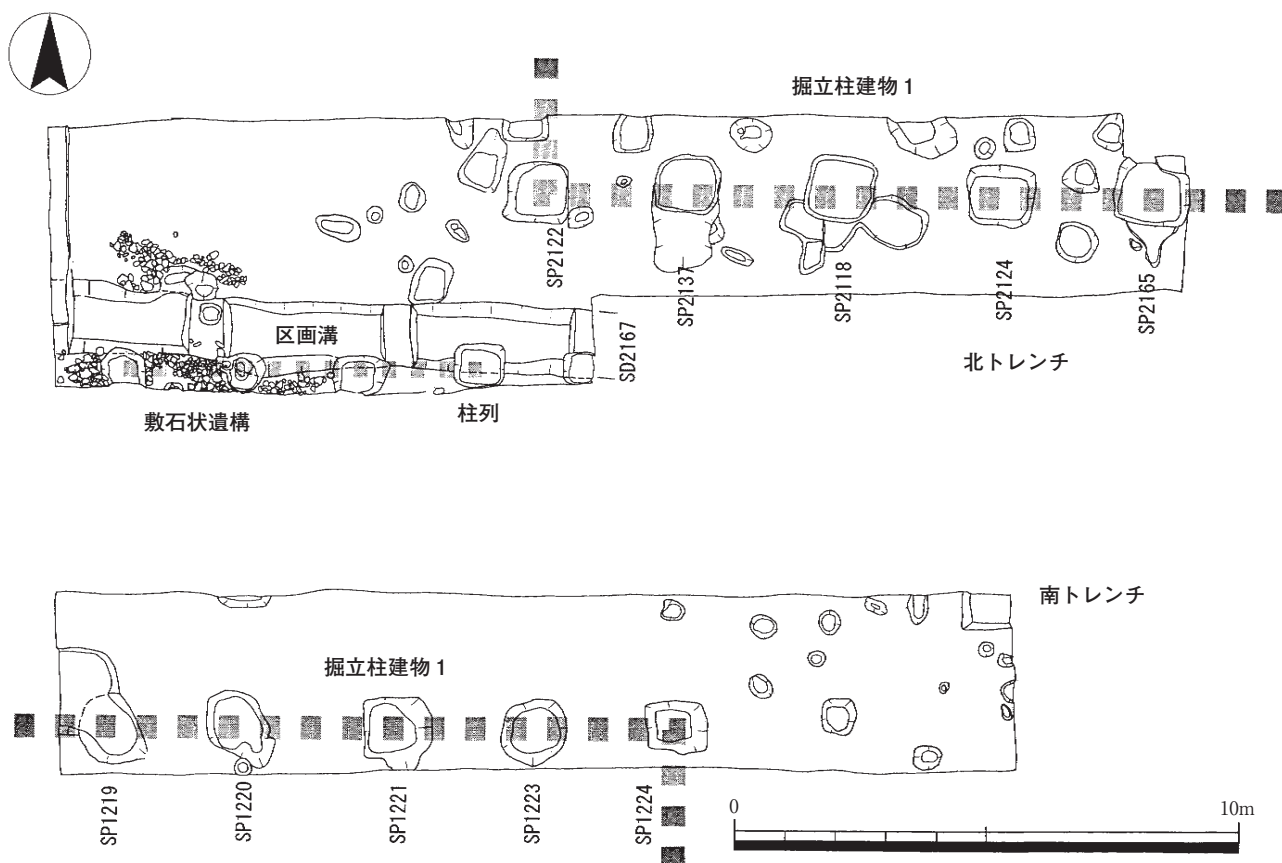


図4 安倍寺遺跡第16次調査の大型建物 (1/150)

Ⅲ. 『日本書紀』にみえる「大井」地名について

次に、文献に記された「大井」地名についてみてみよう。先行研究では「大井」地名が登場する古記録として『日本書紀』や『正倉院文書』、『興福寺大和国雑役免坪付帳』などの存在が挙げられている。

まず初めに、『日本書紀』を中心として「宮」や「家」・「寺」など、「大井」地名が登場する3つの記事を見ていくこととしたい。

①『日本書紀』敏達天皇元年四月条（572年）

「元年の夏四月の壬申の朔甲戌に、皇太子、即天皇位す。皇后を尊びて皇太后と曰す。是の月に、百済大井に宮をつくる。物部弓削守屋大連を以て大連とすること、故の如し、蘇我馬子宿禰を以て大臣とする。」

②『日本書紀』皇極天皇元年⁸⁾ 五月条（642年）

「乙亥（21日）に、翫岐が従者一人死去ぬ。丙子（22日）に、翫岐が兒死去ぬ。是の時に、翫岐と妻と、兒の死にたることを畏ち忌みて、果たして喪に臨まず。凡そ百済・新羅の風俗、死亡者有るときは、父

兄弟夫婦姉妹と雖も、永ら自ら看ず。此を以て觀れば、慈無きが甚しきこと、豈禽獸に別ならむや。丁丑（23日）に熟稻始めて見ゆ。戊寅（24日）に、翫岐、其の妻子を將て、百済の大井の家に移る。乃ち人を遣りて兒を石川に葬らしむ。」

③『日本書紀』天武天皇元年七月条（673年）

「則ち軍を分りて、各上中下の道に當てて屯む。唯し將軍吹負のみ、親ら中道に當れり。是に、近江の將犬養連五十君、中道より至りて、村屋に留りて、別將廬井造鯨を遣して、二百の精兵を率て、將軍の營を衝く。當時に麾下の軍少くして、距くこと能はず。爰に大井寺の奴、名は徳麻呂等五人有りて、軍に従ふ。即ち徳麻呂等、先鋒として、進みて射る。鯨の軍進むこと能はず。」

このうち、①は敏達天皇の即位に関する記事で、天皇は元年(572)4月に即位すると同時に百済大井に宮をつくったとする記事である。敏達天皇は4年(575)には、「海部王の家地と絲井王の家地」であった譯語田に幸玉宮を造営し、これに移ったとされるが、この記事からは「百

済」という領域の中に「大井」という場所が存在したことをうかがうことができるであろう。

第Ⅰ章でも少し触れたように、「百済」地名については現在も各地にその名が認められるものだが、古代の宮殿名称に見られる「百済」については、吉備池廃寺を舒明天皇の発願による「百済大寺」とする調査成果によって、桜井市吉備を中心とした吉備池廃寺の周囲に百済と呼ばれた地域が広がっていたことは、ほぼ確定的と考えられている⁹⁾。

また、上記に加え欽明天皇の磯城島金刺宮をはじめ即位した欽明の皇子たち、敏達天皇の後期の宮である譚語田幸玉宮、用明天皇の磐余辺双槻宮、崇峻天皇の倉梯宮など、いずれもが磐余やその周辺地域に宮が置かれていたことや、同時期の押坂彦人大兄皇子の水派宮、聖徳太子の上宮などの皇子宮も同じ地域に置かれていた可能性が高い状況からは、敏達の前期の宮である百済大井宮だけが和から離れた河内に築かれたとは考え難いとの渡里恒信による指摘¹⁰⁾からも、百済大井宮は大和の吉備池廃寺の周辺地に求めるのが妥当であると考えられよう。

次に、②の記事は舒明天皇13年(641)の天皇の崩御に際し、百済から帰国した阿曇連比羅夫に伴って、弔使とともに来朝した翹岐の動静に関する記述である。

翹岐は「百済国主兄」とされた百済王族の一人で、来朝時には大和へと案内をした阿曇連比羅夫の館である「安曇山背連家」に住まわされたとされている。この家は翹岐が国外からの重要な賓客であったことから、比羅夫の

本貫地であったとされている山背などの遠方ではなく、朝廷から目の届きやすい大和に、さらに言えば皇極天皇の「百済宮」に近い所にあったと推定されており、朝廷内における有力な外交官として活躍した比羅夫が大和に所有した拠点であったと考えられている¹¹⁾。

さて、翹岐は皇極元年(642)5月に従者や子が亡くなる不幸が続くと、妻や子を連れて「百済大井家」に移ったと記録されている。

この中に登場する百済大井の所在地については、後に続く「乃ち人を遣りて兒を石川に葬らしむ。」のくだりから、かつては河内に求める説が強かったものの、現在では皇極天皇の宮であった大和の百済宮に近い場所に位置していた可能性が高いことが指摘されている¹²⁾。

次に③の記事を見てみよう。これは天武天皇元年(673)7月条に記された、壬申の乱における中ツ道の戦いに関する記事である。

ここでは中ツ道沿いの村屋付近において大友皇子軍の将、犬養連五十君が廬井造鯨を遣して大伴連吹負を攻めた時に、兵力が少なく劣勢となっていた吹負軍を、徳麻呂ら5人の大井寺の奴が先鋒を務め、弓を以て鯨勢の進軍を阻んだとされている。

今回『日本書紀』の典拠とした『日本古典文学大系』では、天平18年頃(746)頃の『正倉院文書』にみられる金光明寺(東大寺)の写経所への經典の注文書である「送書并請経勘検継文¹³⁾」の中に「大井寺一切経目録」という記載があることを取り上げ、年代的に『日本書紀』に

表1 『日本書紀』にみえる「大井」と「百済」

年	代	記 事
敏達天皇元年	572年?	元年夏四月壬申朔甲戌、皇太子即天皇位。尊皇后曰皇太后。是月、宮于百済大井。
舒明天皇11年	639年	秋七月詔曰、今年、造作大宮及大寺。則以百済川側爲宮處。是以、西民造宮、東民作寺、便以書直縣爲大匠。
舒明天皇12年	640年	冬十月乙丑朔乙亥、大唐學問僧清安・學生高向漢人玄理、傳新羅而至之、仍百済・新羅朝貢之使共從來之、則各賜爵一級。是月、徙於百済宮。
舒明天皇13年	641年	十三年冬十月己丑朔丁酉、天皇崩于百済宮。丙午、殯於宮北、是謂百済大殯。
皇極天皇元年	642年	乙亥、翹岐從者一人死去。丙子、翹岐兒死去。是時、翹岐與妻、畏忌兒死、果不臨喪。凡百済・新羅風俗、有死亡者、雖父母兄弟夫婦姊妹、永不自看。以此而觀、無慈之甚、豈別禽獸。丁丑、熟稻始見。戊寅、翹岐將其妻子、移於百済大井家。乃遣人葬兒於石川。
天武天皇元年	673年	大伴連吹負、密與留守司坂上直熊毛、議之謂一二漢直等曰「我詐稱高市皇子、率數十騎、自飛鳥寺北路出之臨營。乃汝內應之。」既而繕兵於百済家、自南門出之。
天武天皇元年	673年	則分軍、各當上中下道而屯之。唯將軍吹負、親當中道。於是、近江將犬養連五十君、自中道至之、留村屋。而遣別將廬井造鯨、率二百精兵、衝將軍營。當時麾下軍少、以不能距。爰有大井寺奴名徳麻呂等五人從軍、即徳麻呂等爲先鋒、以進射之。鯨軍不能進。

登場する大井寺を指すものではないかとするともに、延久2年(1070)の『興福寺大和国雑役免坪付帳¹⁴⁾』にみられる大仏供庄二十町のうち、城上郡二十二条五里十八坪に大井寺の二反の領田があったという記録をもとに、大井寺も大福地区一帯にあったとする立場を取っている¹⁵⁾。

この「大井寺」についても未だ決定的な候補地が無い現状で、大正4年(1915)刊行の『磯城郡誌』では川東村「鞠負御井」の解説において、「古昔大井戸又大井手と称す。(中略)文禄四年蔵堂村検地帳には、オオイト中オオイトと字せるもの即ちこれならん。又天智紀壬申戦の條に、大井寺の奴名は徳磨等五人先鋒となり云々とあり。大井寺のこと他の記録に初見なし、或いは此地にありしか。」と、磯城郡田原本町蔵戸、守屋神社(村屋神社)の南方にその存在を想定している¹⁶⁾。

また、昭和54年(1979)刊行の『桜井市史』は、大井寺の所在について『興福寺大和国雑役免坪付帳』の記載をもとに桜井市大福付近の立場をとり、敏達天皇の百済大井宮も同じく大福地区に求めている。さらに、壬申の乱において村屋に本営を置いた近江朝廷軍に対峙し、中ツ道を守った大伴連吹負の「百済家」も中ツ道と横大路の交点と村屋神社との中間点、橿原市東竹田あたりに所在した可能性を指摘している¹⁷⁾。

なお、天武天皇元年(673)の壬申の乱の記事に登場する大井寺以降、天平18年(746)頃の『正倉院文書』「送書并請経勘検継文」、「造大井寺使」の定員を定めた承和9年(842)の『続日本後紀』¹⁸⁾、延久2年(1070)の『興福寺大和国雑役免坪付帳』など、7世紀後半から11世紀にかけての記録に登場する「大井」地名は専ら寺院の名称として登場していることは注目されよう。

仮に、これらすべての記録における大井寺が同一の寺院を指しているとするれば、少なくとも400年もの長きにわたって法灯が続いた寺院ということになり、それなりの規模を誇った寺院といえることができる。

IV. 「百済」の範囲について

ここで改めて「百済」の範囲について整理しておくこととしたい。百済地名は『日本書紀』においても幾度か登場するものだが、前章でも取り上げたように「大井」

が百済の領域に含まれる地名であることを勘案すれば、大井の位置を考える前提として、百済の範囲を推定することが必要な作業となる。これには次にあげた二つの記事が手掛かりとなろう。

①『日本書紀』舒明天皇十一年七月条(639年)

「秋七月に、詔して曰く、「今年、大宮及び大寺を造作らしむ」とのたまふ。則ち百済川の側を以て宮處とす。是を以て、西の民は宮を造り、東の民は寺を作る。便に書直縣を以て大匠とす。」

②『日本書紀』天武天皇元年六月条(673年)

「是の日に、大伴連吹負、密に留守司坂上直熊毛と議りて、一二の漢直等に謂りて曰はく、「我詐りて高市皇子と称りて、数十騎を率て、飛鳥寺の北の路より、出でて營に臨まむ。乃ち汝内応せよ」といふ。既にして兵を百済の家¹⁹⁾に縊ひて、南の門より出づ。」

この二つ記事のうち、①は有名な舒明天皇による百済大寺と百済宮の造営に関する記事である。先にも触れたように、百済大寺の所在地は平成9年(1997)に始まった吉備池廃寺の発掘調査において金堂、塔、中門、僧房などが確認されたことにより、吉備池廃寺を百済大寺とする考えが主流となっている。

記事に登場する宮を造った「西の民」、寺を作った「東の民」の実態については未だ明らかではないが、吉備池廃寺=百済大寺という考えが覆らない限り、現在の米川のほとりに百済と呼ばれる地域があり、ここに「百済大寺」や「百済宮」が存在したと考えるのが自然であろう。

次に、②は壬申の乱に際して、近江朝廷が押さえていた倭京を留守司であった坂上直熊毛と大伴連吹負が謀って制圧した際の記事である。

ここでは高市皇子の軍勢と偽った吹負の軍勢が飛鳥寺の北の道から現れて、軍営に向かったら寝返るようにと一、二の漢直の者に申しつけ、吹負は「百済家」において軍備を整え、わずかな手勢で南の門より飛鳥へと出撃したというものである。

この戦いにおいて大伴連吹負は飛鳥寺の西にあった留守司高坂王らの本営を制圧し、倭京の軍の指揮権を奪取した功により、大海人皇子から将軍に任じられている。

この記事に登場する「百済家」は大伴氏の館とされる

もので、和田萃はその所在地を大伴連吹負が攻め込んだ飛鳥寺の西方から、香具山を越えて真っすぐ北上する中ツ道沿いにあったと推定する。これに加えて中ツ道沿いの村屋に陣を構えた近江朝廷軍に対して、大伴連吹負が自ら中ツ道の守衛にあたったのは、大伴氏の本営である「百済家」が中ツ道から大福付近にあったことを物語るものであるとし、このことは百済家と大井寺の関係を考慮すると敏達天皇の百済大井宮の所在地を大福付近を求めることにも説得力を与えるとしている¹⁹⁾。

一方、渡里恒信は「大井家」の位置を和田の推定よりもやや南方の香具山の北麓あたりに推定し、その根拠は和田と同様に中ツ道が自身の本拠地である「大井家」に近かったためだとする。

また、渡里は「百済」の領域の西端についても言及しており、香具山北麓から中ツ道辺りまでがこれに含まれていたと指摘している²⁰⁾。

この「百済」の領域に対する研究は少なく、未だ定説となるものはないが、大脇潔はその範囲について「現在の米川（かつての百済川）と寺川（古くは刑坂川）の間を北西方向へ広がる地域をさし、ヤマト王権以来の歴代の王宮が営まれた磯城・磐余の西辺をなしていた²¹⁾」と言及している。

これらの先行研究を踏まえ、筆者は「百済」の領域を米川（百済川）の流れを中心とした一帯に広がるものと想定し、西端は中之川から中ツ道付近に、南端は香久山から桜井市橋本に至る山塊の北麓、橿原市膳夫町から東池尻町、桜井市池之内から橋本地区にかけての平野部にあたると考えている。そして、南東の隅は米川と阿倍山田道の交点あたりを一つの目安とし、東端は後述する「大井」の領域との兼ね合いから阿倍山田道を限りとすることができ、北は横大路を越えない範囲の中で考えられるのではないかと考えている（図5）。

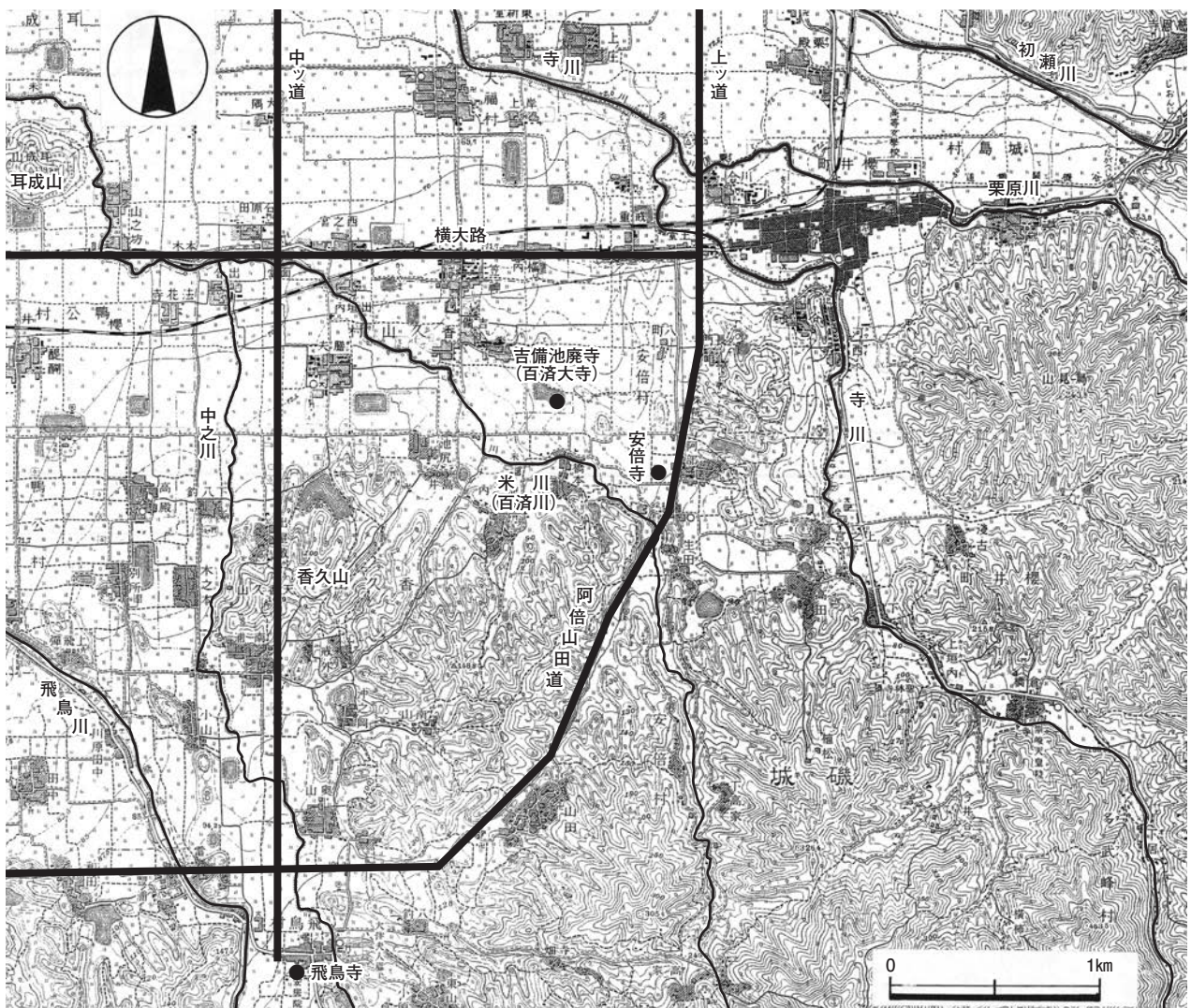


図5 百済地域を中心とした道路と河川 (1/35,000)

V. 「大井」の所在地について

次に「大井」の位置についてみてみよう。「大井」地域が「百済」の領域の中に存在するであろうことは先に触れた通りだが、安倍寺12次調査出土墨書土器の文字が「大井家」、安倍寺跡第20次調査出土の刻書・墨書土器の文字が「大井寺」との推定が正しいとすれば、それは阿倍山田道より西方で、安倍寺を含めた北から西方の一角が「大井」であったということになりそうである。

上記の推定に基づき、安倍寺周辺地区における古図や地籍、土地台帳などの調査を行い、「大井」地名の痕跡を探ったが、残念ながら確認することはできなかった。

なお、調査の過程において桜井市橋本在住の米田昌徳氏から、近年まで安倍寺の寺域の西北に近接して「オオイ・オオイドウ」と呼ばれた場所があり、井戸と、そこからポンプで水を汲み上げ、貯水した水源池があったとのご教示を頂くことができた。

それらは昭和50年頃の安倍木材団地の区画整理事業完了後もポンプ小屋や池の一部は残されていたようで、本稿執筆中の令和5年現在も名残りの小さな空き地を認めることができる（図1）

なお、「オオイ・オオイドウ」の地は区画整理の完了に伴い、地籍は安倍木材団地2丁目に変更されているが、かつては橋本領に属し、小字名はアマダレ（雨垂）と呼ばれる地区の中に位置していたものである。

この「オオイ・オオイドウ」地名が古代からそのまま伝えられたものとする根拠は無く、単純に古代の地名と繋げることは難しいが、「オオイ」地名が近年まで安倍寺周辺に存在していたことは非常に興味深い。

以上、断片的な資料ばかりであるが、これらを積極的に評価すると、「百済」の領域内に位置した安倍寺跡を中心とした一角が、古代には「大井」と呼ばれた地域であった可能性は大いにあると考えられるし、創建時の安倍寺の寺号として大井寺の名があった可能性も高いのではないかと考える。

そもそも「安倍寺」の名称は『記紀』などの古い文献に登場するものではなく、12世紀に編纂されたとされる『東大寺要録』巻六の末寺章の第九²²⁾に「崇敬寺宇安倍寺 右安倍倉橋大臣之建立也」と記されているのが最も早い記録であり、寺院跡からの出土遺物による7世

紀中頃とされる創建年代とは約450年もの開きがある。

創建時の安倍寺がどのような名称で呼称されていたかは今後の調査資料の蓄積を待つしかないが、大脇潔による古代日本の寺院名についての研究²³⁾では、飛鳥やその周辺に営まれた寺院は、古くからの慣習である「地名+宮」という宮の命名法に習い、「地名+寺」という寺号が原則であり、初めの頃は漢風の法号は意識的に排除され、天武8年（679）頃から進められた寺院統制と寺名の整理過程で新たな法号が与えられた可能性が高いとする。この指摘に従えば、かつて「大井」と呼ばれた可能性のある場所に建てられた安倍寺が、創建時には大井寺という寺号を持っていた可能性は高いであろう。

阿倍氏の氏寺という「氏族名+寺」の法則による安倍寺の名称がいつ成立したかを知る手掛かりは無いが、『東大寺要録』の時点では「氏族名+寺」の安倍寺と、漢風の崇敬寺の法号が記録され、大井寺という地名に基づいた寺号は記録されなかったのであろう。

第Ⅲ章においてみたように、少なくとも延久2年（1070）の『興福寺大和国雑役免坪付帳』の段階までは大井寺の名称を確認することができることから、『興福寺大和国雑役免坪付帳』が編纂された11世紀後半から『東大寺要録』が編纂される12世紀初頭の間に大井寺の名称が失われた可能性があると考えたい。

ここまで見たように、安倍寺周辺が「百済」地域に含まれ、「大井」地名が周辺に広がっていた可能性を考えると、安倍寺遺跡第16次調査において確認された大型建物群もいくつかの文献に見える施設のいずれかに比定することもできるのではないだろうか。

まず最初に想起されるのは丹羽が想定したように、阿倍氏の居館であろう。また、建物の時期である7世紀後半という年代を考えると、年代的には壬申の乱に登場する大伴氏の「百済家」の可能性も無いわけではない。

ここまで想定してきた安倍寺＝大井寺という推定が正しく、大型建物群が「百済家」にあたるとすれば、東に隣接する大井寺の奴が吹負軍に参陣したことは理解しやすいが、中ツ道の戦いにおいて大伴氏がこれを守備した背景や竹田庄などとの関係を勘案すれば、香具山の北方や西北にこれを求める考え²⁴⁾が依然有力と言えよう。

さらに、安倍寺遺跡の大型建物を「百済家」とするならば、舒明天皇勅願の百済大寺（吉備池廃寺）及び、そ

の周辺に存在したであろう「百済宮」から阿倍山田道までの1kmにも満たない空間の中に、大伴氏の「百済家」、阿倍氏の「安倍寺（大井寺）」、周辺に存在したであろう阿倍氏の居館の存在も想定しなければならないこととなり、極めて狭いエリアに天皇家、大伴氏、阿倍氏の拠点施設が犇めくこととなる。

安倍寺遺跡の建物群に対する評価は筆者も最近まで「百済家」の可能性を考えたこともあった²⁵⁾が、ここでは先行研究にならって香具山北麓から中ツ道周辺に想定する考えを取ることで、安倍寺遺跡の大型建物群については丹羽の指摘の通り、阿倍氏の居館である可能性を考えることとしたい。

なお、この安倍寺遺跡の大型建物群は7世紀後半のものだが、建物時期の上限が明らかではないうえに、先行する建物が下層や安倍寺北方も含めた周辺一帯に存在した可能性もあることから、先に取り上げた皇極天皇元年(642)5月条に登場する「百済大井家」との関連についても考えておく必要があると考えている。

「百済大井家」の所在については渡里が指摘²⁶⁾するように、筆者も皇極天皇の「百済宮」に近い場所に想定すべきと考えることから、百済大寺(吉備池廃寺)や百済宮推定地に近く、大井の地域に含まれる可能性が高い安倍寺遺跡の建物群は条件に適ったものと考えている。

また、皇極天皇元年という年代観からすれば、翹岐らは有力な外交官であった安曇連比羅夫の館から、政権の有力者であった阿倍氏(倉梯麻呂か?)の館へと移った可能性を考えてよいのではないだろうか。

なお、壬申の乱における阿倍氏に関する記録が乏しく具体的な動向は不明だが、乱の時点では氏長者でないものの、阿倍普勢臣御主人などは乱における功績により、当麻国見、県犬飼大侶、榎井小君、書智徳、書尼麻呂、黄文大伴、大伴馬来田、大伴御行、神麻加牟陀児首らとともに、持統朝になってから100戸の封戸を与えられたことが、『続日本紀²⁷⁾』大宝元年(701)7月の条に記されている。

この記事は阿倍氏が阿倍氏らと同様に、大海人皇子側に立って活躍したことを示すもので、阿倍氏の氏寺である大井寺の奴が大海人皇子側に立つ大伴連吹負とともに、中ツ道の戦いにおいて活躍したという記事を裏づけるものであろう。

VI. まとめ

以上、数少ない資料を手掛かりに安倍寺の周辺がかつては「百済大井・大井」と呼ばれた地域であり、安倍寺が持っていた寺号の一つに「大井寺」があった可能性について推論を重ねてきた。

筆者は飛鳥時代の動向や寺院研究に対しては全くの素人ながら、安倍寺や安倍寺遺跡の調査に従事する機会も多く、以前から有力な一族であった阿倍氏の氏寺とされる「安倍寺」や「崇敬寺」の名前が『記紀』などの記載のなかに登場しない点が気に掛かっていたため、今回組上に上げた文字資料や大型建物群などの調査成果が、この疑問を解く手掛かりになるのではないかと考えたのが本稿を執筆する動機となっている。

言うまでもなく、「百済」や「大井」地域の研究を進めるにはさらなる資料の蓄積と研究が必要であり、今回の執筆は時期尚早の感も否めないものだが、今後の調査や研究に向けて門外漢が調査現場から考えた愚案を披露することもそれなりに意味があるのではないかと考えた次第である。

本稿執筆中の令和4年11月、前田晴人先生の訃報に接しました。先生とのご縁は、今から20年ほど前になると記憶していますが、大阪狭山市において先生が指導されていた、市民の皆さんの古代史勉強会にお招きいただき、纏向遺跡の話をさせて頂いたのが初めてだったと記憶しています。

以来、先生には本当に多岐にわたってお世話になりました。最近の研究の成果をお聞かせいただいたり、お声をお掛けすれば、すぐに調査現場へお越しくださり、古代史研究者の視点からのご教示や、温かいご指導を頂いたことも度々でした。

本来ならば門外漢が執筆した拙稿も、先生のご指導を頂きたかったところですが、叶わない願いとなってしまいました。今はただ、先生のご冥福をお祈りするとともに、長年の温かいご厚情に心から感謝の念を捧げたいと思います。

【註記】

1) 本書における『日本書紀』の引用は以下の文献に基づく

坂本太郎・家永三郎・井上光貞・大野晋校訂 1965『日本書紀』下 日本古典文学大系68 岩波書店

2) 清水真一 1991「1. 国史跡・安倍寺の周辺地区発掘調査」『桜井市内埋蔵文化財 1990年度 発掘調査報告書2』

- 財団法人桜井市文化財協会
- 3) 共伴資料からの判断である。土器の年代観については森暢郎氏のご教示を得た。記して感謝致します。
- 4) 木場佳子 2008「第5節 安倍寺跡第20次発掘調査報告書」『桜井市 平成18年度国庫補助による発掘調査報告書』桜井市教育委員会
- 5) 鶴見泰寿 2008「付載5 安倍寺跡第20次調査 出土文字資料の釈文と解説」『桜井市 平成18年度国庫補助による発掘調査報告書』桜井市教育委員会
- 6) 丹羽恵二 2006『安倍寺遺跡第16次発掘調査終了報告』財団法人桜井市文化財協会
- ※なお、図4に使用した安倍寺遺跡の大型建物群の遺構配置図は調査担当者である丹羽恵二氏より提供を受けた。
- 7) 丹羽恵二 2012「一. “阿倍”という地域」『阿倍氏～桜井の古代氏族～』桜井市立埋蔵文化財センター展示解説書第39冊 財団法人桜井市文化財協会
- 8) 細述は避けるが、鈴木靖民や西本昌弘らの研究では翹岐の来朝は皇極2年のことであり、元年紀の記述は年紀の錯誤と指摘されている。
- 鈴木靖民 1970「皇極紀朝鮮関係記事の基礎的研究」『国史学』八二・八三 国史学会
- 西本昌弘 1985「豊璋と翹岐」『ヒストリア』一〇七 大阪歴史学会
- 9) 奈良文化財研究所 2003『吉備池廃寺発掘調査報告 百済大寺の調査』奈良文化財研究所創立50周年記念学報第6冊 奈良文化財研究所
- 10) 渡里恒信 2006「研究余録 百済大井宮と百済大井家の所在地」『日本歴史』702号 吉川弘文館
- 11) 註10) に同じ
- 12) 註10) に同じ
- 13) 東京大学史料編纂所編 1901「正倉院文書」『大日本古文書 編年文書』24 東京大学史料編纂所
- 14) 竹内理三編 1957「興福寺大和国雑役免坪付帳」『平安遺文』第9巻 東京堂出版
- 15) 註1) に同じ
- 16) 水木要太郎校閲 奈良県磯城郡役所編 1915『奈良県磯城郡誌』奈良県磯城郡役所
- 17) 和田萃 1979「第1章 ヤマトと桜井」『桜井市史』上巻 桜井市役所
- 18) 森田悌編 2010「続後紀承和9年6月乙丑条」『続日本後紀』(上・下) 全現代語訳 講談社学術文庫 講談社
- 19) 註17) に同じ
- 20) 註10) に同じ
- 21) 大脇潔 2010「一 飛鳥・藤原京の寺院」『古代の都1 飛鳥から藤原京へ』吉川弘文館
- 22) 筒井英俊 校訂 2003『東大寺要録』国書刊行会
- 23) 大脇潔 2008「管見寺名考」『財団法人大阪府文化財センター・日本民家博物館・大阪府立弥生文化博物館・大阪府立近つ飛鳥博物館2006年度共同研究成果報告書』財団法人大阪府文化財センター・日本民家博物館・大阪府立弥生文化博物館・大阪府立近つ飛鳥博物館
- 24) 註10・17) のほか、和田萃 1984「飛鳥の宮々 百済宮再考」『季刊 明日香風』12 財団法人 飛鳥保存財団などがある。
- 25) 橋本輝彦 2022「2. 壬申の乱と大井寺・百済家」『壬申の乱ゆかり地連携探訪展事業－桜井の壬申の乱ゆかり地－』展示資料 桜井市立埋蔵文化財センター
- 26) 註10) に同じ
- 27) 青木和夫・稲岡耕二・笹山晴生・白藤禮幸校注 1995『続日本紀』(四) 新日本古典文学大系 岩波書店

古墳時代的須恵器文様の終焉

－桜井市吉備遺跡第4次調査出土刻書須恵器の位置付けをめぐって－

森 暢 郎

目 次

I. はじめに	89
II. 吉備遺跡第4次調査出土刻書短頸壺の紹介	89
III. 7世紀の須恵器文様の研究史	91
IV. 分析	91
V. 結論	95

論文要旨

吉備遺跡第4次調査では「大ア所可」刻書須恵器壺（吉備遺跡例）が出土している。吉備遺跡例には他にも刻書があることが判明したため、改めて報告し年代的位置づけを検討した。

吉備遺跡例には体部波状文があり、異例であるので、この文様を手掛かりに年代を推定した。その結果、吉備遺跡例は7世紀後半に位置付けられる蓋然性が高いことが明らかとなった。また須恵器文様の終焉過程についても考察し、供膳具にも施文される段階（7世紀初頭以前）、「袋物」に施文が限定される段階（7世紀前半～8世紀初頭）、甕・硯以外の文様が消滅する段階（8世紀前半）に大別できることを明らかにした。

森 暢郎（もり のぶろう）

桜井市纏向学研究センター研究員

古墳時代的須恵器文様の終焉

－桜井市吉備遺跡第4次調査出土刻書須恵器の位置付けをめぐって－

森 暢 郎

I. はじめに

桜井市吉備遺跡第4次調査では「大ア所可」刻書須恵器短頸壺（以下、吉備遺跡例）が出土している。藤原京期以前の遺構から出土したとされ、刻書須恵器としては奈良県内でも古いものである。その年代的位置づけは重要と考えられる。そこであらためて吉備遺跡例を紹介し年代を検討したい。また、吉備遺跡例の特徴である体部文様に着目し、須恵器文様の終焉についても考察する。

II. 吉備遺跡第4次調査出土

刻書短頸壺の紹介

吉備遺跡第4次調査と出土遺構（図1）

吉備遺跡は桜井市中央部に位置し、南から伸びる丘陵が平野に遷移する地形に立地する。全域が藤原京跡に包

摂される。吉備遺跡第4次調査は報告書が刊行されていないが、調査担当者の萩原儀征による概要が記されている¹⁾。また清水眞一が吉備遺跡例を紹介している²⁾。清水の文中には和田萃氏の釈読が紹介されている。出土遺構は溝1で、溝1出土土器はごく少なく、共伴資料から時期を推定することは難しい。

刻書短頸壺の観察（図2）

短頸壺で器高15.0cm、口径10.4cm、最大径19.4cmを測る。体部に沈線を2条めぐらし、間に波状文を施す。波状文は正置で施したのであればロクロ右回転と考えられる。また内面の回転ナデからみて体部成形はロクロ右回転で行われている。底部は手持ちヘラケズリする。内面にあて具痕は認められない。胎土には炭流し状の痕跡はない。壺蓋を被せて焼成していない。外面にススの痕跡がある。

和田萃の釈読によれば「□(大カ)ア所可」と読み、「大

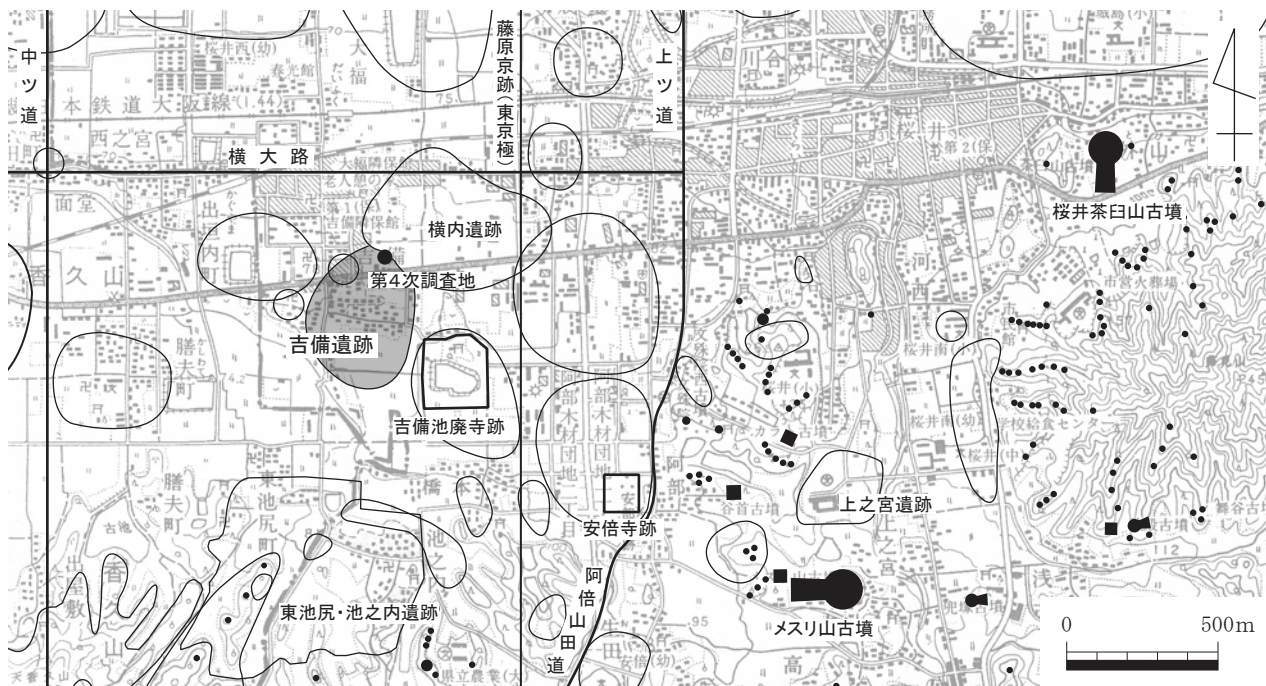


図1 吉備遺跡第4次調査の位置 (1/25,000)

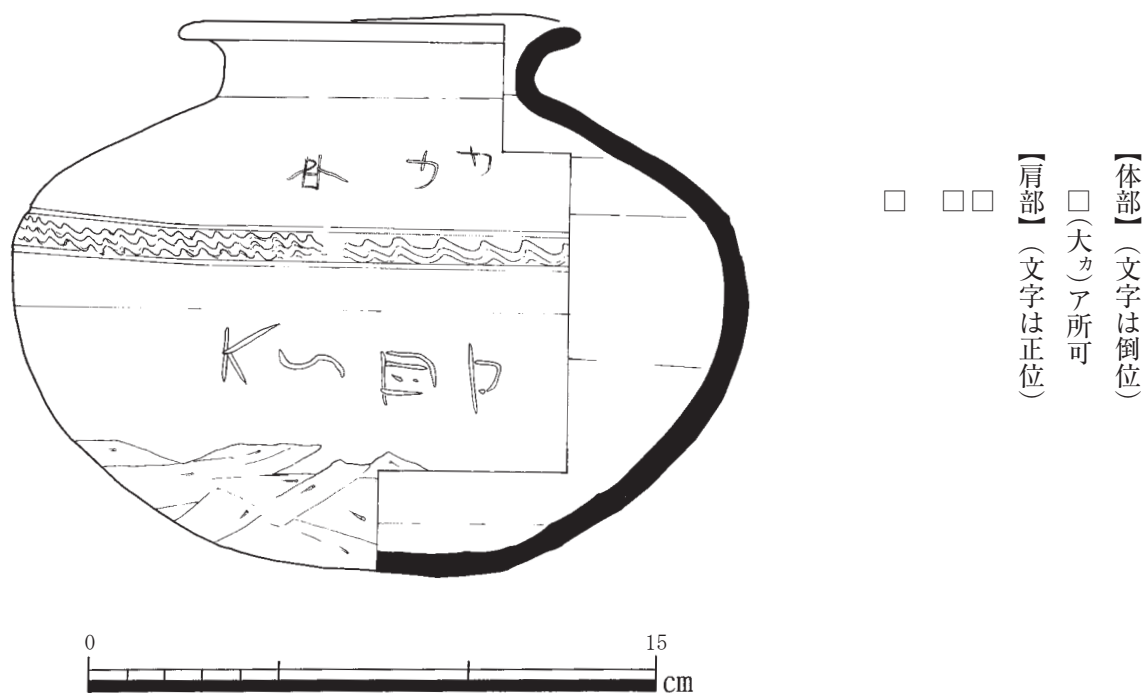


図2 刻書短頸壺実測図 (1/2)



写真1 短頸壺肩部の刻書



写真2 短頸壺体部の刻書

伴部所可」という人名とする。今回改めて観察したところ、上記の以外に2か所に刻書文字ないし記号が認められたため、奈良文化財研究所史料研究室の方々に釈読を依頼した³⁾(図2)。

ところで須恵器短頸壺自体は古墳時代後期には存在する。器形変化は捉えがたく、かつ本例のように口縁部が広がる器形は類例が少なく、器形から時期判断は困難であると考え。一方で本例の体部波状文は珍しい。一般

に古墳時代後期後半から終末期の須恵器壺類体部に施される文様は列点文が多い。こうしたことを念頭に、本稿では須恵器の文様に焦点をあて通器種的に文様の消長を検討し、そのうえで吉備遺跡例の編年の位置を検討する。

Ⅲ． 7 世紀の須恵器文様の研究史

古墳時代後期・終末期に認められる須恵器文様が奈良時代には認められないことはこれまでの須恵器編年研究でもよく認知されてきたところである。また、個別器種の文様変遷はこれまでも検討がなされている。木下亘は無蓋高坏杯部の文様について波状文→列点文→無文・直線文の変遷を行うことを指摘している⁴⁾。田辺昭三は MT15 型式期で体部に文様をめぐるす臑が減少すること、一貫して長大化・装飾化の道をたどった高坏・臑は TK209 型式期以降陶邑窯ではほとんど姿を消すことを指摘する⁵⁾。また吉田知史は臑を文様・形態で分類し編年を行う。吉田が述べる（古墳時代後期の）臑の体部には列点文が原則施されるという点は重要である⁶⁾。和田達也は甕を分類し文様の変遷を検討する⁷⁾。藤原学は吹田 34 号窯を例に甕の施文過程を検討する⁸⁾。一方で、器種を超えて文様の消長を考える視点は希薄である。

Ⅳ． 分析

吉備遺跡例は飛鳥近傍の消費地遺跡から出土している。そこでまず奈良盆地出土須恵器の文様を検討して吉備遺跡例の年代を考えたい。さらに近畿周辺で吉備遺跡例を特徴づける体部波状文を持つ壺類を焼成した窯を集成し、吉備遺跡例の年代的位置づけを補強する。また検討を通じて須恵器文様の終焉の背景について考察したい。

器種と文様分類

古墳時代後期後半から終末期の須恵器有文器種には長頸壺類、短頸壺、無蓋長脚高坏、碗・盃、臑、甕がある。その他の器種にも施文がなされる場合もあるが例外的である。

文様には波状文、列点文、直線文があり、器表面を横分割して文様帯を形成する。列点文と直線文は施文単位の傾きで左右に細分できる。施文部位は体部、口頸部、

脚部、杯部に大別できる。

なお、沈線は奈良時代以降も存在するので扱わない。カキ目も文様であるか截然としないため本稿では扱わない。また甕については検討が及ばなかったため、主要な検討器種としてはとりあげない。

奈良盆地における須恵器文様の変遷（図 3）

飛鳥・藤原地域の土器編年研究は再検討が進みつつある。2019 年にシンポジウム『飛鳥時代の土器編年再考』が開催され、尾野善裕、森川実、大澤大吾による検討がなされた⁹⁾。このシンポジウムで取り上げられた土器群を中心に、併せてまとまった奈良盆地の古墳・窯跡出土土器群も検討対象とする。

7 世紀初頭以前の須恵器文様

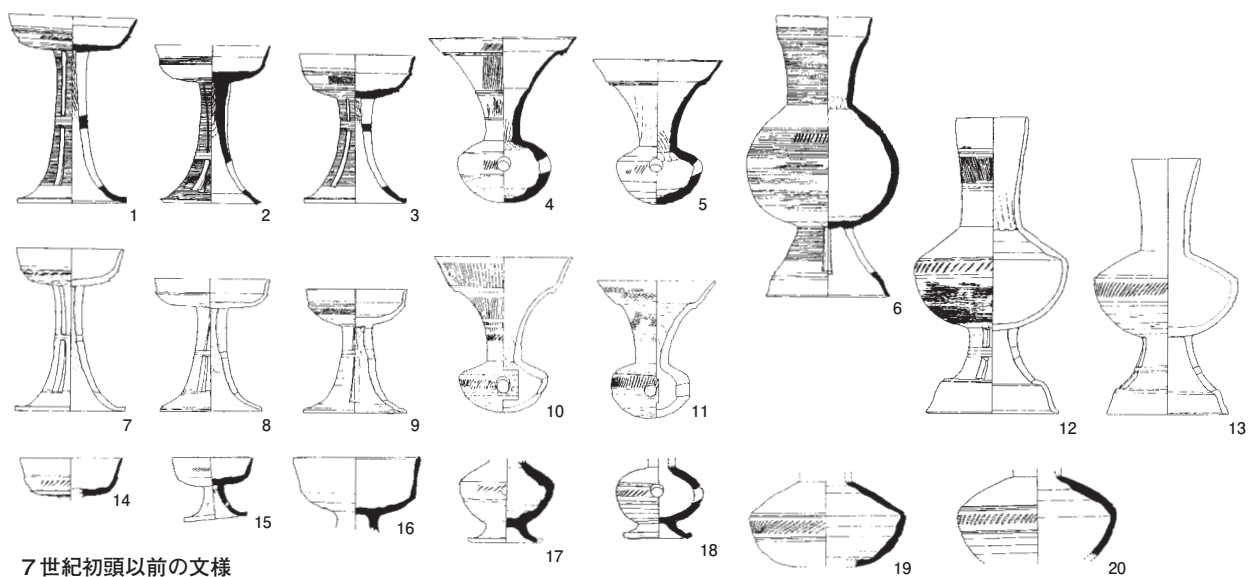
藤ノ木古墳出土須恵器は TK43 型式期とされる一群で、無蓋高坏脚部に波状文を巡らす個体や、無蓋高坏杯部に列点文、波状文を巡らす個体がある¹⁰⁾。牧野古墳出土須恵器は TK209 型式期とされ、無蓋高坏杯部に列点文、波状文を巡らす個体がある¹¹⁾。波状文は 1 個体のみであり、列点文が主体を占める。

飛鳥・藤原地域では以上のような有文の高坏が存在する土器群はあまり多くないが古宮遺跡 SD050¹²⁾ や甘樫丘東麓遺跡炭溜まり SU250・炭混層 SX201（171 次）¹³⁾ が挙げられる。共伴する長頸壺には体部列点文を施す個体がある。壺類の体部文様は単段構成が多いが、少数ながら矢羽状など複段構成も認められる。また古宮遺跡 SD050 では短脚の有文装飾碗が存在するが、これは TK209 型式期に多い無脚装飾碗¹⁴⁾ と器形が類似するものであり、飛鳥 I の古い段階が TK209 型式期と並行することの証左と考える。

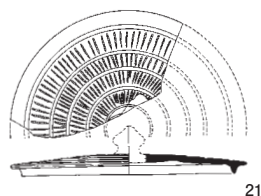
7 世紀前半の須恵器文様

甘樫丘東麓遺跡 SX037¹⁵⁾ のように無蓋長脚高坏に文様が施されなくなり、供膳具への文様施文はこの時期以降ほとんど認められない。類例に恵まれないが臑も口頸部文様は消滅し体部列点文のみが認められるようになると考えられる。長頸壺・短頸壺では引き続き体部列点文単段構成が優勢で、そのほかの文様構成はマイナーなものである。体部波状文をもつ個体は法隆寺 SK3561¹⁶⁾ で出土している。共伴する土師器鉢の暗文構成から見て飛鳥時代前半の個体と考えられる。

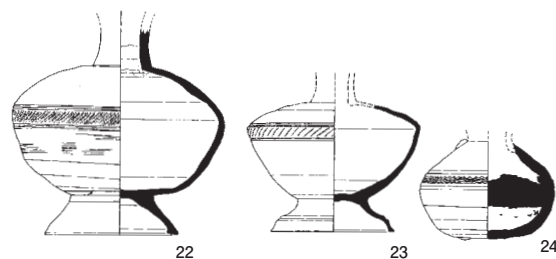
有文器種は壺・臑・甕のみとなり供膳具は無文化する



7世紀初頭以前の文様



21

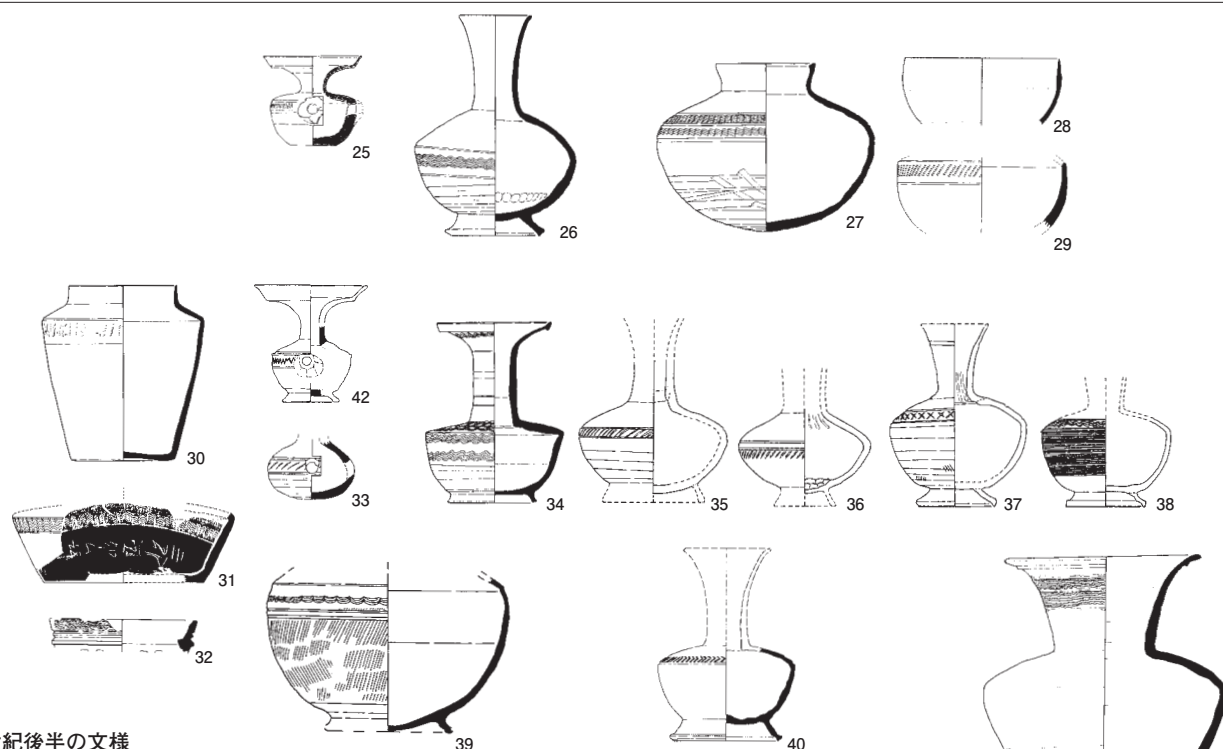


22

23

24

7世紀前半の文様



7世紀後半の文様

1-6 藤ノ木古墳 7-13 牧野古墳 14-17 古宮遺跡 SD050 18 川原寺跡 SD367 下層 19 甘樫丘東麓遺跡炭溜まり
21 川原寺跡 SD367 中層 22 甘樫丘東麓遺跡 SX037 23 飛鳥池遺跡 SD809 灰緑色砂層
24 法隆寺 SK3561 25 歌姫西窯跡 26 三ツ塚古墳群第11号小石室 27 大官大寺下層 SK121
28 坂田寺跡 SG100 29 西橋遺跡 30・31 石神遺跡 SD640 32 安倍寺遺跡 33 飛鳥宮跡 SD0901
34 紀寺跡 SK10 35-38 飛鳥宮跡 1998・20次 SK09 39 藤原宮整地層 40 藤原京 SD4130
41 藤原京跡 SE8061 42 桧前・上山遺跡包含層

0 40cm

図3 奈良盆地における須恵器文様の変遷 (1/8)

といえる。

7世紀後半の須恵器文様

飛鳥Ⅱ以降の土器群を取り上げる。歌姫西窯跡¹⁷⁾では口頸部に施文のある甕が出土しているが稀である。また体部波状文をもつ甕が歌姫西窯跡と桧前・上山遺跡¹⁸⁾で出土している。

壺類では一貫して体部列点文単段構成が優占するが、体部波状文を持つ個体がやや目立つのもこの時期である。大官大寺SK121¹⁹⁾では体部波状文をもつ須恵器短頸壺が出土している。飛鳥・藤原地域では最も吉備遺跡例に類似していると言えよう。長頸壺では三ツ塚古墳群第11号小石室例²⁰⁾や紀寺跡SK10²¹⁾、藤原宮整地土(175次)²²⁾などがある。また肩部に稜をもつ壺は一般に体部波状文を持つ器種で、石神遺跡第5次SD640²³⁾で出土している。また波状文をもつ鉢²⁴⁾や、体部波状文をもつ平瓶²⁵⁾が出土している。後者の類例は岐阜県各務原市天狗谷0号窯²⁶⁾に認められ、時期的にも近いのでこの窯跡から搬入されたことも考えられる。

藤原宮期以降の様相

藤原京期では施文がなされる個体は多くないが、藤原京左京三条六坊SD4130下層など²⁷⁾のように存在しないわけではない。有文個体は長頸壺類が多く、他の有文器種はほとんどない。平城京遷都後は甕を除き、有文個体はほとんど認められないが、平城京右京八条一坊十三十四坪SK3300²⁸⁾で口頸部に波状文を持つ長頸壺がある。また、甕では波状文を施す個体が散見される²⁹⁾。

以上、縷々須恵器文様の終焉過程を検討した。

奈良盆地の須恵器文様の変遷をまとめると、TK209型式期・飛鳥Ⅰの古い段階(6世紀末～7世紀初頭)以前には、供膳具では無蓋長脚高坏や装飾碗に列点文を主体とした文様が認められる。甕では口頸部に波状文・直線文を中心とした文様、体部に列点文を主体とした文様が認められる。壺類では、体部に列点文が施されることが一般的である。なお、有文器種でも無文個体も共存する。

飛鳥Ⅰの新しい段階(7世紀前半)には供膳具への施文は消え、壺・甕・甕といった「袋物」に施文が限定されていく。また、口頸部への施文は甕を除くと壺・甕でも激減する。壺・甕では体部単段列点文の文様構成が主体を占めるが、多段構成の個体も少数存在する。

飛鳥Ⅱ～Ⅳ(7世紀後半)も7世紀前半と同様に「袋物」への施文が続くものの、この時期には有稜壺や平瓶、すり鉢などの器種に施文がなされる事例がある。また壺類に体部波状文が施される事例が散見される。藤原宮期にも継続して壺類に施文がなされるが、奈良時代初頭には甕・甕を除いて施文器種はほぼ消滅する。甕への施文も平城Ⅲにはほぼ認められなくなる。

まとめると、須恵器文様は供膳具にも施文される時期(～7世紀初頭)、施文が袋物に限定される時期(7世紀前半～8世紀初頭)、甕・甕以外の文様が消滅する時期(8世紀初頭～前半)に大別できる。

また施文の共通性として、①文様は横帯で施文される。②「ハ」の字状に広がる器形(甕・壺・甕口頸部、脚部)には波状文・直線文が施されるのに対して、袋状の器形(壺・甕体部)には列点文・直線文が施されることが多い。③同一器種でも無文個体と有文個体は一貫して共存する。といったことが指摘できる。

近畿周辺の体部波状文をもつ壺・甕等の事例(図4)

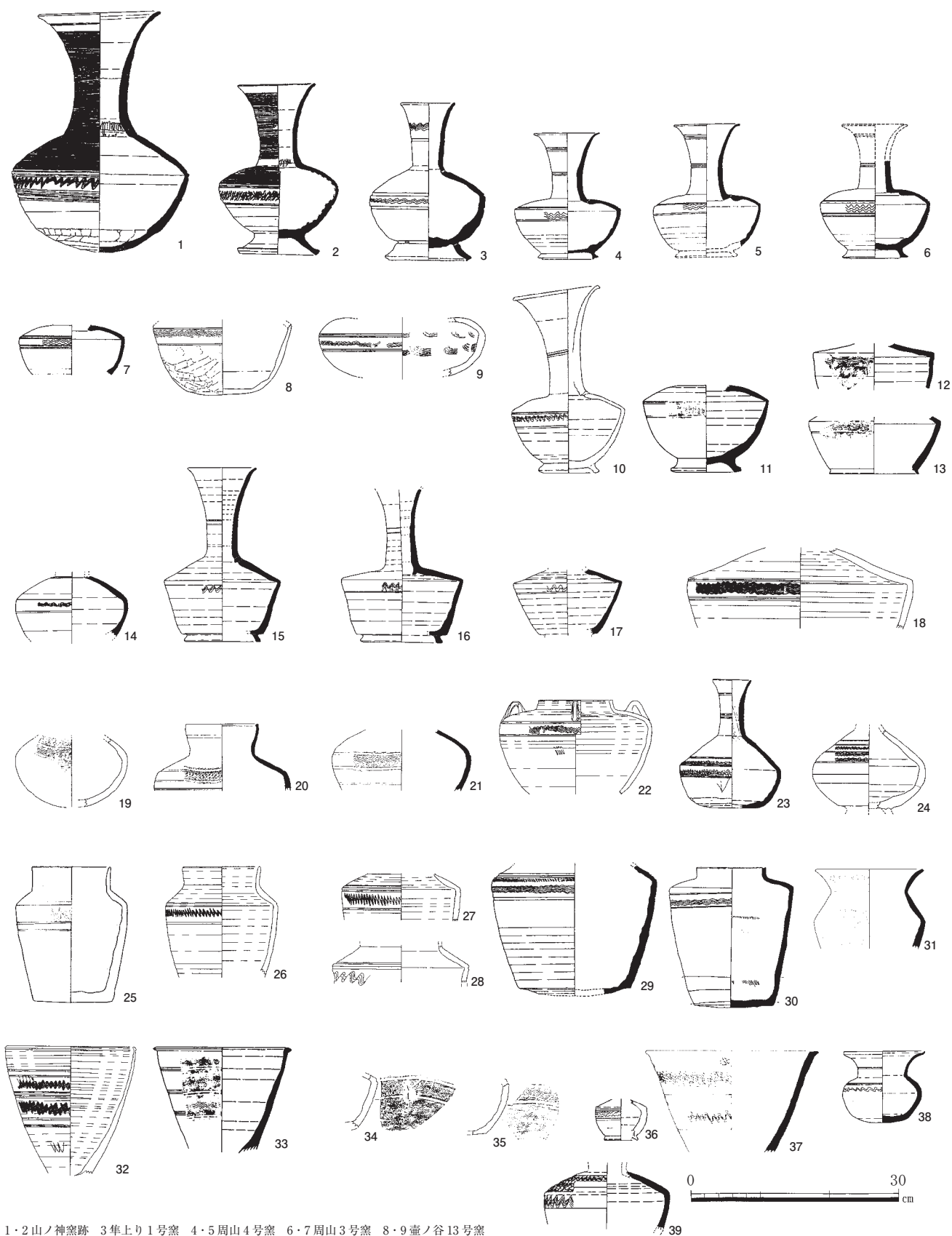
では、近畿地方周辺で体部波状文をもつ袋物を焼成した窯跡はいつどこに有るだろうか。

体部波状文をもつ短頸壺は岡山県倉敷市寒田4号窯³⁰⁾(TK209型式期併行)で出土しているが、この時期の個体は数少ない。ほかに把手のあるものが愛知県長久手市市ヶ洞1号窯(7世紀後葉)で出土している。

長頸壺では京都府宇治市隼上り1号窯最終床面(飛鳥Ⅱ並行)³¹⁾、京都市周山窯(飛鳥Ⅳ併行)³²⁾、壺ノ谷13号窯(飛鳥Ⅳ併行)³³⁾、滋賀県大津市山ノ神窯(飛鳥Ⅲ併行)³⁴⁾、愛知県小牧市篠岡78号窯³⁵⁾、丁子田1号窯(7世紀後葉)³⁶⁾で出土している。長頸瓶は豊岡市トガ山2窯³⁷⁾、香川県さぬき市末3号窯(TK217～TK46型式期並行)³⁸⁾で出土している。なお、窯跡資料ではないが紀寺SK10で出土している多数の波状文をもつ個体は広島県府中町下岡田遺跡に類例がある³⁹⁾。

甕の類例は少なく、窯跡例では高針原1号窯がある。波状文をもつ平瓶は岐阜県各務原市天狗谷0号窯⁴⁰⁾に類例がある。すり鉢は市ヶ洞1号窯(7世紀後葉)⁴¹⁾などに類例が有る。

有稜壺は東海地域に多く、丁子田1号窯等で認められるが、他にも大阪府堺市KM117号窯⁴²⁾(7世紀後半)や石川県小松市那谷桃の木山1号窯⁴³⁾などでも出土し



1・2 山ノ神窯跡 3 牟上り1号窯 4・5 周山4号窯 6・7 周山3号窯 8・9 壺ノ谷13号窯
 10 高針原1号窯 11 - 13 篠岡78号窯 14 - 17 篠岡2号窯 18 丁子田1号窯 19 末3号窯
 20・21 寒田4号窯 22 市ヶ洞1号窯 23 トガ山2号窯 24 末3号窯 25 岩崎17号窯
 26・27 丁子田1号窯 28 天狗谷0号窯 29 KM117号窯 30 天池C号窯 31 稲塚3号窯
 32 市ヶ洞1号窯 33 篠岡78号窯 34・35 天狗谷0号窯 36 高針原1号窯 37 那谷桃の木山1号窯
 38 王子保3・4号窯 参考 39 下岡田遺跡

図4 近畿周辺部の体部波状文をもつ壺・甕類を焼いた窯

ている。

このように、窯跡出土資料からみても体部波状文をもつ個体は7世紀後半に多いものといえよう。もちろん、消費地でみれば体部波状文をもつ壺類は法隆寺SK3561⁴⁴⁾をはじめ、TK209型式期に遡る可能性のある京都府京丹後市湯舟坂2号墳出土例⁴⁵⁾や大阪府柏原市太平寺古墳群3号墳例⁴⁶⁾などがあり、飛鳥時代後半以前にも類例が無いわけではないことも留意されねばならない。

V. 結論

吉備遺跡例の位置づけ

吉備遺跡例の類似器形・文様構成の個体は飛鳥・藤原地域では見当たらない。体部波状文をもつ個体としては長頸壺では法隆寺SK3561例が比較的早い事例であるが、前述のように体部波状文をもつ個体は7世紀後半に多い傾向にあり、吉備遺跡例もそうである蓋然性が高い。また施文そのものが奈良時代以降は消滅するので、吉備遺跡例は7世紀後半～8世紀初頭の個体である蓋然性が高いと言えよう。飛鳥・藤原地域での刻書土器が飛鳥時代後半から出現するという指摘⁴⁷⁾や、近畿周辺の窯跡で壺類に体部波状文を持つ個体は7世紀後半に多いことも整合的と考えられる。

文様終焉の背景

須恵器出現以降長期にわたった文様施文はなぜ7世紀に至って廃れるのであろうか。今回検討したように文様施文の終焉は長期に渡る過程であり、数世代を経て達成されたものである。

供膳具から文様が撤退する直前の時期には、牧野古墳出土須恵器のように高位の被葬者用と想定される供膳具に有文個体が認められるから、有文供膳具はランクの高い器とみなされていたと考える。こうした状況から文様施文が袋物に限定されていくことは、供膳具の文様の有無が器のランクの高低を示さなくなったのではないかと臆断する。すなわち、供膳具のランクの高低は文様の有無ではなく器の材質に示されるようになるのではないかと。土器様式の金属器志向と関連すると考えられる。

供膳具からの文様の撤退後も袋物に文様が残ることは、7世紀には文様が液体の貯蔵・使用と関連付けられ

ていたことを示唆する。また施文部位や部位ごとの文様が広域に決まっていることは、須恵器文様の意味について広域で約束事があったことを意味している。

こうした袋物の文様の消滅は、奈良盆地では甕を除き7世紀末から8世紀初頭と考えられる。この時期は大きな土器様式の変革は認められず、甕は衰微するものの、長頸壺・短頸壺や甕は奈良時代も盛んに用いられる。こうしたことから、液体の貯蔵・使用にあたって、文様を持っていた意味が徐々に顧みられなくなっていったと考えられよう。

【註記】

- 1) 萩原儀征 1994「吉備遺跡」『埋蔵文化財センター5年のあゆみ』桜井市教育委員会・(財)桜井市文化財協会
- 2) 清水眞一 1999「95.へうで書かれた文字発見 吉備遺跡法華堂地区」『桜井・発掘調査現場から』(財)桜井市文化財協会
- 3) 釈読については奈良文化財研究所 史料研究室の方々、写真撮影については栗山雅夫氏・山藤正敏氏にご高配を賜った。肩部刻書の右2文字は「少」の可能性があるとのご教示を賜った。記して御礼申し上げます。
- 4) 木下亘 1990「土器」『斑鳩藤ノ木古墳 第1次調査報告書』奈良県立橿原考古学研究所編
- 5) 田辺昭三 1981『須恵器大成』角川書店
- 6) 吉田知史 2007「文様と形態からみた後期古墳出土甕の変遷」『勝福寺古墳の研究』大阪大学考古学研究室編
- 7) 和田達也 2008「須恵器大甕の変遷と地域色」『山形考古』38
- 8) 藤原学 1991「畿内」『古墳時代の研究』6土師器と須恵器 雄山閣
- 9) 尾野善裕 2019「飛鳥時代宮都土器編年の再編に向けて-飛鳥・藤原地域を中心に-」、森川実 2019「飛鳥時代における須恵器食器の法量変化」、大澤大吾 2019「飛鳥時代における土師器杯C・杯Aの変遷とその区分」、いずれも『飛鳥時代の土器編年再考』奈良文化財研究所・歴史土器研究会
- 10) 斑鳩町 1990『斑鳩藤ノ木古墳 第1次調査報告書』奈良県立橿原考古学研究所編
- 11) 広陵町教育委員会 1987『史跡 牧野古墳』奈良県立橿原考古学研究所編
- 12) 奈良国立文化財研究所 1976『飛鳥・藤原宮発掘調査報告 I 小墾田宮推定地・藤原宮の調査』
- 13) 若杉智宏 2013「第171次調査出土遺物」『奈文研紀要』

- 2013』奈良文化財研究所
- 14) 森暢郎 2018「装飾埴と須恵器編年」『待兼山考古学論集Ⅲ－大阪大学考古学研究室30周年記念論集－』大阪大学考古学研究室
 - 15) 奈良国立文化財研究所 1995『飛鳥・藤原宮発掘調査概報25』
 - 16) 奈良文化財研究所 2002『法隆寺考古資料』
 - 17) 奈良文化財研究所 2014『奈良山発掘調査報告Ⅱ 歌姫西須恵器窯の調査』学報93
 - 18) 奈良県立橿原考古学研究所 1985『奈良県遺跡調査概報1984年度（第二分冊）』重見泰氏にご教示いただいた。記して感謝します。
 - 19) 玉田芳英 2002「大官大寺下層土坑出土の貯蔵具と煮炊具」『奈文研紀要2002』奈良文化財研究所
 - 20) 奈良県立橿原考古学研究所 2002『三ツ塚古墳群』報告81
 - 21) 奈良文化財研究所 1988「紀寺跡寺域東南部の調査（1987-1次）」『藤原宮発掘調査概報』18
 - 22) 玉田芳英2013「東方官衙北地区の調査-175次 出土土器」『奈文研紀要2013』奈良文化財研究所
 - 23) 奈良文化財研究所 1986『飛鳥・藤原宮発掘調査概報』16
 - 24) 相原嘉之 2019「西橘遺跡出土土器」『飛鳥時代の土器編年再考』奈良文化財研究所・歴史土器研究会
 - 25) 奈良文化財研究所 1993『飛鳥・藤原宮発掘調査概報』23
 - 26) 各務原市埋蔵文化財調査センター 1998『各務原市文化財調査報告書23：須衛天狗谷古墳群・天狗谷窯址群発掘調査報告書』
 - 27) 奈良文化財研究所 2017『飛鳥・藤原宮発掘調査報告Ⅴ 藤原京左京三条六坊の調査』学報94
 - 28) 巽淳一郎 1992『平城宮・京出土須恵器の分類と産地同定』
 - 29) 奈良文化財研究所 2006『平城京出土陶硯集成Ⅰ 平城宮跡』奈良文化財研究所史料77冊、奈良文化財研究所 2007『平城京出土陶硯集成Ⅱ 平城京・寺院』奈良文化財研究所史料80冊
 - 30) 倉敷埋蔵文化財センター 2003『倉敷市埋蔵文化財発掘調査報告10：寒田窯跡群4号』
 - 31) 宇治市教育委員会 1983『宇治市埋蔵文化財発掘調査概報3：隼上り瓦窯発掘調査概報』
 - 32) 京都大学文学部考古学研究室編 1982『丹波周山窯址』
 - 33) 中井真孝ほか 2000『壺ノ谷窯址群・桑ノ内遺跡発掘調査報告書』仏教大学
 - 34) 滋賀県教育委員会 1986『国道1号京滋バイパス関連遺跡発掘調査報告書2：山ノ神遺跡発掘調査報告書』
 - 35) 小牧市教育委員会 1979『桃花台ニュータウン遺跡調査報告Ⅱ』
 - 36) 長久手町教育委員会・（財）瀬戸市文化振興財団 2007『丁子田窯跡・市ヶ洞1号窯跡 長湫南部土地区画整理に係る発掘調査報告』
 - 37) 加賀見省一・山根実生子 1998「但馬」『古代の土器5－2 7世紀の土器（近畿西部編）』
 - 38) 香川県埋蔵文化財調査センター 2000『高松東道路建設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告8：野午古墳・末3号窯跡』
 - 39) 巽淳一郎 1992『平城宮・京出土須恵器の分類と産地同定』初出は府中町 1978『安芸府中町史』であるが確認できなかった。
 - 40) 註26) と同一
 - 41) 註35) と同一
 - 42) 大阪府教育委員会 1976『陶邑Ⅰ 図録編』
 - 43) 小松市教育委員会 1991『那谷桃の木山古窯跡発掘調査報告書』
 - 44) 註16) と同一
 - 45) 久美浜町教育委員会 1983『湯舟坂2号墳』
 - 46) 柏原市教育委員会 1979『河内太平寺古墳群』
 - 47) 山本崇 2021「概説 大和の墨書土器・刻書土器」『埋蔵文化財ニュース 奈良県出土墨書刻書土器集成 下』

編集後記

○ 多くの皆さまのご協力により、当研究センターの研究紀要である『纏向学研究』第11号をお届けすることができました。外部研究者の方3名と、共同研究員2名、常勤研究員2名による六つの論考は、国家形成史論から精緻な文様の研究、理化学的手法に基づく考察や、市内遺跡出土資料の歴史的な評価・意義付けなど多岐にわたり、「纏向学」に相応しい仕上がりとなりましたことを、当センター研究員一同大変嬉しく思っております。ご寄稿いただきました皆さま、本当にありがとうございました。

なお令和4年度は、研究紀要の第10号にあたる当センター設立10周年記念論集『纏向学の最前線』を7月に刊行し、本号が2冊目の研究紀要ということになります。編集作業に明け暮れた1年間を過ごす中で、自身も含めた当センター常勤研究員が、今後は執筆者としてさらに『纏向学研究』に貢献できるよう、研鑽を積んでいかなければならないと強く感じました。今後も「纏向学」の発信源として、さらなる内容の充実を目指したいと思いますので、引き続きご意見・ご協力くださいますようお願い申し上げます。
(福辻淳)

○ 本号の最後に、当研究センターとも深い関わりのある二人の研究者の突然の他界という辛い記憶を綴らねばならなくなりました。

当センターの共同研究員でもある坂靖さんは、ヤマト王権論と古代の日韓関係論のホープとして私どもの活動にご尽力いただきました。第6回の纏向学セミナーの講演と私との対談記録（『纏向学からの発信』大和書房）が出版される直前の急逝でした。榎考研を退職され、これからは「纏向学」の充実に手を貸していただきたいと願っていた矢先の出来事でした。

前田晴人さんは、3～4世紀史にも精通した数少ない古代史研究者でした。この紀要にも5度にわたってご寄稿いただき、その異彩を放つ業績の数々は私たちに多くの示唆を与えてくださいました。コロナ禍が漸う落ち着きを見せ始めて再開した第15回の纏向学セミナーで講演・対談いただいたわずかに半年後、悲報に接することになりました。

お二人の早い旅立ちは、私たち「纏向学」を目指す者だけではなく、歴史学界全体の大きな損失でもありました。もっともっと語りたいこと、書き綴りたいことがあったに違いありません。今はただお二人の安らかな眠りをお祈りし、残された私たちがお二人の業績をしっかりと引き継いでいくことをお約束するしかありません。合掌。
(寺沢薫)

纏向学研究センター研究紀要

纏向学研究 第11号

令和5年 3月31日 発行

発行 桜井市纏向学研究センター

奈良県桜井市三輪 686 番地 芝運動公園内

印刷 株式会社 明新社

奈良市南京町 3丁目464番地



Proceedings of the
Research Center for Makimukugaku, Sakurai City.
STUDIES IN MAKIMUKUGAKU 2023
NO.11